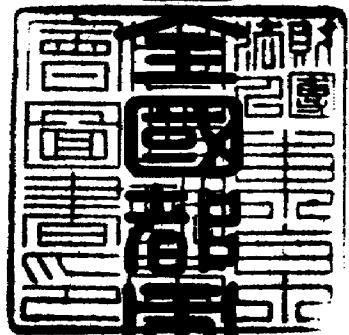


第一回全國都市問題圖文叢書

大販都市協會

第一回 全國電影問題圖文錄



關
會
長
の
挨
拶

07065



關 會 事 の 雜 雜

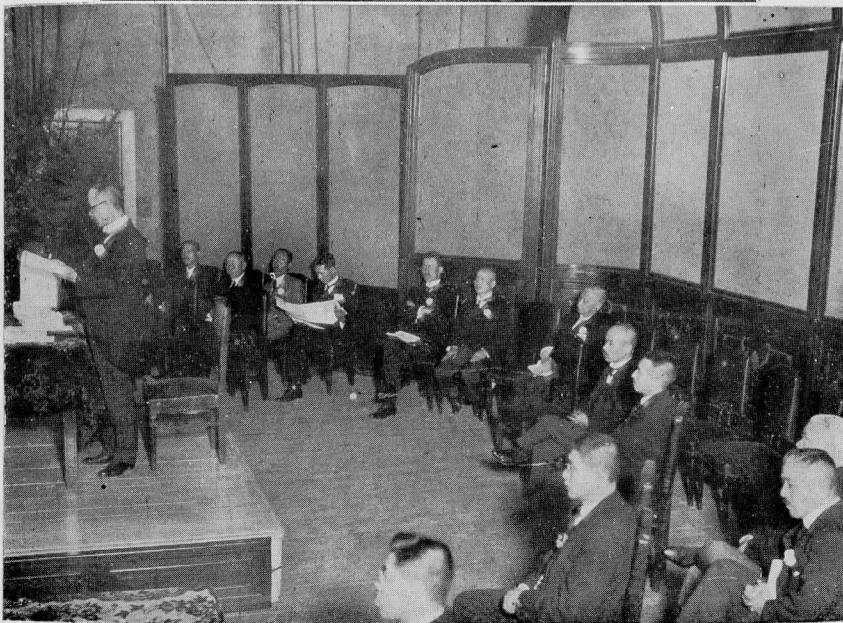
07065

内務大臣代理潮地方局長の祝詞

演壇の光景

内務大臣外事廳典式司員の臨席

開會の光景



大阪市火災地點圖

大正十五年（昭和元年）中

大阪府消防課出品

神戸市火災發生地點圖

（既往三ヶ年間）

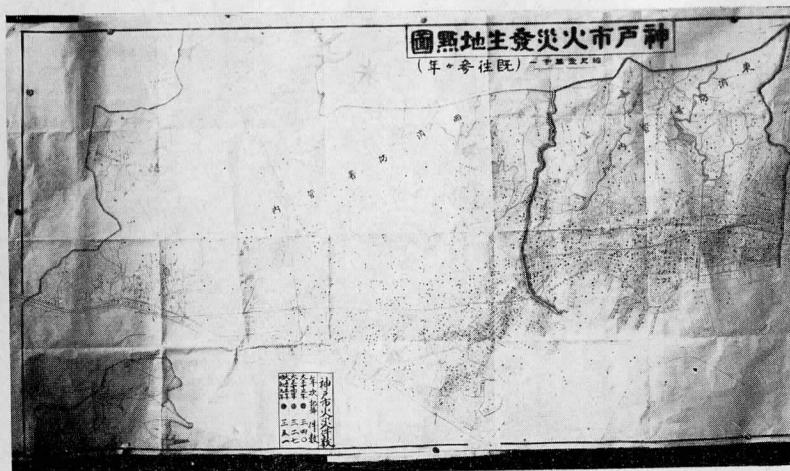
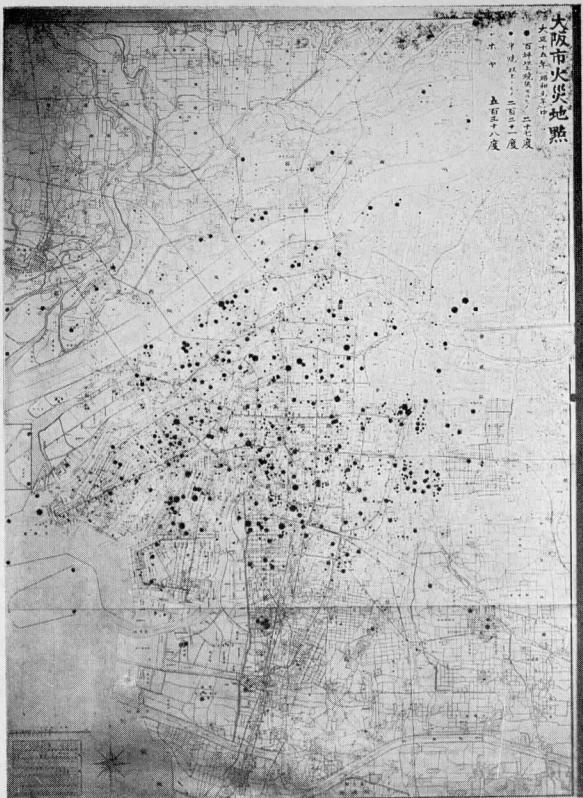
都市計畫兵庫地方委員會出品

大藏省圖籍局出品

大正十五年（昭和元年）中

大藏市火災地點圖

（昭和二年半間）
大藏市火災地點圖



中大
樞阪
部市
耐
火
建
築
物
分
布
圖

(大正十四年十二月調査)

都市計畫大阪地方委員會出品

濟市情畫大戰區委員會出品

(大五十四年十二月調查)

大中戰區陪都火警築設公市圖



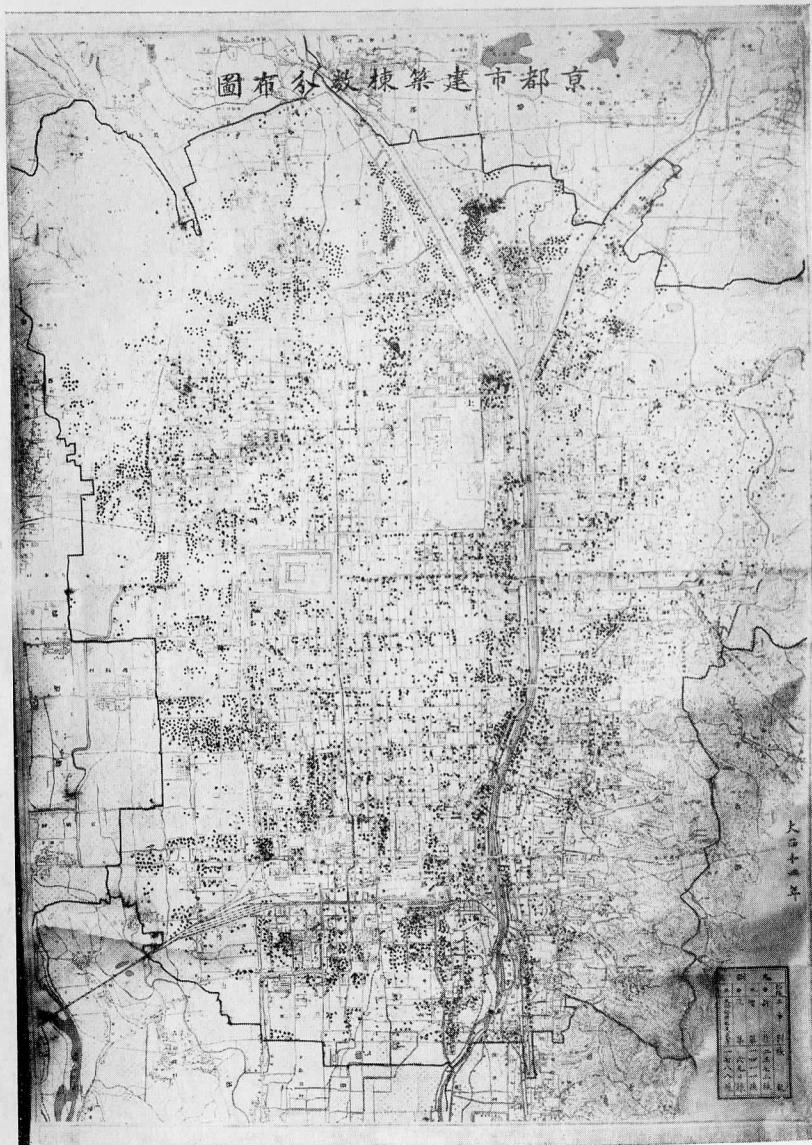
部編中市該大

(素)圖布分物築建火耐

京都市建築棟數分布圖

(大正十四年調査)

京都市土木局出品



京濱市築城敷地圖

(大正十二年)

京濱市土木局出品

同潤會猿江共同住宅模型

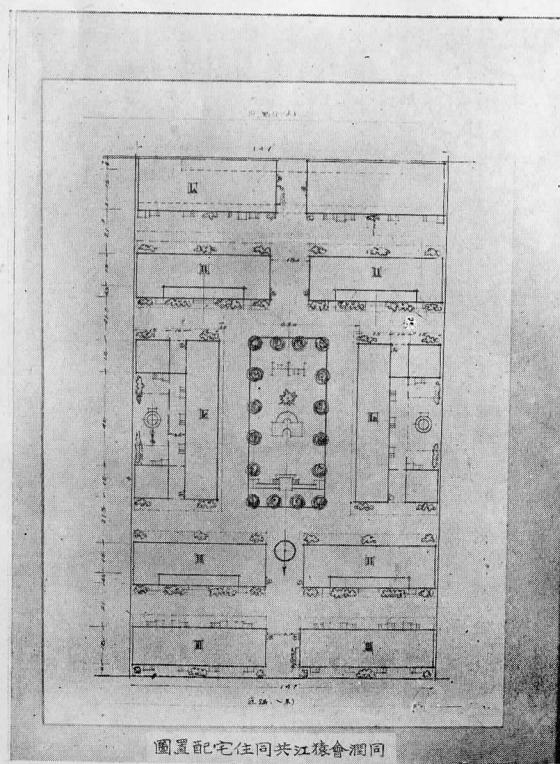
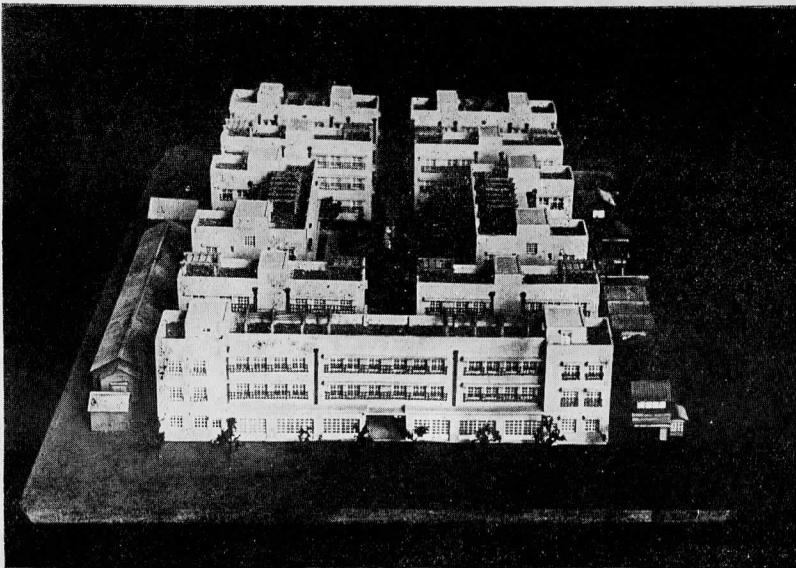
同上配置圖

猿江共同住宅は鉄筋コンクリート造三階建にして總戸數四〇〇戸（一戸平均八坪五合のもの）を有し表通は店舗の設備あり又中央に小公園を設けて風致を添へたる等極めて理想的共同住宅なり

東京市會出品

ト委員会書簡の送付あり又中央の小公園より端より風景ある所へある等處より廻懸印共同掛字あり
廻懸印共同掛字の廻懸印にてモ一畫三層懸印トす懸印廻懸印（一回平成八月五日）（一）

同開會茲正共同沿宇莫堅
同土猶置圖



大阪に於ける不良住宅地區詳細圖

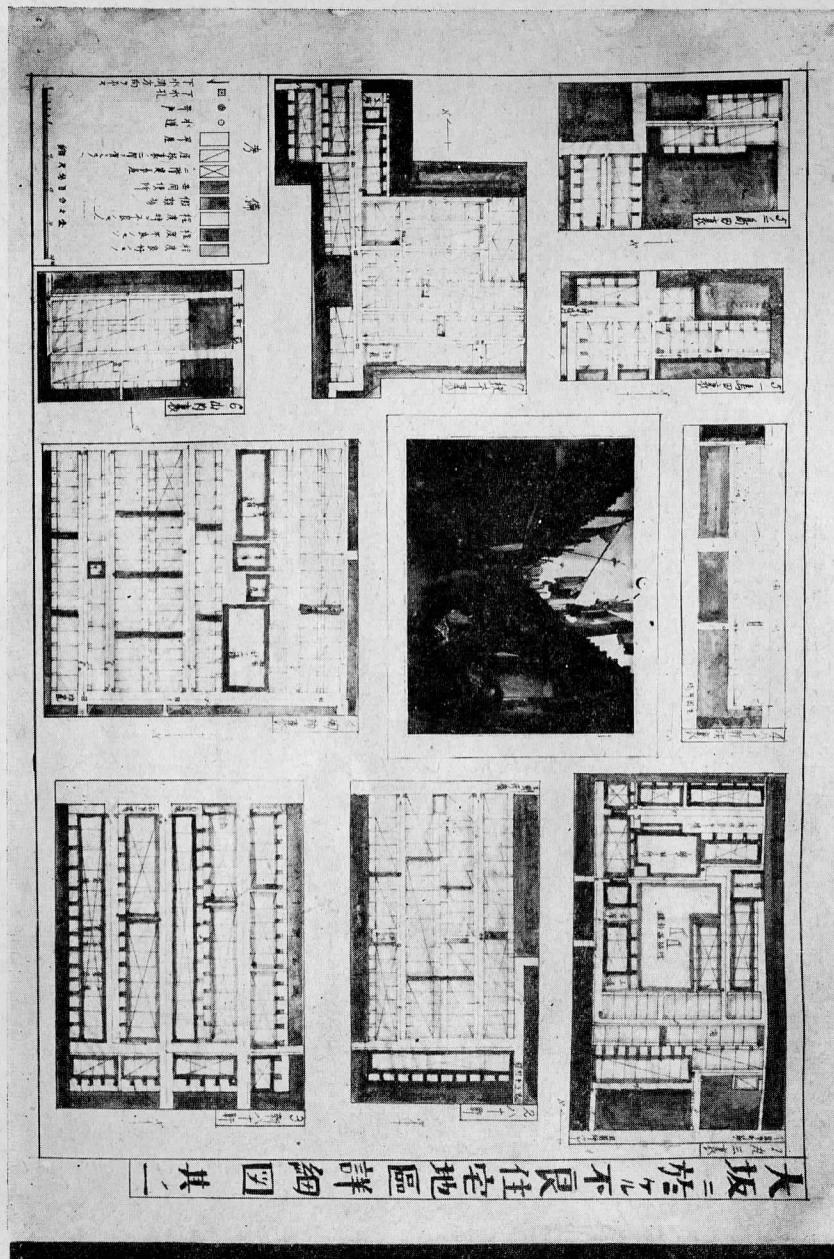
(其二)

大阪市社會部出品

大观园图

大風市上會稽出品

321



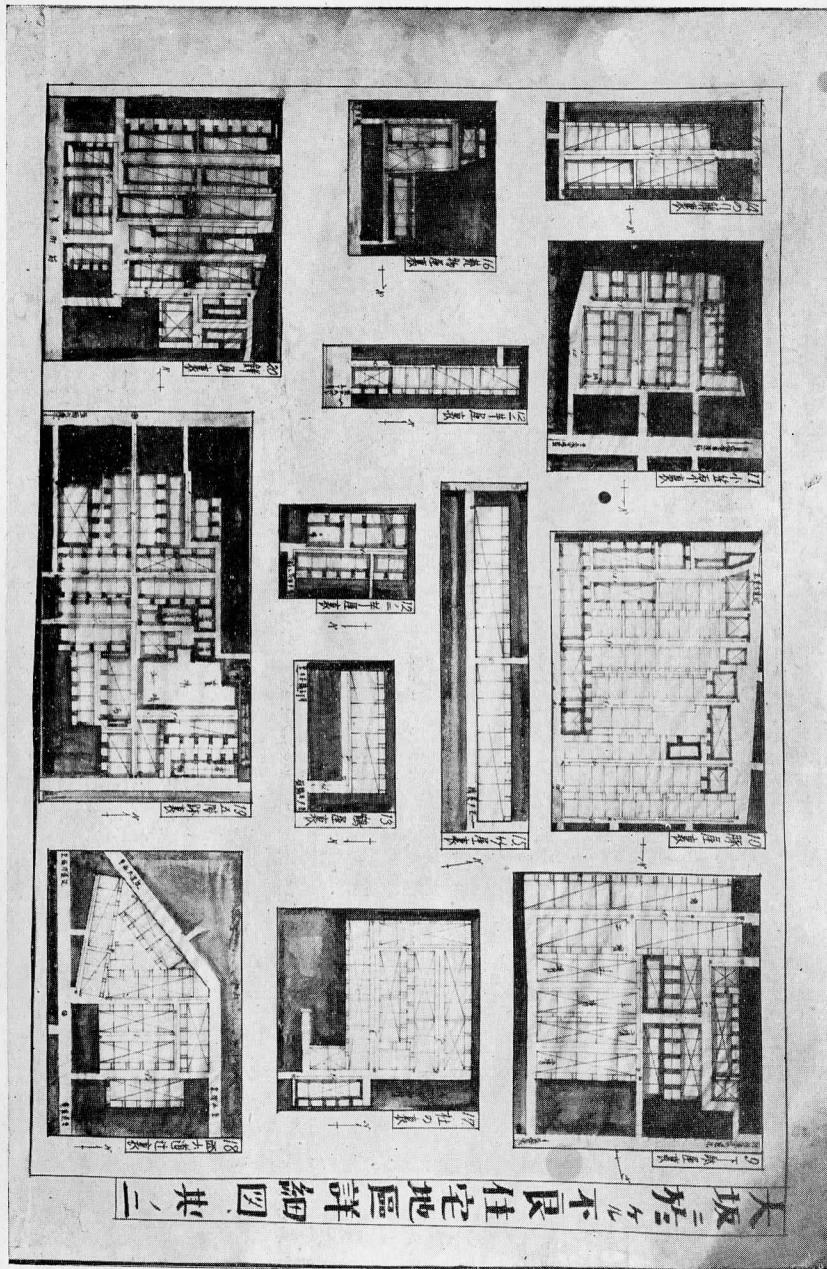
大阪に於ける不良住宅地區詳細圖

(其二)

大阪市社會部出品

大坂市地圖會社出品

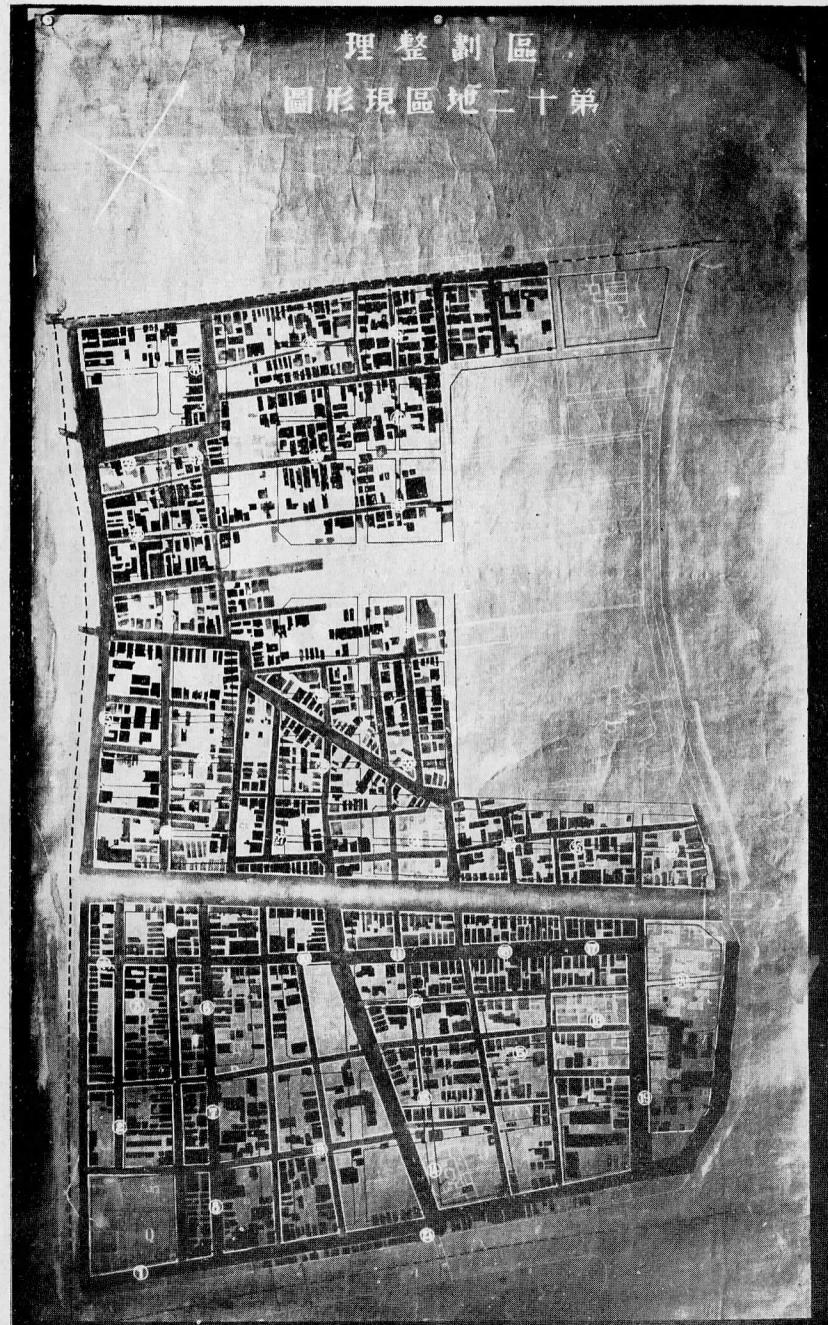
大坂市地圖會社不貞住宅地圖詳細圖 (其二)



區劃整理第十二地區現形圖

東京市日本橋區濱町方面に於ける區劃整理の狀況（震災前）

內務省復興局出品



第十二章 現地圖形區塊劃理

圖經卷十二

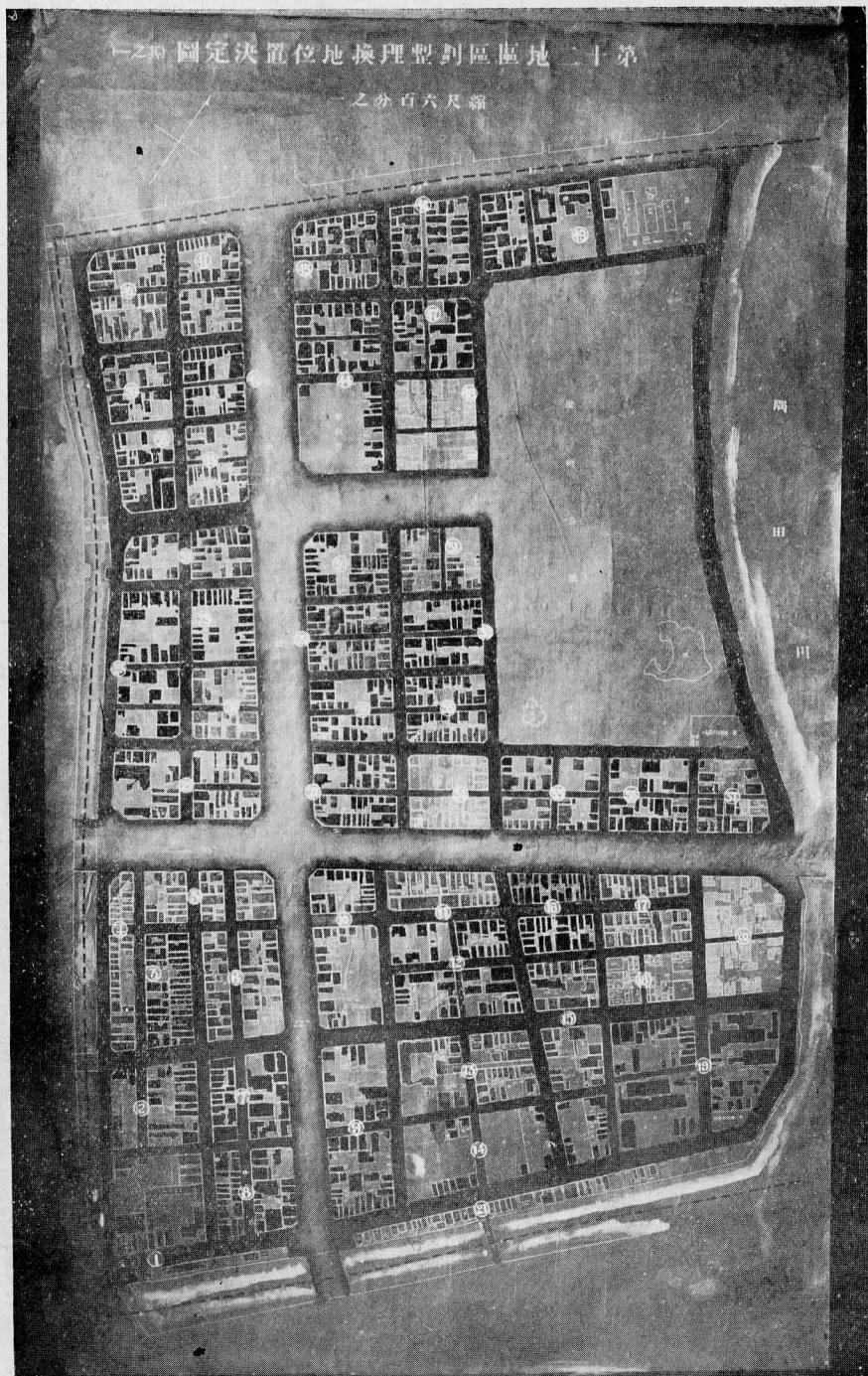
東京市日本橋區寶町二丁目付近の高層建築の状況（電気館）

內
蘇
晉
興
鼠
出
品

第十二地區區劃整理換地位置決定圖

東京市日本橋區濱町方面に於ける區劃整理の狀況（復興後の現狀）

内務省復興局出品



第十二區地圖

内 謂 言 寶 興 鼠 出 品

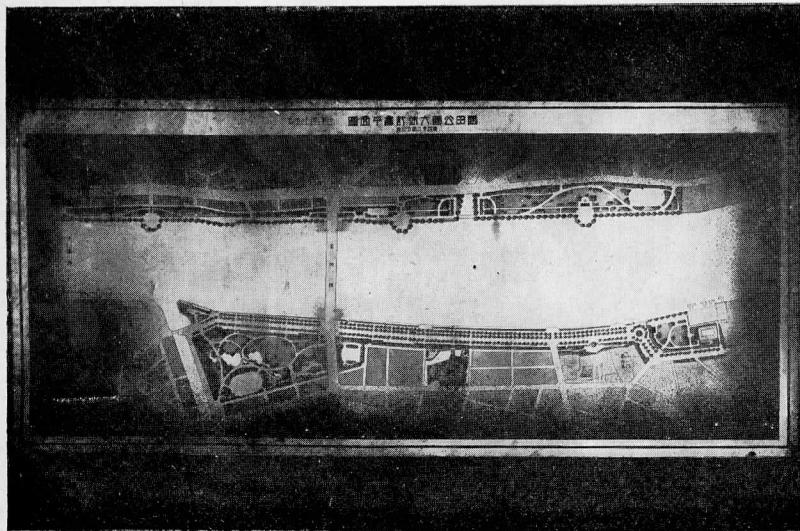
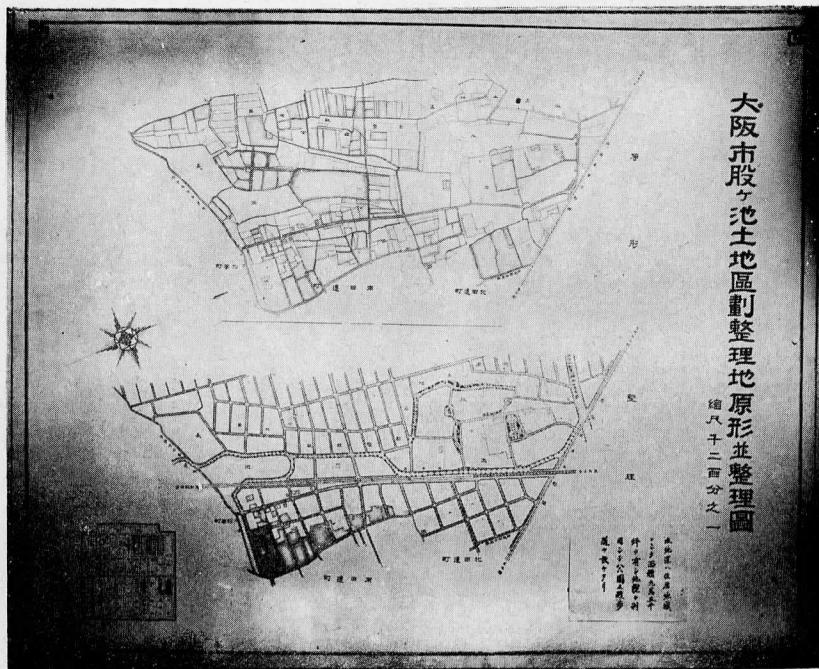
東京市日本篠山町大通に於ける篠山町の地圖 (篠山町の地圖)

隅田公園大體計畫平面圖

本圖は震災後の帝都を飾る三大公園の一つとして復興局の手で實施されたある隅田公園の平面圖で兩岸に公園道を設けた所謂河岸公園に屬するものである

大阪市股ヶ池土地區劃整理地原形並整理圖

上 大阪市住吉區南北田邊町股ヶ池附近土地
區劃整理地區（整理前の田園狀態）
下 公園、遊歩道を施設せる整理後の街路
大阪市役所都市計畫部出品



大观市图
断土图
墳塚圖
墳塚圖
并墳塚圖

大同市勞動人民文化出版社

卷之三

郿田公園大體指畫平面圖

ମୁଦ୍ରଣ

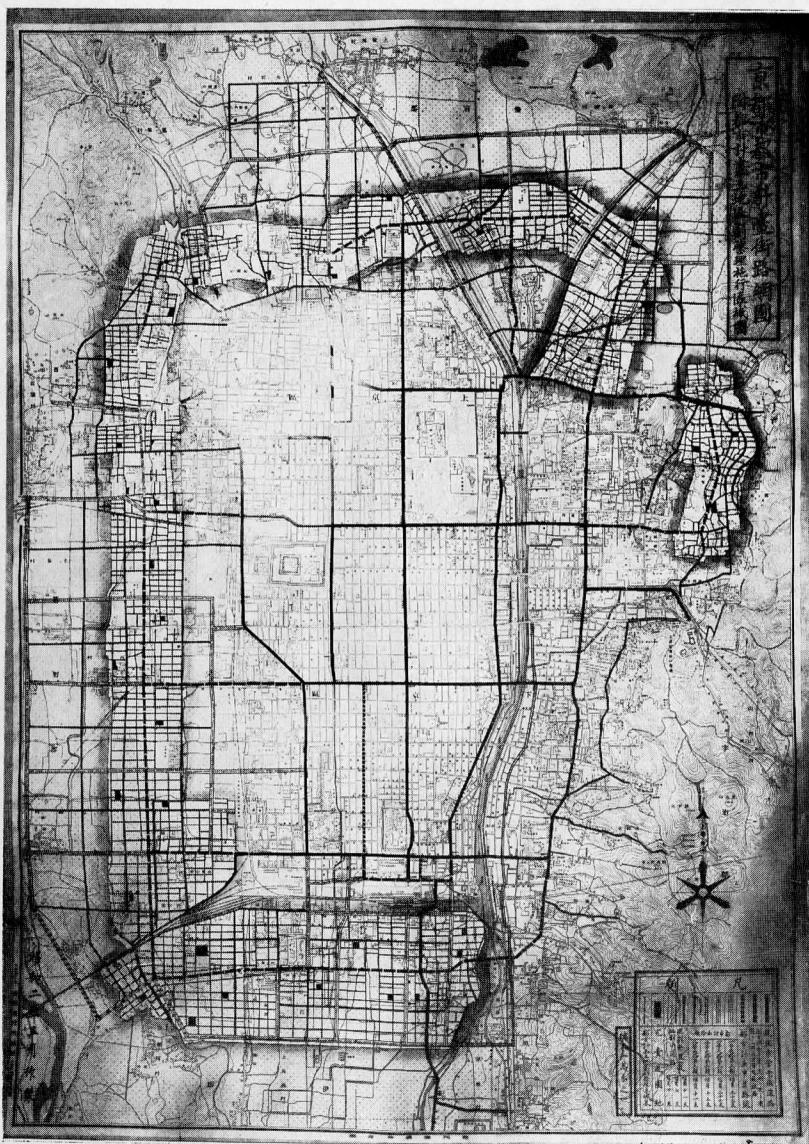
公園圖並其地圖

京都市都市計畫街路網圖

京都市土木局出品

京 潘 市 潘 市 情 畫 鋼 鋼 圖

京 潘 市 土 木 領 出 品



名古屋市土地區劃及耕地整理進捗圖

愛知縣都市計畫課出品

名古屋市地圖及耕地整理圖

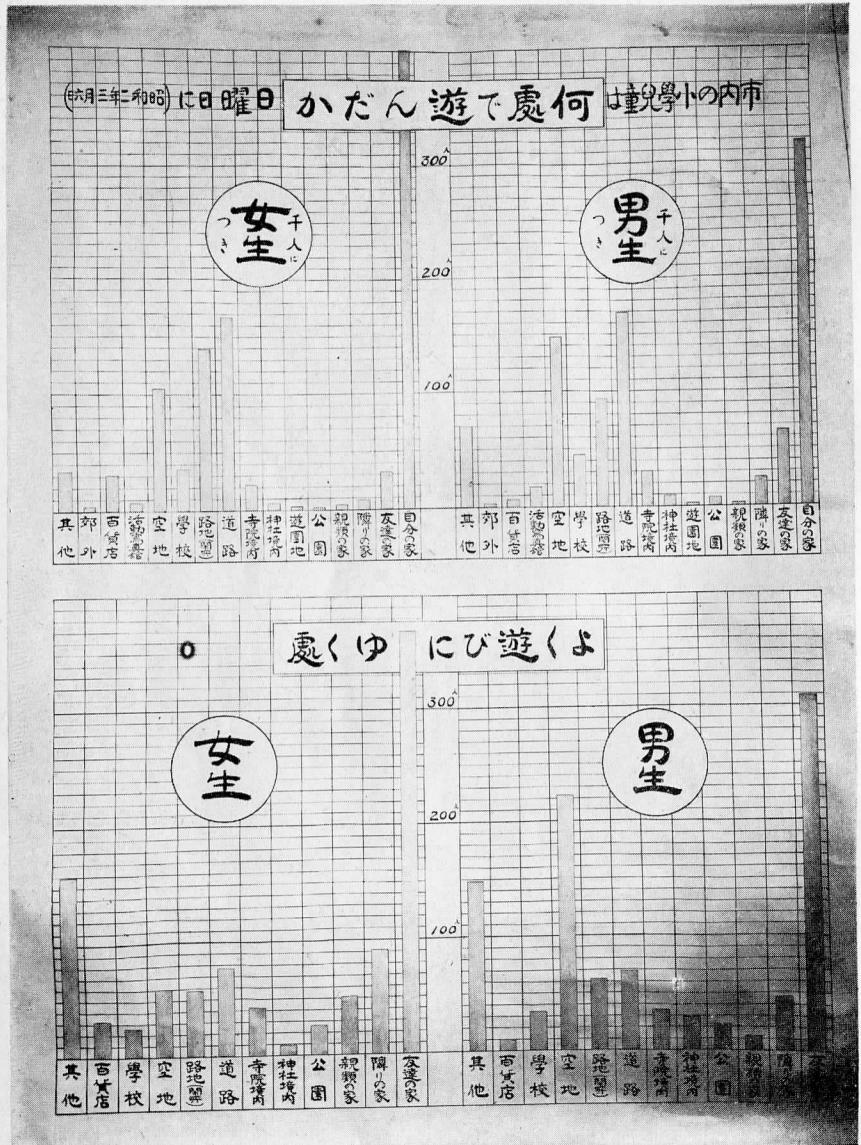


名古屋市地圖及耕地整理圖

愛知縣名古屋市地圖

都市の児童の遊び場所に関する調査表

都市の児童は何處で遊ぶか又日曜日には如何して遊ぶかを實際に就て調査したる統計圖表である



福島市児童の遊ぶ場所に関する調査表

福島市信託会員会出品

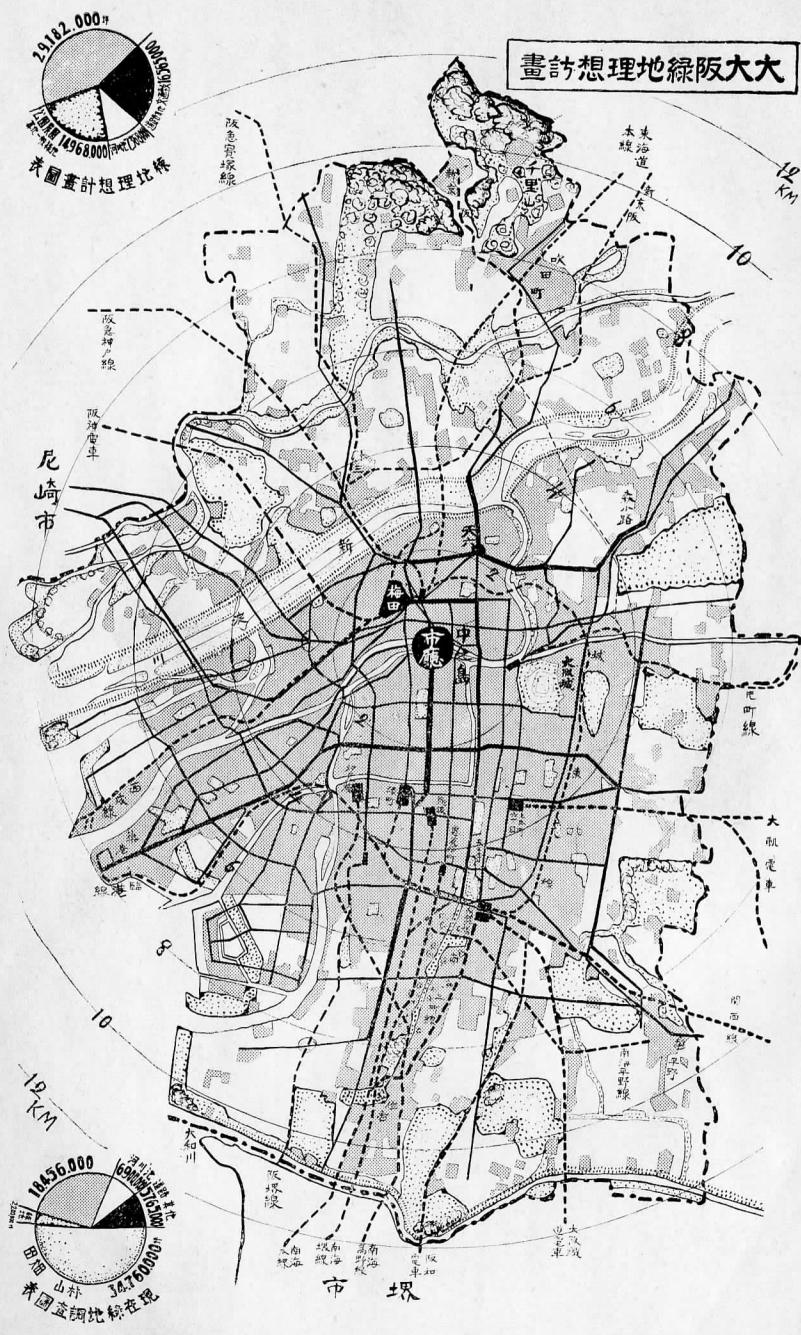
調査結果

福島市児童が何處で遊ぶか又日曜日における遊ぶ場所を調査

調査結果

大坂綠地理想計畫圖

本圖は大阪市を綠化するため公園、耕地、河川、池、道路敷等廣義に於ける自由空地と建築敷地とを理想的に配置したるものである即ち周圍部の耕地は永久に綠地として保存され海岸方面には防風林を兼ねた綠地帶が出来ることになる



大 大 刑 縣 並 罪 懇 情 畫 圖

માનુસિક

此計永久に蘇生する」ア署音ちハ鐵骨ア面の如き風林を兼ねて蘇生帶が出来
る自由空氣と蘇葉煙草とを點燃の如き置くのである。嗚き周圍暗の株
本圖が大興市に蘇生する大公園、隣駅、西川、新、舊鐵管薦養の如き

大同市土木牆公園製出品

第一回全國都市問題會議錄日次

趣意と會議要項

會議趣意書

會議要項

發會式

關會長の挨拶

式辭

鈴木名譽會長の式辭

田邊名譽副會長の式辭

來賓祝辭

會

會議

會議經過

九

報告及討議

九

第一議題 防火と建築

三

報告

三

討議

三

第二議題 不良住宅改善

三

報告

三

討議

三

第三議題 土地區劃整理

三

報告

三

討議

三

報告

一〇一

討議

一〇九

第四議題 自由空地並公園

三

報告

三

討議

三

視察

一九

第一班 神戸方面

一九

第二班 京都方面

一九

第三班 大阪方面

一九

都市問題資料展覽會

出品目錄

一〇一

目次終

第一回全國都市問題會議錄

趣意と會議要項

一、會議趣意書

輓近我國都市膨張發展の勢著しく社會的文化的施設の急を要するもの愈多きを加ふにして此の大勢に順應して必要な施設經營を進め秩序的且合理的に民衆生活を指導するに非ざれば都市の機能を發揮して其の健全なる發展を望むべからず、世間漸く都市問題の研究に注目し之が改善に努力するものあるに至れるは洵に喜ぶべき現象なりと雖も都市の施設すべき範圍は複雜多岐に涉り至難なる問題を包藏するもの多し、茲に於てか大阪都市協會は来る五月十九日今上天皇陛下の義に 皇太子殿下として大阪市に行啓在らせられし日をトし第一回全國都市問題會議を左記要項に依り當市に開催し全國に涉る府縣市學會協會學識經驗ある各位の贊同を求めて都市施設の緊切なる問題に關する報告及討議を遂げ施設經營の方法を批判し時運の要求に應じ都市の爲めに實施上必須なる参考材料を供給し以て都市永遠の大計の樹立に寄與せんとす茲に奮て各位の御贊同を求む

二、會議要項

第一、會議順序

第一日 (五月十九日 木曜日 中央公會堂)

一、發會式 午前十時開會

關大阪都市協會長挨拶

鈴木名譽會長式辭

田邊名譽副會長式辭

來賓祝辭

二、午餐 正午 中央公會堂三階食堂

三、報告及討議 午後一時半開議 同六時散會

第一議題 防火と建築 報告者 工學博士 片岡

第二議題 不良住宅改善 報告者 社會局書記官 小濱淨

第二回會議開催に關する協議

第二日 (五月二十日 金曜日 中央公會堂)

(午前十時より同十二時迄都市計畫に關し各市協議會開催の豫定)

一、報告及討議 午後二時開議 同六時散會

第三議題 土地區劃整理 報告者 工學博士 直木倫太郎

第四議題 自由空地並公園 同 報告者 復興局技師 關折下吉

第五議題 神戶方面 阪神國道其他 報告者 法學博士 一延郎

第六議題 京都方面 中央市場其他

第七議題 大阪方面 築港其他

二、閉會挨拶

三、晚餐 午後六時半 中央公會堂

第三日 (五月二十一日土曜日)

視察

第一班 神戶方面 阪神國道其他

第二班 京都方面 中央市場其他

第三班 大阪方面 築港其他

第一、都市計畫關係參考品陳列

會議中 中央公會堂別室

第三、會費

出席者一名に付金拾圓とす

第五、役員

名譽會長

內務大臣

名譽副會長 田邊治通

大阪府知事

關大阪都市協會長 鈴木喜三郎

(以下略)

發會式

第一回全國都市問題會議は幸に各方面の熱烈なる贊助を得て 東宮行啓記念日たる五月十九日午前十時より、加々美理事會の下に中之島中央公會堂に於て開催した。出席者は内務省潮地方局長、平田都市計畫課長、大岡復興局土木部長、有吉横濱市長、田阪名古屋市長、黒瀬神戸市長等をはじめ内地殖民地各方面よりの來賓及び會員を合せて約四百名に達した。

斯くて開會を宣するや、會長關大阪市長は拍手裡に壇上に起ち、一場の挨拶を述べた。

一、關會長の挨拶

本日茲に全國都市問題會議を開きますに當りまして、主催者でございます大阪都市協會を代表して一言御挨拶を申上げたいと存じます。

大阪都市協會は一昨年四月大阪の市域擴張の機會におきまして、大阪市の内容の充實、健全なる發達を期する爲に、有志が相諾りまして設立を致したのでございます。其の事業と致しましては大阪市を主なる對象と致しまして都市問題に對する各般の研究調査を目的と致して居るのでございます。或は雑誌を發行し、又講演會を開き二三の特別の調査發表を致して居るのでございます。併しながら創立致しまして尙ほ日が浅いことでございますから、之を同じやうな目的をもつて居りまする東京市政調査會或は其の他の協會に比べますれば、未だ活動は甚だ微々たる

ものでございます。併し都市の問題は共通の事柄が非常に多いのでございまして、都市が膨脹發展致しますることは國運隆盛の證據でございますが、これと同時に非常に範囲の廣い又複雜な問題が發生して参るのでございます。この問題を解決するに就きましては、どうしても各都市の比較研究、各都市の施設を比較研究すること、又學識經驗のある方々のあらゆる方面からの調査、即ち法制、技術、經濟各方面からの智識を集めて調査する必要は申すまでもないと存じます。これまでも全國の市長會議或は六大城市の市會議長會議、又各地方、或は近畿地方、關東地方といふやうな地方の會議も開催されて居るのであります。又或る特殊の目的を有する水道協議會の如きは餘程前から内地は勿論滿洲其の他に於ても開催せられたことがございます。併しながら之等の會合は主に事務の協議、事務の打合が主になつて居るやうに考へます。今日はそれより稍進んで各市の施設の比較研究をし、又あらゆる方面から相互的調査をすることが必要ではないかといふ風に考へたのでございます。都市協會の理事會中に同じやうな考へをもつた方が多數であつて、本年三月の理事會に於て都市問題の會議を催したいといふことになり、之に關する準備委員をお願ひすることにしたのであります。この準備委員會におきましてお手許に差上げて居りますやうな問題を選びまして、この問題について報告者を定め、又會員諸君の御意見を拜聽し討議もしやうといふ方法を考へまして、全國の府縣各都市、學會、協會、又學識經驗のある方々の御賛同をお願ひすることに致したのでございます。然るに各方面から非常な御賛成を得まして、内務大臣閣下に名譽會長をお願ひしました所が御快諾を得まして名譽副會長には大阪府知事をお願ひ致しました。

今日は全國の方々が御出席下さいまして、この盛會を見ることを得ましたのは、大阪都市協會の會員が衷心より

感謝するところでござります。

尙ほ茲に一言申上げて置きたいと存じますのは、五月十九日を選びましてこの會議の第一日としたことでございます。この五月十九日は我が大阪市民に取りまして長く記念すべき非常に重要な意味をもつた日でございます。

一昨年、今上陛下が、皇太子殿下として當市に行啓遊ばされまして、天王寺公園に於ける市民の奉迎場に於て誠に有難き御詞を賜つたのでございます。其の御詞には『大都市の企圖を大成して市の繁榮と市民の福祉とを増進せよ』といふ御趣旨であります。如何に陛下が都市の問題に就て大御心を注がれて居るかといふことを拜察致しまして誠に感激措く能はざるところがあるのです。そこでこの大阪市に取りましては最も記念すべき日をして都市の問題に就て皆様と一緒に斯ういふ會合をするといふことは頗る意義のあることを考へまして、本日を選んだのでございます。幸に皆様の御援助御協力によりまして都市問題に對して新しい機運を促進することが出来ましたならば、昭和の御代に於て都市の健全なる發達を期することが出来るのではないかと考へて居る次第でございます。

儲て茲にお集りになりました會員のお方々は、都市の問題に就ては長い経験をおもちになり、又深い造詣をもつて居られる方と思ひます。この多數の方々は茲に全國各市からお集り下さいまして、都市問題について種々の御経験なり又御研究の結果を御發表下さるといふことになりますれば、必ずや都市の問題について一新紀元を劃するやうな新しい機運を促進することが出来るであらうと考へるのでございます。

これまで都市問題に就ては、或は雑誌に或は著書に種々の論議をされて居るのでございますけれども多くは外國

の事例によつて種々の問題を討議研究して居たやうな譯でございます。併しながら我國に於ける最近の都市の非常なる膨脹發展は數字を以て申上げるまでもなく、我國獨特の都市問題の研究機關が出來てよいのではないかと思ふのでござります。模擬を却け創造に努めよといふ昭和の大精神に基いて、新しい日本の獨特の都市問題を研究する研究機關を設けたいと考へて居るのでございまして、今日茲に開かれる都市問題會議も、幸に皆様の御賛同を願ひまして、今回のみならず引續きまして毎年各市に開かれまして、其の結果都市の健全なる發達を圖るといふことが出来ますれば、私共この會議を主催致しました大阪都市協會は非常に幸と考へます。尙ほ皆様の御賛同を得られること、存じますが、年々この會が開かれることを皆様にお願ひする次第でございます。

終りに臨みまして、折角各市から態々お出で下さいましたのでございますが、何分新しい企でございますし、又準備の期間も短かつたので、萬事準備が行届かなかつた事が多いので、皆様が御不満に感じられる事が多いのでござりますが、この點は御諒承下さいまして、我々が都市問題の解決に幾分努力して居るといふ趣旨をお汲取り下さいまして十分に御協力を得てこの會が成功することを偏にお願ひする次第でございます。之を以て御挨拶と致します。

右終るや、潮内務省地方局長登壇『内務大臣は本會の名譽會長たる關係上、出席すべき筈であるが、昨今的事情は東京を離れることを許さぬ状況にあり、各位の諒承を得て私に代讀をするやうにとの事であつた』と挨拶を述べ左の式辭を代讀せらる。

二、式

辭

鈴木名譽會長の式辭

我國都市人口の集積比年漸く甚しく發展の状極めて著しきものあり、顧ふに都市の異常なる膨脹は現代社會に於ける共通の事象にして、我邦都市の今日あるを致せる亦自然の勢に依ると雖、而かも其の發達の急激なるに比して施設之に伴はず、商工業の能率、市民住居の安靜其の他に關し尙幾多の缺陷あるを見るは深く之を遺憾とす。是れ蓋し國民の間に都市意識の徹底を缺ぎ、都市の前途に對し國民の力を致すべきもの轉た大なるものあるを思はずんばあらず。此の時に當り大阪都市協會主催の下に 今上天皇陛下の義に 皇太子殿下として行啓あらせられたる此の由緒ある日を記念し、本日を以て全國都市問題會議を開催し、汎く達識の士を會して現代都市計畫上極めて緊切なる問題を討議研鑽せらるゝは寔に其の機を得たるものにして、其の我邦都市將來の經營に資補する所決して尠少ならざるを信す。茲に會議の初に當り一言所懷を述べて告辭とす。

昭和二年五月十九日

内務大臣 鈴木喜三郎

田邊名譽副會長の式辭

本日茲に第一回全國都市問題會議を開催するに當り、多數諸彦の來臨を辱ふしたるは洵に欣懐に堪へざる所なり惟ふに輓近我國の都市は著しく發展を加ふると共に、時勢の推移に促され、社會的文化的施設經營を進め、或は之

が改善を施し以て民衆生活の福祉を増進せしめつゝありと雖も、都市の施設すべき範圍頗る廣汎多岐に涉り、其の包藏する問題の至難なる擧げて數ふべからず。今や我國の都市膨脹の趨勢に鑑み、緊切なる施設經營を爲し、秩序的且合理的に民衆生活を指導するは都市發展上緊要なる社會問題となれり。此秋に當り當局並關係諸氏の熱誠なる努力と、市民の深甚なる理解とにより、此の大勢に順應せむが爲、交通、保安、衛生、經濟等を基調とする計畫を樹立し、以て公共的施設經營を進め都市機能を發揮して其の健全なる發展を圖らんとす。冀くは各位本會の採れる趣旨を諒とせられ、時運の要求に伴ふ都市永遠の大計を樹立するに援助せられんことを切望し、併せて本會の目的を達成せしめられんことを、聊か所懐を述べて式辭とす。

昭和二年五月十九日

大阪府知事 田邊治通

名譽會長、名譽副會長の式辭に次で、來賓の祝辭があつて、正午盛會裡に發會式を終へた。

三、祝辭

有吉横濱市長の祝辭

近來世運の進歩に伴ひまして、我々の生活を便利にし愉快にし 又之を向上し進歩せしむる爲に吾人の共同を要するものが益々多きを加へて參りまして、其の結果人々が便利にして愉快なる生活を營まんが爲めに都市に集中して参ります。これは獨り我國に於ける状勢であるばかりでなく、歐米各國皆其の通りでございます。人が多く都市

に集りますが故に、智識も、富も、藝術も、これまた多く都會に集つて參りますが、よい方面が都會に集りますと同じく、又悪い方面も都會に多く發生を致します。それ故に都會に關する制度及び施設といふものを等閑に附しますことは、獨り其の都會に住する住民の利害休戚に關するばかりでなく、常に國家にも危害を加へるものがあります。それ故に歐米各國におきましては、この都市に關する研究は熱心に行はれて居ります。又この制度を改善進歩させるといふことにも多大の注意が拂はれて居ります。近時政府は茲に見るところがありまして、曩には都市計畫法が發布せられ、近くは建築物法も實施になり、段々之に關する制度を立てるべく盡力されて居ります併しながら正直なる告白を致しますと、我國の都市に關する立法は、實際に都市が要求して居るものに伴はぬ感じがあるのであります。これは獨り政府の罪ばかりとはいへぬと思ひます。所謂この都市に關係して居るものが、今日は所謂輿論を見て政府が政治をするやうになつて居るのでありますから、輿論を吐く市民が舉つて政府に要求して然るべきのが、其の點がまだ十分徹底致さないが爲めともいへやうかと思ふのであります。然るにこの度大阪市におきましては之等の點に鑑みる所あつてか、茲に全國の都市問題を研究すべきこの會議を發起せられたことは、先程私が申しました如く重要な問題を解決する爲めに一大力を與へるものと致しまして喜んで出席したのであります。殊に喜ばしいのは、こゝに潮地方局長が臨席せられたといふことであります。潮局長は近來に於て最も長い、地方局長であります。而して又地方の爲めに非常な理解をもつて居られることを、私は自分自ら經驗をして居ります。我々が難問題をもつて内務省に行くとき、同君は常に地方を自分の味方と考へて、地方のために種々熱心に盡力されるのであります。同君が茲に我々の會議に親しく列席されて、我々の意見をお聞き下さるといふことは、述べて本日の私の祝辭と致します。

軒ては地方局長として十分なる御援助を下さることを信じて、誠に嬉しく感ずる次第であります。

我國に於ても都市の中でも最も勢力のある所の大阪市が、この會議を催され、而して其の會議には我國の地方行政において權威となつて居り多年其の局に居られる潮局長を迎へて、我々が十分の意見を吐露し得るならば、必ずこの會議は期すべきものがあつて、我國都市の進歩發達の上に必ず効果を齎らすであらうと考へまして、この意味を述べて本日の私の祝辭と致します。

田 阪 名 古 屋 市 長 の 祝 辞

時は維新葉菴々の候、日は是れ行啓記念の佳辰、此の時に當り第一回全國都市問題會議の開催を見る吉慶何んぞ堪へけんや。

抑も都市問題は産業革命以降商工業の發達と共に勃發し、爾來都市の膨脹と共に愈々増大し、其の影響する所亦頗る廣く今や都市のみの問題にあらずして實に國家的一大問題たり。先進の諸國夙に本問題の研鑽に努め、孜々として其の解決に任するもの亦宜なりと謂ふべし。

本邦元と都市を見ること甚だ冷かなり。然るに近年都市俄に膨大し、善惡諸般の問題之を中心として勃發し、其の波及する所漸く大ならんとす。克く之を處理するにあらずば國家大衆に禍あらんことを之れ處る。大阪都市協會先づ之を憂ひ、各市各團體を慇懃し、茲に此の吉辰をトし本會議を開催するに至れるもの定に偶然にあらざるべく其の功其の勞謝するに餘あり。然りと雖も都市問題は元々重大問題にして一朝一夕に解決し得べき所にあらず。

不斷の考査と恒久の研究とを必要とするや論なく、本會議の責務甚だ大なりと謂ふべし。希くは此の佳辰に生れたる本會議は、新葉と共に益々繁り、聖代と共に愈々榮へ、永く都市問題の權威となり、之れが改善に努むると共に邦家の隆興に貢献せられんことを、一言齋辭を述べて祝辭とす。

昭和二年五月十九日

名古屋市長 田 阪 千 助

本山大阪毎日新聞社長の祝辭

本日は全國都市問題會議を開かれまして、斯く多數の方々が一堂にお集りになりましたことは、誠に都市の爲めに喜ぶべきことで、又大阪市のために最も喜ぶべきことであります。同時に一言の祝辭を述べることはまた私の最も光榮とする所であります。斯く多數の經驗ある方、學識ある方、又其の事務に關係せられたる方々がお集りになつたといふことは、この都市問題が如何に重要であるか、如何に重大祝せられて居るかと云ふことが分るのであります。この問題に就ては、前席に段々御祝辭、御演説もありまして、私が茲に再び蛇足を添へることは致しませぬ唯簡単に祝辭を述べるに止める積りであります。

昨年既に大阪都市協會が第一回を開きました。其の時にも多少研究せられたことがありました。ところで此の都市問題は、交通、經濟、衛生其の他幾多の重大なる事があります。なか／＼一朝一夕に研究徹底せられるものではありません。又其の事柄は専門の事に分れ、又事項は非常に廣範に亘つて居ります。で我々が彼は其の間にいふこともありません。唯私が一つ此の際に希望を述べ又お願ひをして置きたいことがあります。これは一昨年大

阪毎日新聞社が主催致しまして大大阪記念博覽會を開きました。これは非常な大方の賛同を得まして成績頗るよかつたのであります。而して其の利益の一部を大阪市に寄附致しまして、其の寄附金は大阪市内に於ける小公園の費用に當てられたいといふことを申しました。公園問題と申しましても、これまた非常な廣範なことであります。一言に盡す譯には参りませんが、私の市に申出たのは所謂小公園であります。大公園でなくして小公園であります。大阪市の各區々々に於て小さな公園を澤山こしらへて貰ひたい。これは兒童の娛樂、衛生、其の他小さな公園が各區に出来て居りますれば、一般の人の便宜に供せられるであらう。大きな公園でなくして小公園で數を彼方此方にこしらへて貰ひたい、斯ういふことを申出たのであります。幸に大阪市に於ても其の意を諒とせられまして、既に三ヶ所ばかりは我々の寄附致した金で出來て居る。又今後幾多の數が出來なければならぬ。それで其の公園の組織其の他遣り方は何ういふやうにしたらよいか、これは又一段研究を要することと思ひます。

先刻關市長からお話になりました通り、都市問題に就てもこれまで多くは歐米諸國の方に則つて其の眞似をして居たのであります。これからは眞似ばかりでは不可ぬ、日本は日本に適するやうなものを挙へねばならぬ。又大阪は大阪、其の他の都市は其の他の都市それ／＼の定義があると思ひます。私は多方面に亘りません、たゞ公園問題その中でも小公園、更に小分けをすれば兒童の衛生、娛樂といふやうな方面に最も力を盡すやうに致したい、どうか皆様方は之等に就ても御経験のこと、思ひますから、御意見があらばお示し下さるやうに、此の機會にお願ひ致します。

終りに皆様方の此度の御會合によつて、大阪市が其のために非常な利益を得る、大阪市のみならず全國一般にそ

の事が及びまして非常な利益を得るであらうといふことは私の疑はぬところであります。この點に就て重ねて祝辭を述べる次第であります。

下村 大阪朝日新聞取締役の祝辭

先程から各位より祝辭がございました。私にも一言何か意見があれば此の機會に述べよとのお示しであります。無論時がありません、又私がたゞ此の上にも喜びの詞を重ねるのも重複致しまする故に、都市問題に就て二三希望して居りますることを述べまして祝辭に代へたいと思ひます。

都市問題に就ては、申上げたいことは無論餘りに多いであります。私が各市長各位へ進呈致しました財政讀本の中に詳しいことは書いてありますが、私の申上げたい一つは、實はこの席上で第一回全國都市問題會議申込出品目録を頂戴したのであります。この以前に確かこの場所でお話をしたかと思ひますが、今日各都市には殆ど公會堂の設備は先づ出來たといつても宜しいかと思ひます。私の願ひしたいのは博物館を造るといふことであります。東京市とか大阪市とかの大都市にはそれ／＼出來て居りますが、まだ博物館は各都市に行渡つては居りませぬ。私が日露戰役前に歐羅巴に留學して居りましたときに、伊太利といはず殊に獨逸から白耳義、和蘭方面の自由都市のあつた方面が、マリーヌ、ルーベン、ガンカ、これ等の町は何れも人口は二三萬くらゐしかありません。けれども何の町にも博物館があります。その博物館は申すまでもなく學生、生徒の研究の資料である。又世の中へ出た人の所謂社會教育の糧であります。殊にこれ等の小さい町の博物館は申すまでもなく設備は極めて貧弱であります。併

しながら开處に凡ゆる種類のものが集められて居るのみならず、其の都市の歴史を語るべきものは又开處に集つて居ります。此處に出品されたる目録の中には、それ／＼市役所に備へつけてあるものもありますが、又中には古を偲ぶものも少なくないやうであります。之等は平素どう保存されて居るか、平面圖とか原稿圖とかは用が済んだらどうなるか。百年千年の先を思へば市の歴史を語る博物館が假令小なる都市でも出來てほしい。又同時に我々は必ず死ぬであります。我々は死ぬときに自身が永らく厄介になつた自分の住んで居た町に對して何らかの記念を残したいといふことはあり得べきことゝ思ひます。外國では御承知の通り博物館がどこへ行つてもある。油繪一つ彫刻一つ、種々の品物が假令經つた澤山のものでなくとも、それ／＼市に寄附されて居るといふ習慣があります。我々は自分達の町、自分達の都市といふ感じを植附けるために、又自分が必ず死なねばならぬといふことを考へたならば、若しそれが都市の歴史を語るべき資料で、又相當の記念すべきものであるならば、それを博物館へ寄附して行くといふ氣分は、市を愛するといふ心持を養成する上に於て極めて効果があると思ふのであります。

第二は市營貯蓄機關の設備であります。外國では御承知の通り公營の貯蓄機關は極めて發達して居ります。日本では私設の貯蓄機關は濫設されて居ります。而も未だ公營貯蓄の法規が出來上つて居りませぬが、現に問題になつて居ります。恐らくは之は必ず實現されるものと思ひます。最近公營貯蓄銀行の規程が議題となつて新聞にも見えて居るのであります。又現在の規程の範圍でも熊本市の如きは御承知の通り市が信用組合を設けて、其の得たる金で市の電氣事業、電鐵事業を經營して居ります。今日都市の一の災は市が何かの起債をしたときに中央では國庫の公債政策問題で、多くは起債を抑へるのであります。現に大阪市の如きもこの問題で幾多の故障を受けて居るや

うに承知して居ります。若し其の市民が其の貯蓄銀行に預金して利子を貰つて其の金が市の財政の肥しになるならばそれは一舉兩得であります。これは比較的高い利子で他所から金を借りることよりも喜ばしいことであり、同時に市民は自分の仕事をする爲めに金を預けて、それに尙ほ利子がつくのでありますから、市の財政の上から申しても、市民の愛市心の上から申しても願はしいことゝ思ひます。殊に日本のやうに今まで銀行に對する法規が、又其の組織、實際の事務の運用が甚だ拙いために、大正九年から今日までの銀行の破綻したものは實に百四十九を越えて居ります。平均しますと一年に二十以上の銀行が破綻して居ります。毎月二つ宛銀行が破綻して居ります。破綻したときには新聞でも書立てますが、實際貯蓄銀行の如きは家へ泥棒が入つて金を盗むのと同様で、辛苦粒々の金が貰へぬといふことは、首縊りや或は狂人が續發することになるのであります。私は曾て貯金局長を長くして居りまして幾多の材料を餘りに多くもつて居りますが、こゝに熊本縣や新潟縣の方はお在であります。私は曾て貯金局長を長くして居りまして幾多の材料を餘りに多くもつて居りますが、こゝに熊本縣や新潟縣の方はお在であります。或る縣では其の縣の幹部の人が銀行へ入つたために、其の縣の巡査の多數が預金して、其の銀行が破綻した。熊本でも縣の軍人の先輩が銀行に關係をもつたために在郷軍人が澤山貯金して其の銀行が破綻したではありませんか。さういふことは社會問題が複雑になつて來て居る時分には随分其の地方の空氣を悪くするのであります。これは種々の方面から申しましても公營の貯蓄機關をつくるといふことは私は機が熟し過ぎて居ると思ふ。最後に私は此の六大城市殊に東京、大阪の如きが二重監督を避けるといふが如きは餘り問題が古過ぎます。今日豫算が二億圓を計上して居る。全國の都市を平均しても恐らくは豫算の額七百二三十萬圓であります。殆どそれに三十倍するやうな都市が、遙かに力の弱い府縣の監督を受けるといふことは滑稽であります。この二重監督を廢めるといふ縦の整理は

當然過ぎる問題であります。先程有吉市長もお話をありました。都市は膨脹して參ります。都市其のものが膨脹する。膨脹すると同時に都市の附近の町村が次第に都市に繋がつて來て、今度は附近町村の合併となります。實際衛生の上からいっても、或は土木なり或は教育なり警察なりといふ點から見ても連携部落となつて連つて居る以上は、同じ組織の下に入れないとな傳染病でも直に擴がる、火事があるといへば直ぐ焼けて來る、これはどうしても一つの組織の下に保護して行かなければならぬ。都市の其の大きな組織の中に入るため財政の彈力があるから、其の隣接の町村は在來よりも各種の施設が中央と統一がとれ連絡が結ばれて來るのであります。この都市が横に膨脹して行くと同時に段々隣接町村を合併して行くといふこの機運と同時に、これは都市其のものに關係はあります。が、私共が考へることは唯府縣の問題であります。今日府縣と申しましても其の間に非常な力の差があります。又交通が次第に發達しますと、殆ど今まで一日かゝつた場所が一時間位で往復出來るやうになつて來て居ります。現に奈良縣は元大阪府である。大阪の府會に列するため奈良の府會議員は山越で一日かゝつたのであります。私の郷里は和歌山縣であります。和歌山から大阪へ來るには十六里車で一日かゝつたのであります。今日は一日足らずで十分に交通が出來るのであります。都市とこれ等の各隣接府縣の間の經濟關係、其の他社會問題、あらゆる問題がお互に非常に密接になつて來て居ります。大阪と神戸の間の如き、我々現に兵庫縣に居つて大阪に通つて居ります。一體彼の境がどこにあります。警察の問題でも衛生の問題でもどこに境があります。若し交通が便利になれば便利になるほど其の利害を同じくするものは合併せられなければならぬのであります。今日民間の事業は個人でも或は會社でも殆ど多くの事業は數府縣に跨つて居ります。大軌は大阪奈良に跨つて居ります。宇治川電氣は僅

かに電車で一時間半位で行ける所から電氣をとつて居りますが、大阪京都滋賀の三府縣に一々手續を取らなければ事業が進行しないのであります。桂川の水力は山梨縣から取りますが、東京に入るまでに僅かな地點が神奈川縣を通つて居りますから、必ず數府縣を経由しなければならぬ。又東京へ行つても關係各省を通らなければならぬ。その間にあらゆる運動等に時を費し、あらゆる方面の手續に金がついて廻りますから電氣のコストが高くなります、土地の値が高くなる。

日本は水力に富んで居るとはいひながら、瑞典等の料金に比べて高いのであります。これは幾多の金が無駄に出て行くのであります。どうしてもこれから府縣の合同が當然起つて來なければならぬ。唯合同したら知事の俸給が一つになつたとか、内務部長の俸給が一つになつたといふケチな問題ではあります。これをやらなければ努力と時と金との損害であります。中には或る縣では警察分署一つ動かすのにも不都合が起つて居る。私は日本といふ國は外國に對して貿易關係で成るべく日本の品物は安く出來、成るべく輸入を防き成るべく輸出の出來るやうにならなければ、日本の國運は隆昌には赴かないのです。従つて其の府縣の合併方法、或は現在の數府縣に跨つた仕事はどうするかといふ此の二つの問題に就て論議するのでありますが、國民がさういふ頭になつて呉れなければ日本の財政經濟の堅實なる發達は出來ないと思ひます。

私は時によりますと、大阪府で大阪市が二重監督を避けると、後に残つたものはどうなるかといふことをよく問はれます。これは都市に直接關係はないであります。皆様方は全國百餘の都市を代表されて居る方であります。この地方問題は或る内閣或る政黨の問題でなくして是非とも我々は研究だけはしなければならぬと思ひます。

會 議

一、會 議 經 過

第一日 昭和二年五月十九日

斯の如き二三の話は、極めて雜駁であり、或は釋迦に說法であるか知れませぬが、この機會に申上げまして祝辭に代へたいと思ひます。

◎午後一時三十分開會。關會長の挨拶。
これより日程の順序に依り會議を開きたいと存じます、

今回選定した議題は第一日が建築關係の問題、第二日が土地關係の問題と致したのであります、これに就ては準備委員會で交通問題に觸れないのは如何であらうかとの意見もありましたが、兎に角始めてのことでもあり旁々色々の問題を扱ふのは如何であらうかと云ふことで之を省ひた様な次第であります、尙ほ會議進捗の都合上、準備委員會で問題の報告をなさる方を夫々決めました、すなはち一問題に就き一人とし且つ一人約三十分位で御報告を願ふことに致しました。それで一問題の議事に二時間費すとして残り一時間半を討議に充當したいと思ふのであります。而して成るべく多數の方の御意見を拜聴致したいので、定にお氣の毒ではありますが、お一人當りの時間は勢ひ僅少とならざるを得ないのであります、それで割當てられた時間が参りましたら便宜座長に於て『ベル』を鳴らして合圖

をすることに致したいと思ひます。それから討議に就ては直に御發言下さいましても宜しう御座いますが豫め座長の方へ御申出を願つた方が便宜であると思ひます。これから議事に入ることに致したいと思ひます。第一議題に就ては有吉横濱市長に座長をお願ひ致したいと思ひます云々

斯くて第一議題の討議には横濱市長有吉忠一、第二議題は東京市助役勝正憲、第三議題は京都市助役松原權四郎、第四議題は東京市土木局長工學博士牧彦七を座長に推薦し當日豫定の議事を了す。

第二議題の討議終了の後會長左の動議を提唱す、

『本會議は將來之を繼續し開會することとするや如何』

東京市政調査會代表者（理學法學博士渡邊鐵藏）本會議は將來繼續して之を開くことし且つ次回の開會地を定め其の他之が準備の爲め七名の委員を設けたし。而して委員の選定は之を會長の指名に一任せむことを發議し。全會一致之を議決せり。

第一回 昭和二年五月二十日

◎午後一時十分開會。關會長左の報告を爲す。

次回の都市問題會議準備委員及庶務擔任者を左の通り指名す。

東京市土木局長（工學博士牧彦七） 京都市土木局長（安田靖一） 横濱市土木局長（藤宮惟一） 神戶市都市計畫部長（工學博士森垣龜一郎） 名古屋市土木部長（鵜飼賢一） 大阪市都市計畫部長（坂出鳴海） 東京市政調査會理事（法學

博士渡邊鐵藏）を委員に。坂出大阪市都市計畫部長を庶務擔任者に指名せり。

斯くて第二日の豫定議事を了したる後、關會長左の挨拶を爲す。

私より此の機會に一言御挨拶申上たいと存じます。今回の第一回都市問題會議に就ては二日間に亘り報告。討議又是協議會其の他の事項が日程の通り運びまして明日の視察を除いては無事終了致しました。この會議は私共と致しましては全く豫想外の盛況であります。これは偏へに來會者各位の御熱誠と御協力とに加へ、當局者の御援助の賜ものであると深く感謝致す次第であります。茲に私共が遺憾に存じ且つお詫しなければならないことは凡ての準備が不行届であつた點で御座います。すなはち報告要領の如きも御出發になる以前に差上げることが出來ましたならば討議にも非常に御便利であつたらうと思ひますが遅れましたので恐縮致す次第であります。尙ほ又斯く多數の御出席が願へるとは豫想致しませんでしたので各議題に對し研究討議の時間が僅少であつたことであります。すなはち四時間にせんでしたのは吳々もお詫致さなければならない次第であります。不行届の點は幾重にも御海容を願ひます。かやうに不行届でありますに拘らず、少しも御介意なく御熱心なる御協力に依りまして初めての試みである本會が非常な成功裡に其の第一回を終了致しましたことは主催者として衷心感謝に堪へない次第で御座います。一言申上げて閉會の御挨拶と致します。

二、報 告 及 討 議

第一議題 防火と建築

報 告

工學博士 片 岡 安

私は本日の第一議題であります防火の方面から見た建築と云ふと就て大體の説明を申上げたいと思ひます。お手許に大體の趣意を書いて差上げてありますので少しく此れと重複する點もありませうし又或はそれに加へる點もあるかと思ひますから暫時御静聽を煩はしたいと思ひます。

御承知の通り都市の主體は人ではありますけれども人をして愉快に、思ふ存分活動せしめ、又彼等に慰安を與へるのは建築であることは申すまでもない。文化の進展に従つて其の建築が非常に進歩致し我々に十分満足を與へる性質のものでなくてはならぬのであります。言換へれば建築は時代の進歩に伴つて漸次改善される、或は改良される運命を持つて居るものであります。此の點から我國の都市の建築は大改造を要すべき立場にあると思ふのであります。故に都市のあらゆる問題を改善する基礎は建築が絶對的必要條件になると思ふのでありますが、事廣汎に亘りますから其の問題を私は假に防火と云ふ點からのみ本日は建築を眺めて見たい。

建築の改造をせねばならぬと云ふ緊要な理由を述べて見たいと思ひます。お断りして置きますが防火即ち火災から免がれると云ふことのみを以て建築改造の總ての原因、總ての理由とはしないのであります、併しながら理由が

非常に大きな不安をなして居るのであると云ふ意味に於て今日の議題が提出されて居る譯であります。

火災は何故に起るのであるか、其の原因を調べて其の原因を絶ちさへすれば宜いのであります。其の原因は未だに我々人類の力では解決されて居らぬのであります。即ち我々の過失が最大原因である。其の他には戦争或は放火と云ふやうなことがあります、又最近の戦争には飛行機、飛行船から爆弾を投げると云ふやうな恐ろしい都市火災の原因が更に加はつたやうな譯であります、放火と云ふ事柄は——日本では火災の百分ノ六を占めて居ります——或は除き得るであります。過失を除くと云ふことは出来ないと思ふのであります。過失の度はどの位かと云ふことを調べると我國では一年に最近先づ一萬五六千回から一萬八千回に及んで居るのであります、人々の頭割にすれば、一萬人に付て約三回、一萬の人々の都でありますれば一年に三回の火事があります。百萬の人々の都でありますれば三百回、大阪の如きは年々五六百回の火事がありますのは恰度我國全體の比例に釣合つて居ります、此の火災の度數は先づ近き将来に少くすることは或は不可能ではないかと云ふ風に考へられて居ります、此の火災が偶々暴風に遇ひます、風の強い日に失火を致しますれば、其の失火の場所が風上でありました場合其の都市は全滅する譯であります、是は過去の歴史に見ましても、亦最近の事實を調べて見ましても誠に明瞭な事實であります、かかる危険なる状態に我國の都市が置かれて居ると云ふことは實に悲惨な我々の境遇であります、此の境遇から脱する事、即ち火災に罹かる可能性を我々が非常に多く持つて居ると云ふ境遇から百の都市計畫も千の改良も何等の意味をなさぬのではないかと思ふのであります、最近の例で見ますと大正十二年の震災から生じた火災は僅かに一晝夜の中に約千萬坪に近い所の建築が焼失を致したのであります、建築其の物の損害は五億とか十億以内であつたで

ありませうが、其の建築に包含されて居るあらゆる施設其の他の物の損失はそれに數倍致したことは色々の統計に於ても明かであります、又それから間接に我々の活動が阻害された此の損害の分量は或は更にそれに數倍して居つたのではないかと思ふのであります。是は最近の實例でありますが古い歴史を調べるよりも、より新しい生々しい實験を我々が嘗めた譯であります。

今日世界の大勢を見ますると都市の使命の重大なることが増大するに連れて、都市の中権區域の建築は總て火災に罹らないやうになつて居るのであります、亞米利加の都市は發達日淺くして未だ十分に整理をして居らないと云ふ關係で火災の可能率は中々大きいのであります、其の損害の程度も今日の所では我國のそれよりも更に大きいのであります、けれども最近亞米利加に於ては火災の原因豫防に關する研究努力が非常に盛である、恐らく數年或は十數年の後には都會で火災の災厄を完全に免がれるものは或は亞米利加の都市であると云ふことになるかも知れませぬ、歐羅巴では中古以來都市の使命の重大なるに鑑みて中央には木造家屋は絶対にないのです。偶々ありました所で他に危害を及ぼさぬと云ふ程度のものであります、今日我國の都市の建築の九割九分或は九割八分が木造建築であつて甚だ燃え易い、暴風に遭へば其の大半が一夜に焼失すると云ふことに比較すれば、歐羅巴の都市の安全率は我國の十倍或は二十倍或は百倍の程度にあるものと考へてよいのであります、歐羅巴の都市は何故に早く火災に對する防備が完備したかと云ふと、色々の理由がありませう。彼等は都市を尊重すると云ふ事に於て我國民よりも早く目醒めたと云ふ理由もありませうが、又一にはこんな風に考へられて居ります。一六六六年、今より二六一年前の彼の倫敦大火の恐ろしい悲惨な事を繰返すことは甚だ面白くない、文化の逆潮であると云ふ大きな警告

を與へたからであるとも考へます。倫敦大火は、或は歴史に其の他あらゆる方面的記事に書いてありますから私が茲に申上げる必要はないのであります、唯、皆様の我國の火災を御覽になりますのとは非常に違つて居ります點がありますから御参考に、當時の模様を申上げます。

倫敦大火は一六六六年二月二日、其の日が日曜であつたのであります、其の日の午前二時頃でありますが其の時に倫敦橋の北詰のパン屋から出た火であります、全部テームス河の北岸を焼いて全日燃え、月曜一日燃えて消えないと云ふので倫敦の總ての行政機關が大混亂を生じた。其の時の市長は、何故に平素から消防の設備を完備して置かなかつたかと云ふ理由で免職された。チャーチス王は自分の皇弟のヨーク公をして火事を消すべくあらゆる畫策をさせたのでありますけれども、我國でも三十年程前にあつた龍吐水と云ふ程度の消防機關であつたから唯無闇に焦るのみで風の間にノノ燃えて倫敦の目抜の場所を焼いて了つた。總ての行政機關が努力しても恰も日本の家に稍々近い、日本の家より餘程燃えないものが多いのであります、屋根とか床は全部木でありますから兎に角風で漸次燃えて三日間燃え盡し、四日目になつて風が無くなつて鎮火したと云ふさう云ふ状態であります。其の間に燃えた所の區域は今日で申しますと倫敦の目抜の場所であります、其の燃えた面積を調べると僅かに五十二三萬坪に過ぎない。其の區域にあります家が四昼夜の間に燃え盡したと云ふ状態であります其の間は可成りの努力はしたのであります、消防の力及ばず風が終息するまで燃え續いたのであります。之を徳川三百年間の火災の状況と比較すればそこに非常な大きな差異を發見するのであります、徳川時代三百年間の最も悲惨な火災は明暦三年一月十八日と十九日に續いた火災に依つて東京が殆んど全滅したのであります。其の權

災區域は大正十二年の大震火災の東京罹災と殆んど其の區域を同じくして居りますが、偶然な暗合であります。此の火事は三つの火事が一緒になつたのであります。一月の十八日の恰度午後二時頃から燃え出した火事、本郷から出た火事が深川まで燃え抜いた、一里何十町が燃えた。それが僅かに一晝夜を費して居りませぬ。其の翌日は晝頃と思ひますが傳道院の附近から出た火事が丸の内全體を焼いて一の丸、二の丸を焼いた。もう一つは麹町七丁目から出たのであります。櫻田門方面、當時の南部一帯を焼いた。是が一晝夜を費して居らぬのであります。江戸が全滅したと云ふ形であります。恰度此の火事が倫敦大火の九年前であります。それは恰度今日から二百七十年前であります。其の様な悲惨な大きな火事、それがユニックのものであるかと言へばさうではない。江戸三百年間に於て延焼一里以上に亘る大きな火事、大火中の大火は三十七回あるのであります。恰度約八年未満毎に大火災に遭つて居るのであります。場所に依つては重複しない所もありますけれども重複して居る所もあります。又明治時代になりましても明治大正五十年間に延焼の長さ約八町以上。すなはち約四分の一里と云ふやうな、其れ以上の長さの火事は十七回あります。是も三年に一回宛恐ろしい大火に出遇つて居るのであります。東京が昔から江戸の花と稱へて火事を平氣で居つたと云ふことは、誠に良くない不可解の事であります。然らば京都や大阪其の他の都市は大火に罹つて居らないかと云ふとさうではない。大阪でも明治四十二年の北區の大火、或は數年前にも又南區の大火がありました。併ながら大阪が全滅したと云ふ火事は今から二百年前に享保九年三月二十一日に起つた火事が南堀江から出て偶々南西の風に煽られて大阪が殆んど全滅した。風の吹廻しの都合で南船場が少し残り、堀江新町の西の部分が燃えた。其の他は殆んど燃えて戸敷で六萬戸人口で三十萬人が罹災した。其の時に大阪も全滅しました。

たのであります。

京都でも都が古いから澤山の火事があつた、其の最も大きな火事は今から四百數十年前に京都は殆んど全滅して居りまして、悲惨な状態にあつたと云ふ有名な事實があります。是等は何を物語つて居るかと云ふと我が國の都市は失火のどれか一つが暴風に遇へば其の風の方向にあります衝撃が全滅する、そんな風に家が出来て居るのであります。全滅しなければならぬ様に建築がなつて居るのであります。さう云ふ結論になるのであります。

昔の如き幼稚な産業經濟の時代には稍々忍び得たのであります。今日我々の經濟生活は中々さう云ふ時代と違つて居るのであります。一度罹災しますれば容易に復活し得ざるやうな悲惨な状態に陥るものと見なければならぬのであります。我國の總ての文物が最近には近代的に改善が加へられた。例へば教育、陸海軍の設備、法律、經濟の組織に就ても世界の長所を取つて現代文明の潮流に棹して居るに拘らず建築物のみは今申しましたやうな哀れな状態の儘で顧みられずに居る、甚だ不都合千萬な話ではが躰で我が國民を滅ぼさねば已まぬであらうと思はれるのであります。關東大震災の後に各方面の識者に遇ふ毎に異口同音に私共に話すのに悪建築の爲に如何に大いなる損害を受けたかと云ふことに鑑みれば今後は建築に深甚の注意を拂はなければならぬ。復興の東京には此の意味に於て深甚の注意を拂はなければならぬと云ふことを運動する人が現はれた、實に心外であります。其の實状はさう云ふ有様であります。木造建築を許して貰ふことを運動する人が現はれた、實に心外であります。復興の横濱、復興の東京を御覽になつて今日始めて是等の都市がかゝる火災から完全に免がれるものに復興しつゝありや否やと云ふことを眺めて見ると、甚だ失望せざるを得ない状態になつて居ります。復興計畫に依ると七億の

金を要するのであります。此の七億の金を費して帝都並帝都附近の復興を企てつゝある其の結果は何う云ふことになるかと云ふことに付て可成りの誤解が各方面にあるのは非常に遺憾であります。其の誤解は私共の建築と云ふ方から見た誤解であります。即ち其の七億と云ふ金を費して帝都並帝都附近の町々が將來完全な都になるのであるかと云ふやうに考へる人が多い、それが誤解で其の金は區劃整理をして道路、橋梁を拓へる、是だけの事に費されるのであります。土地の整理だけに此の七億圓が費やされるのであります。實際の活動に要する建築物には一つも觸れて居らぬのであります。即ち其の入物を造ると云ふことに付ては七億圓は先づ大體に於て全然無關係のものであります。それに付ては各人の努力に依つて防禦力を持つた建築物を造つてそこに始めて入ることが出来る事と云ふ風に理解しなければならぬのであります。どうもさう云ふ風に理解して居らぬであります。又帝都の復興の方面と反して地方の状況を見ましても、大中小の都市を我々が視察して驚くことは矢張り此の大に罹る可能性を十分に持つて居ります。此の可能性を百分率で現はすならば恐らく九五パーセント、或は一〇〇パーセントに近い可能性を持つて居る都市が多いのであります。

固より都市計畫事業の進行につれて道路が廣くなり、或は防火地區の制定に依つて新しい建築を防火的ならしめると云ふことも少しづゝは實現して居ります。併ながら將來完全に防火地區が防火建築に依つて全都覆はれて、所謂防火地區を形造ると云ふことが果して何年後であるか、二十年後か五十年後か或は百年を要するかと云ふ状態であります。市民は何怪しまぬと云ふであります。

市街地建築物法第四條には『主務大臣必要と認むるときは前項の建築物にして著しく衛生上有害又は保安上危険

の處ある用途に供するものに付ては工業地域内に於て其の建築に付特別地域を指定することを得』と云ふやうになつて居りますが、其の効力を現はすには其の運用如何にあるのであります。將來建築は必ず防火建築にせよと云ふことになるには百年を要するか二百年を要するか分らぬであります、又最も重大なる責任を持つた建築、例へば官衙、公共團體の建物、民衆用の建物、是等の建物は一日もなからべからざるものである。其の物が一日なれば一日多大なる損害を國民に與へ社會に與へるのであります、夫等の建築物が果して防火の用意が出來て居るかと云へば其の準備に努力はされて居るのであります。實際は最も惡質の脆弱なる燃燒質に富んで居ることは皆様の御存じの通りであります。帝都の市役所の如き是等は最も甚だしい例であります。最も危険な建築、防備力の零の建築物の中に重大なる市の事務が運ばれて居るのであります。

又各省大臣が殆んど總て燃草の中で仕事をして居ると云ふ状態であります。又最近に改築が出來て安全になりましたが東京の歌舞伎座の如き、是は地震の前に改築を企て、今日は立派になつて居りますが、劇場で防火的に出来て居るものは幾らありますか。殊に危險な活動寫眞館に防火設備を持つて居りますものは寥々たるものであります。斯う云ふ社會状態は、是は實際の損害と又同時に民衆の思想を悪化する傾向を持つて居ります。是等のものは法の力、又運用の力、又地方經營者の力に依つて一刻も早く防火力を持つた建築として範を他の總ての建築に及ぼすやうにしなければならぬのであります。又消防設備に付ては近來非常に進歩したのでありますけれどもまだ一遺憾の點が多いやうに思ひますが是等も改良の餘地は非常に多いと思ふのであります。それから私の主として諸君に訴へんとする點は、今日木造の脆弱なる燃燒物建築が經濟上便利である爲に之を造るのであります。防火力の強い

建築は經濟上算盤が持てない、故に其の方を好まぬと云はれて居るが、財力の關係で出来ないと云ふやうに誤解して居ります人の爲に今日に於て、かかる間違つた考へに依つて都市がぼつ／＼ spoilされると云ふことのないやうに諸君に特に是等を社會に宣傳することに共鳴されることをお願ひするのであります。今日は木造の建築は非常に高くなつて居ります、又ぼつ／＼ 高くなりつゝあります、之に反して鐵筋混凝土の建築はぼつ／＼ 安くなりぼつ／＼ 進歩して居るのであります、木材は各方面から見まして我國では漸次缺乏の傾向を持つて居ります、殊に製紙の原料或は其の他の進歩發達の上に必要缺くべからざる方面に可成り消費されて居る、我國に於ては構造物にまで木材を盛に使つて居る、森林を亂伐することは我國の將來に於てどうも慎まねばならぬ状態になつて居ります、亞米利加から年々五千萬圓多い時には一億圓の建築用材を輸入して居る事は私の獨斷でないことは分るのであります又木造建築が取残されて都市に危険性を與へて居る、此の状態を考へ、同時に又混凝土の建築が益々發達して其の建築工費が漸次低下すると云ふ此の事情と我國の都市建築の大改造の機運とピツタリ合ふのであります、我が國の都市は此の傾向を利用することに依つて忽ち改造される有難い便利なる時代に今日は到着して居るのであります今日世界の都市は總て大火から免れるやうに出来て居るに拘らず我國の都市は尙其域に達して居ない此の状態から免がれるには建築物の改造に須つより外ないのであります、之を救ふのが都市計畫事業の根本問題である、都市計畫を論ずるには都市計畫の建築が防火的でなければならぬと云ふことを私は主張して己まない者であります、固より我國では地震と云ふ問題がありまして地震にも耐えなければならぬと云ふことを考へますと防火的である故に地震に壊れ易いと云ふやうなさう云ふ時代の建築と今日とは時代が變つて居ります、故に今日の建築を防火的同時に

(30)

に耐震的ならしめることは誠に容易なことであります、是は當然防火と同時に實現を考へなければならぬ。實現可能性的十分なるものであると云ふことを申上げたいのであります、餘り時間を取りますから此の位で私の報告は終ることゝし更に其の要點を擧げますと、防火地區の制定をもう少し徹底せしめねばならぬと云ふこと、それから防火建築の構造が進歩して而かもそれか經濟的に容易に實現出来ると云ふこと、官公廳の建築及民衆多數が利用する建築と云ふやうなものは率先してあらゆる方法を以て防火建築にしなければならぬと云ふ事、並に消防設備、消防組織の改善、此の四つの改善の機運を促進すること等を主張したいのであります。之に付てディスカッションを出される方がある筈でありますから御静聽を煩はします。

討 議

● 防火地區の制定を徹底せしめ、その實現を促進すること

池 田 谷 久 吉

都市の災害に就ては只今片岡博士より極めて系統的に然かも實際的に詳細なる御調査を報告されましたので充分諒解されことでありますから今又私が更めて申上げる必要も御座いませんが商工業の發達はいよ／＼富の集中となり益々火災の頻出を招來し其の損害を累次大ならしむるの状況は洵に戰慄の外ないのであります。斯くも猛威を逞うする都市の破壊者であり人類の敵であるところの祝融子に就て何とかこれに對應する策を講ず

るの途は獨り都市經營の理事者の仕事のみでなく我々都市生活者の連帶責任であらねばならぬと考へられるのであります。

折角我々營々として膨脹發展した都市も僅少なる過失のために一瞬にして焼土と化し幾多の生命と財産とをむざむざと消滅し盡しつゝあることは最早やこのまゝ黙過しうるには餘りに大問題すぎることとして一般に自覺される様になつたことは慶賀すべきことであります。

こゝに於て私は『都市の倫理化』を呼び度のであります『都市の倫理化』とは各自の都市の經營、維持に就ての共同責任觀であり、所謂共存共榮の實を擧ぐることであります、即ち先づ第一に都市の安全なる維持が最も都市の發展の素因であることを自覺せねばならないのであります。そこで都市の災害、殊に火災を防ぐといふことには今のところ科學的建築術の發達によつて人爲力を以つてするもさのみ至難事ではなくなつたのであります。

こゝに於て當然の結果として建築物全部を絶對的に耐火構造とするのが唯一の方法であり恐らくは眞の都市經營の根本の解決であらうと思はれます。

無論、消防機關の完備には早くより相當留意考慮されてはゐますが折角の立派な機關も現在の如く道路の狹隘、且つ曲折多きため、又は建築物規模の高廣には其の精銳も何等の効をも奏せず、のみならず震災時に於ては水道鐵管の破裂等に依つて技能を失して如何ともし難い實の持ち腐りの有様であります。尤も此の他『火の用心』に留意しがちながらしめるることも肝要なことではあるが是等は凡て消極的なことであつて永遠に都市の建築をして安全たらしむることは不可能事であります。たとへば今後の戰争は數個の爆弾を以つてせば木造建築の都市は忽ち灰燼に歸

することは實に容易なことであり、また震災に伴ふ火災の被害は地震の約二十倍以上であることなども關東及北丹等の實例が證明してゐるのであります。斯く考察した以上最早、都市の建築をして耐火構造たらしむるの方法を除いては他に火災の禍根を絶つの途は絶無だと思ひます。

我が國の都市建築物に對する防火施設としては徳川時代より屋根葺材料の制限を先づ最初とし、近く大阪府の取締規則に於ける長屋建築の防火壁構造等極めて貧弱なるものではあります但其れ相當大なる効果を擧げ來つたことは今こゝに申上る迄もなく諸君の御承知のことと思はれます。

これに引き替へ歐米都市を見るに市内に於ては殆んど木造の家屋の存在を嚴禁し、都市の全廓内をして耐火構造を以て建設されてゐるのであります、ロンドン、ベルリン、ウインナ等はこの例であります、米國の諸都市に於ては防火地區制を採用し全市を數區に區分し市内の殆んどは耐火構造となつてゐます、ニューヨーク、シカゴ等はこの例であります。

翻つて我が國の都市の現状を見るに米國式の防火地區制を採り大正十年市街地建築物法の適用以來我が大阪市に於ても大正十二年第一次の防火地區なるものが指定されましたが實に一小部分のものであるのみならず、また指定された地區といへども已設現存建築の改築が自然の命數を俟つの止むなき現状のまゝに於ては防火地區としての眞の價値が發揮するまでにはまだぐゝこれから數十年を経なければ駄目だと思はれます、漸進主義も結構ではありますが立派な法律が出來てゐても之れの運用が當を得なければ空文と等しいものであります、現行の防火地區は集團的と線路式との二種類となし構造に於ても甲乙の二種類を作つてはゐますが第一次指定以來今日迄四ヶ年間を経て

るにも不拘第二次の指定を見ず等閑に附せられつゝあるは一は當局のこれに對する觀念の無頓着であり無責任であるとの結果ではないでせうか。

尤も耐火構造の促進助成は建築主各自の自覺に俟つて外なきものではありますか何時襲來するか計り知るべからざる災害に對して單に市民の自覺に俟つなどといふが如き頼りなきものを信頼して満足しては居られません、これ以上は都市の建築物を法の強制力を以つて耐火構造たらしむるの方策の樹立は肝要であります。是れ即ち防火地區の指定の促進を提倡するの所以もまたこゝに存するのであります。

私はまた現在我國の如く都市の中央に自由に木造建築物を建築するといふことは傳染病患者を検査するに似たことであるとも考へて居ります。危險極まりなき次第にてその一つの建物が直ちに周圍の善良にして健全なるものに迄害毒を傳染しつゝあるかは想像するに餘りある問題であります。

私はこゝに於て申上度ことは『自己を愛するものは隣人を愛し隣人を愛するものは都市を愛するものであります』と云ふことであります。然し個人の利益と公衆の利益とは偶々一致しない場合がたくさんあります。若し都市を愛するならば須らく自己の利益を度外視して都市永遠の計を考へねばなりません。

都市永遠の計は先づ第一に指を屈すべきものとしては防火地區の制定を一日も早からしめて都市を災害から安全の域に移すことであります、是が一日早きときは一日の効顯著なることは今こゝに申上る必要もないとあります今我々はその計を誤つたがために悔を永遠に残すの愚を敢てしてはなりません、これは恰かも外科手術を受くべき患者に等しいものであつて今日切開せば癒ゆるべきものをして明日に遲延したがために其の機を失し終に貴き生

命を奪はるゝに到り最早後悔するも返らざることに似たことであります。

我々は凡ての日常生活に於て可成、法の力による生活を續け度はないのであります。然し眞の社會生活、殊に共生共榮の實を擧げんとせば餘儀なく法に依るの外はありません。

昔から諺に『咽喉元三寸過ぎれば熱さを忘るゝ』といふことがありますこれが計畫なき人間の刹那主義を最も如實に表現した言葉だと思はれます、彼の關東大震災に於て幾多の生靈をして慘忍にも生きながらの焦熱地獄たらしめた本所被服廠跡にはバラツクが立ち列んで過群生活を營んで居ります。

個人の自覺、これは前述の如く現下の社會組織及經濟組織に於てはとても望んでも求め得られない事であります之は試みに我が四ツ橋、梅田線の都計工事の沿線建築物を見れば詳かに社會相を見ることが出来ます。斯くの如き大阪市のメイン、ストリートに就てさへハリボテ式の頸桿長屋が軒を並べつゝあるは何たる都市としての醜體であります、如何に法律によつて無制限建築の地區といへども餘りの亂葬さには嘩然たらざるを得ないのであります。是等は關東の震災後に於ける東京市内の假設物のバラツク式の惡影響の大なることを直感するのであります。

以上の如き問題は建築主も建築家も一般人と一致協力して自己の住む都市をして安全ならしめ防火地區の指定の促進と實行を計畫せねばなりません、獨り是等は行政機關にのみ委託放任すべき問題でなくお互の最も重大なる責務であり焦眉の急務であることを力說いたします。眞の都市の發展はこゝから生れ人類の愛も幸福もこゝから發するのであります。

幸に私の意のあるところを御賛成下されなば光榮此上に過ぎないのであります。

●官公廳の建物及公衆用建物は全部耐震防火の構造たらしめてその範を示すこと。

宗 兵 藏

私は提示されました第三項に就て一言致します。即ち官公廳及公衆用建物は経費上並に必要上其建設に着手し易きものなるが故に先づ此方面に於て模範的に耐震耐火的即ち防火建築を遂行して其範を示すべきものと認めたのでありますて此點に就ては最早何等論議の餘地なきものと認めます唯其模範と云ふ點に就ては堅牢と便利を主とし藝術又は美觀に流れざる様注意すべきであります近來官公廳及公衆用建物が漸次耐震耐火的構造となつて來ました事は當然の事ながら誠に結構な事であります。

都市の中権區域に於て此等の建物が一日も早く防火的に建設せらるゝならば單に防火の目的を達するのみならず産業の發達、公衆衛生の増進、生命財産の安全を保證するのでありますから防火建築は道路の擴張又は橋梁の防火的改造と共に一日も早く完成せねばならぬものであります。

然るに都市計畫法及市街地建築物法の制定及實施以來最早相當の年月を経過したるにも關らず防火的設備の遂行程度が遅だ遅々たる有様なるは誠に遺憾とする次第であります。

試に大阪市内に於ける防火建築物増加の程度を別室に展示せられる大坂府建築課に於て作成の大正十年度以降の木造及防火造の新改築坪敷表により大正十三年度以降大正十五年度(昭和元年度を含む)中に於ける工業用及商業用建物に就て比較するに左の割合の數字を得ます。

大正拾參年度

工業用建物	木造	三、九七坪	防火造	三、六三坪
-------	----	-------	-----	-------

合計

三三、〇〇坪の中防火造は一割三三なり。

商業用建物	木造	三三、三九坪	防火造	三、五四坪
-------	----	--------	-----	-------

則ち合計

三三、三九坪の中防火造は一割一〇なり

大正十四年度

工業用建物	木造	九三、三五坪	防火造	三、〇五坪
-------	----	--------	-----	-------

則ち合計

三三、三五坪の中防火造は一割五〇なり

商業用建物	木造	三八、六六坪	防火造	三、九四坪
-------	----	--------	-----	-------

則ち合計

三三、三五坪の中防火造は一割八九なり

大正十五年度

工業用建物	木造	一〇七、〇九坪	防火造	五、三五坪
-------	----	---------	-----	-------

則ち合計

三三、三五坪の中防火造は三割三六なり

商業用建物	木造	一五、三四坪	防火造	七、三五坪
-------	----	--------	-----	-------

則ち合計

三三、三五坪の中防火造は二割七一なり

是に住宅其他の建物を合すれば年々の新改築は六拾萬坪以上なれども防火的建物は其二割を超ゆる事なかるべし

と想像されます。

今大阪舊市の宅地面積七百六拾六萬坪ありとし其八割を建築面積とすれば六百拾貳萬八千坪の建家あり之に貳階の面積を階下の半數とすれば約三百萬坪あり則ち舊市街には約九百萬坪の家屋ある事になります。

前述の通り毎年の新改築を六拾萬坪とし其半數則ち三拾萬坪が新市街地に新築せられ、残り三拾萬坪が舊市に於て改築せらるゝものと假定し尙此參拾萬坪の中其三分の一(則ち三割三三)則ち拾萬坪が防火建築に改築されるものとすれば前述の九百萬坪の半分則ち四百五拾萬坪を防火建築とするに四十五年を要し毎年拾五萬坪宛を改築しても尙參拾ヶ年を要する次第であります。斯の如く長年月を要する間に何時地震及之に伴ふ火災があるかも知れぬと思ふ時は誠に寒心に堪へざる次第であります。

大阪に於て既に如此有様ですから他の都市の改築事業も大差なきものと想像致します。

防火的改築が斯の如く延滞する最大原因は何であるかと云はば無論經費問題である事は明かであります併しながら前に片岡博士が述べられたる如く日本全國火災の損失が毎年一億乃至三億に上るとすれば此損害費額を投じ防火的改築の一助と爲す事を得ば頗る妙なるものと思はれます併し實際に於ては不測罹災の損失金を豫定し之を投資する事は不可能の事なれ共深く此意味を味ひ充分の努力を致し相當經費を捻出し得て一日も早く永遠の安全を期する事は尤必要の事なりと信じます。

故に比較的遂行し易き官公廳及公衆用建物の防火建築を断行し進で他の建物に及ぼすべき事であります而して此模範的建物は實質に重きを置き堅牢便利安全を主とし尙官公廳の如きは相當の威嚴を保ちたるもの其他宗教的、娯楽的、産業的等各々其建物の使命に相當する形容施設を施こし華美に流れず藝術に偏せざる事に留意する事は勿論なれ共又豆腐を切りて並べたる如き形狀又は工場に等しき事務所等を造る事を避け最適當なる模範を示すべきものであります。

●消防設備と消防組織の完備を計ること

大阪府消防課長 土 井 末 吉

只今『防火と建築』の題下に消防の改善と云ふ一項を出されたに付きまして私は火災に直面する職務に在る關係上廣き意味の防火と云ふことではなく單に火災を消し防ぐと云ふ方面の問題に付て専見を述べたいと思ひますので暫時御静聽を煩します。

都市問題としての防火を論じるには勢い現在のものと將來即ち都市百年の長計を樹つると云ふこと、二途あることは申す迄もありません。乍併都市百年の大計は亦其の人があります之は有識の諸大家に譲ること、致しまして私は現在及近き將來の問題を述ぶるものと御承知を願つて置きます。

さて第一に火災は既往に於ける實況に鑑み歸納的に將來を斷定し之に對する対策を必要と信ずるものであります。大阪市に於ける既往三ヶ年間の火災の狀況を見ますと、

自大正十三年
至昭和元年 大阪市内火災調書

てありまして此數字の年次に大なる相違のあるのは大正十四年四月一日に東成郡西成郡人口に於て舊市百四十萬に新市七十萬を編入したる結果と御承知を願ひたい。此状況に依りますると（一）住家の火災は比較的少く工場倉庫納屋の火災が多く（二）焼失の延坪の少ないことは平家建が多いと云ふことも推定が出来ます（三）一度に百坪以上を焼くと云ふ様な大火災には工場倉庫納屋又は公衆用建物が主であると云ふことを知ることも出来ます（四）焼失したる建物の損害よりも之れに收藏せる物品の損害が多大であつて如何に粗造の建物内に價値ある物品を收藏して居るかを想像し得るのであります。

若し我大阪市に於て此工場倉庫納屋及公衆用建物の火災を除き得るならば他の損害は實に僅少なるものであります。這是大阪市と狀態を等うする他の都市に於ても同様のことゝ信じまするか商工都市たる大阪に於て此現象は當

然の歸趣であるとして觀過することの出來ない重要問題と信するのであります。

ことがあります。其の際に殆んど軒を接する周囲の人家には延焼せしめなかつたのであります二階建の大校舎其の真下に在る人家にすら延焼せしめなかつたのでありますから其の學校の建物に僅少の時間でも延焼を防ぐ構造でも設けてありましたならば決して全焼せしめないで一部分で消止め得られたかと思ふのであります。

將來火災に天災の伴ふことがありますとして大火災でも起す様なことがありますといたしますれば此種の建物が火勢を助けて火災を大ならしむるものであると信じまするが故に之れに對して防火の考慮を廻らさねばならぬと思ひます。前に御述べになりました如く耐震火の鐵筋コンクリートの建築になれば之に越したことはありませんが現在我市民に何れ改築する能力がありませうか。如何に有識者が聲を嗄らして其の必要を論じ、當局者が如何に努力致しましても爰五年や十年或は十五年二十年も其の目的の達成に年月を要するではありますまいか。夫は夫として一方に於て可能なる防火方法を此種建物に普及せしめたいと思ふのであります。

(一)燃質物を製造又は收藏する工場、倉庫、納屋には不燃質材を用ひて建物間の界壁及建物内の間仕切を設くること

(11)木造學校は各室毎に屋根裏に達する界壁を設くると共に二三教室毎に防火壁を設くること

(三)寺院は平素火氣の存する部分に防火装置を施すと共に本堂と庫裏との間には防火壁を設くること。

(四)燃質物造の劇場等は樂屋、舞臺、奈落に對して防火装置を施すこと。

(五)木造洋式建築には内外壁中間の空隙を縦横に仕切ると共に天井裏にも界壁を設け火氣を通ずる周囲の壁間及天井裏を時々實査し得らるゝ様の構造と爲すこと。

等を主眼として必要なる法令の規定を俟つと共に一方には建物の所有者建築者に向て此趣旨を徹底實行せしむる方法を講じたいと云ふことを主張するものであります。

第二に消防設備の改善と申しましても機械器具を設備することも、通信々號の機關を完備することも職員を教養訓練することも亦道路水利等の關係も悉く消防の作業に關係のある問題で其の研究の範囲頗る廣汎に亘りまするので其の内で機械と相俟つて最も必要である水利に就て少しく卑見を述べたいと思ひます。

大阪市に於ける消防水利は河川と水道であります河川の延長は一、五一五町であります河岸の空地である地域には建築物がなく建築物の在る地域には空地がなく空地があつても機械が寄附けないと云ふ様な關係で極少許の荷揚場支けが使用し得らるゝに過ぎません。此河川に架する橋梁は總數一六二四ヶ所の多きに達しますが其の内舊市の二九三橋及新市の少許の橋上より水利を得られます要するに河川の水利は舊市に於ては相當に利用し得りますが新市に於ては殆んど之れを得られない状態であります。

水道は大阪市の飲用兼用で水源を淀川に採つて居りまするから水源の枯るゝことはなく現在の設備で一日の送水最大能力二百二十萬石昭和元年中の送水最大記録は二百八萬石で水量には尙餘裕があります之れに取付けられた防火栓は公設六、五三四ヶ所私設二、一五八ヶ所は新舊市共に常時使用する水利であります。

此所で一寸機械の用法防火栓の構造水量等に付て申述べる必要があります。現在大阪府が大阪市特設消防に於て使用して居る消防機械の主要なるものは唧筒自動車と水管自動車であります。唧筒自動車と申しますると自動車に唧筒を取付けた所謂(Fire-engine)であります。水管車と申しますると水道口からの壓力で放水する車に水管のみ

を載せて居る所謂「Hose-car」であります。唧筒は御承知の如く吸水管に依つて唧筒と水面とを連續して置いて吸水管内の空氣を排出して真空を作りますと水面を壓する空氣の力に依り真空の部分に水が壓上げられる。上つて來た水を唧筒の力で送り出すであります。之れを學理上から計算しますると三十四呎の高さ迄壓上げられる筈であります。が全くの真空を作ることが出來ない爲め實際に於きましては二十七八呎位古い機械になりますと二五六呎位より壓上げないのであります。從て機械の位置と水面とに之以上の落差がありますると水を見ながら唧筒の働きを爲さないのであります。唧筒の吸水管は機械の大小に依つて相違はありまするが五〇〇ガロン級のものに付ける長さ十呎のもの一本で七、八貫から十貫位あるものもあります。之れを三本或は四本を繼ぎますると相當の重量でありまするから唧筒の置き得らるゝ位置と水面とが直下なるよりは斜面である方が作業は容易であります。我大阪では大正橋上で干潮時に於ける落差二十五呎で其の他の橋梁上は夫以下の落差でありまするから悉く水利と爲し得るのでありまするが作業困難時間を費すと云ふ缺點がある。荷揚場の如き斜面の場所を希望するのであります。水道の水は其の壓力に相應することは申す迄もないと相當の壓力があれば消防栓に水管を繋いで放水し得るのでありまするから作業は簡単容易であります。が壓力が低く又初め一ヶ所の消防栓を開けた時は相當の壓力があつても數ヶ所を開けると壓力が低下する様な水道でありまするなれば唧筒の力で壓力を加へて放水せねばなりません夫れで大阪市特設消防では消防自動車は取扱の容易な水管自動車が眞先に驅付けて水道の水で放水する次いで來た唧筒自動車も同様で其の後に到着した唧筒自動車は河水の水利を得らるゝならば之れに依る、要するに少量の水は水管自動車の働き、多量の水又は力のある水は唧筒自動車の働きと云ふ立前に致して居るのであります。

防火栓即ち「Fire-Hydrant」の構造は地上式と地中式との二種あります。地上式は地上に突出して交通の妨害となること工事費を多く要する不利はありまするが消防作業が頗る容易である。地中式は工事費は少いが夜間などは其の所在を發見し難き場合もあり先づ蓋を開けて之に堅管を取付け更に之に水管を取付ねばならぬと云ふ様な不便があります。ので防火栓は何うしても地上式でなければならぬと思ふのであります。以上のことを之を歐米都市の状態と比較して見ますと彼地では水利は殆んど水道で消防水道特設のものと飲用消防兼用のものと二様になつてありまするが専用は勿論兼用のものも消防用の場合は特に壓力を加へ得らるゝ装置があつて我國各地に在る水道とは其の壓力に大に相違がある。又機械でも唧筒自動車は歐羅巴に於ては五〇〇ガロン級が普通で米國では七五〇——、〇〇〇ガロン級を普通として居る點は我國と大差はないのであります。が水管自動車は大型のトラックに多量の水管を積込み、水道の自壓で多量の水を放出する立前になつて居る。殊に米國の如き大建築の多い都市に使用する水管自動車は多量の水管を積込むと共に數條の水管から來る水を一つに集めて放出する装置をして居るのであります。防火栓は悉く地上式で其の内に普通の壓力一〇〇ボンド位のものを高壓二五〇ボンド位迄瞬間に上げ得らるゝ装置があり吐水口も四ヶ所或は六ヶ所位を設けてあるものもあるのであります。唧筒自動車は普通壓力の所に取付け水管自自動車の水管付高壓のものに取付け數條の水を一つに集めて徑二吋半位の筒口で放出するのであります。大阪では唧筒自動車に用ゆる筒口一吋を普通として水管自動車には6-8吋を普通として居るに比し甚だしき相違がありますが之れは建築物の状態の然らしむる所で我國では之れを眞似る必要のないことでありまするが兎に角水道の水量の裕なることと壓力の高い點は羨望に堪へない所でありますて要は水道敷設の目的が飲料を主とす

ると最初から消防と云ふことを考慮したのとの出發點の相違であらうと思ふのであります。大阪市の水道は前に申述べた如く其の量がありますが其の壓力は土地の高低昼夜の別等に依つて相違はありまするが大抵五〇ポンド以下であります。最近調べました結果に依りますると六吋管を街路に沿ふて縦横に連續敷設してある區域の壓力が四〇ポンドある。防火栓に一吋四分の吐口を有する堅管を用ひて其の吐水量が一ヶ所で五〇四米ガロン四十間を隔つる防火栓を同時に二ヶ所で四〇三ガロン同時に三ヶ所で二丸一ガロンであります。之れで見ますると同時に二ヶ所迄は唧筒自動車も相當の働きは出来まするが夫以上は水量の不足であるのみならず唧筒を繰ぐと同時に自壓放水の水管自動車の働きは全然出来ないことになるのであります之れは中央部の比較的水量も多く壓力も高い區域でありますして若し新市方面の最細管三吋半の管に取付けた防火栓であつて其の敷管が他から補給のなき單線のものでありとしますれば僅かに一臺の唧筒に要する水より得られないのでありますから平常火災の場合は放水に遅れても離れた位置の通水系の異つた所に防火栓を求めて居る様な次第で市の方でも火災に際して壓力を加へる方法に付で色々研究されて居る様でありまするが元々飲料水として設置し其の目的の下に發達した水道としては蓋し止むを得ないことであります。

私は消防設備改善の一方法として

- (一)人家密集區域の河岸地は悉く空地として唧筒自動車河岸迄寄付け得らるゝ状態に置くこと
- (二)水道防火栓を地上式とすること
- (三)水道水の水壓は瞬間に一〇〇ポンド以上を保有する設備を有すること並同時に十ヶ所位迄の防火栓を開くも

水壓の低下せざること。

(四)水道管の敷設は耐震的なること

(五)送水動力は二途を備ふること。

(六)高地區には貯水池を設くること。

の水利改善を主張するものであります。先年大阪市當局の手に計畫されました船場地區に於ける消火水道設備並上町高地區に於ける貯水池の如き速かに實現を希望して止まないものであります。

●耐火構造の進歩と其の經濟なることに就て

大阪市技師 波江悌夫

火事は江戸の華だと申しました時代は既に過ぎ去つて居ります、今や火事は日本の華だと申さなければならぬかと思ひます、先程片岡博士が申されたやうに歐州では既に一六六六年の倫敦の大火と同時に都市の建築は耐火的ならざるべからずと云ふことが宣傳されて居るのであります、然るに我國の都市の建築は殆んど木造であります、先年の帝都の大火の際に於きました原因は地震に依る所の災害ではありまするが、其の建物が殆んど木造であつた爲にあの大火災を巻起したものと考へるのであります、今日帝都の火災の中で（本日も三階に警視廳建築課出品の大火灾圖がございますが）丸の内にあります所の耐火構造の建築群は、先程第一の事に就て論議された中にあります、耐火建築を以て固めた地區は彼の際に何等火災の被害もなかつたのであります、然るに神田、日本橋、京橋

方面の耐火構造の建物は耐火構造であるにしろ周囲は殆んど木造で囲まれてある故に皆焼失したのであります、其の他最近の例に依つて見ましても沿津の大火と申し、金澤の大火と申し都市の中心地は一度火を失すれば忽ち焦土となるのであります。之を見ましても都市の損害を減少せしむる爲には一に失火の原因を防止する方策を考えなければなりませんが、これは失火の原因の大部分を占めて居る（約六割五分）過失の原因を防止する方法を講じなければならぬと思ひます。

第四の消防機關の完備と云ふことは、是は我國の各都市とも殆んど全力を注いで居ますが如何に消防機關が完備しても燃えるべき家が多ければ其の損害は増加するのであります、一例を擧げますれば、或る病院に於て或る看護婦が過失をしてアルコールランプを倒したと云ふ爲に忽ち一時間足らずして其の病院が焼失したと云ふ實例を見ましても、消防の方法が如何に不完全でも建物が耐火的であつたならば其の損害は極く微少で済むのであります耐火建築の重要であることは茲に議論の餘地はないのであります、然らば耐火建築の倡導、耐火建築の興隆と云ふことに就ては如何に考へるべきか、勿論建築と云ふものは多大の工費を要します、先程宗氏の御議論もございましてが固より十數年位の短時日で之を完成すると云ふことは出来ないのであります、併し是は決して架空の議論ではないのであります、先年都市計畫の興論が勃興しました時分に後藤子爵は建築家は空想を書いて居ると云ふことを言はれたのであります、併し都市計畫の興論が起りましてから今日まで約七八年の歳月でありますが此の間に出来ました耐火構造の建築物は非常な多數であります、大阪府の都市計畫課から陳列致しました大阪の耐火構造建築並准耐火構造建築物の調査圖がございますが明治四十二年の北區の大火の状況當時と照し合せますと當時は殆んど

耐火構造と稱すべき程度のものはなかつたのであります、然るに約十數年を経過した今日から見ますと彼の圖にありますやうに大阪の中心區の部分には耐火構造の家が相當に出来て居るのであります、帝都の如きも明治初年以來政府が態々和蘭院からセメントと煉瓦とを輸入して耐火構造を奨励したのであります、今日では都市の中心區は果して耐火構造を以て埋められた状態であります、空想と云ふことは考へられないであります。日々進歩しつゝある所の我國の國運から見ますれば、空想であると云はれたことが十年ならずして實現する實例は澤山ございます殊に建築の耐火構造に對する最近の進歩と申しますものは非常であります、而して耐震構造建築と共に研究されつゝあります、明治時代に建築構造に就て専門家の研究しましたのは主に煉瓦造であります、所が煉瓦造或は石造の建築は地震の爲には不向であつたのであります、従つて耐火構造の建築と云ひながら地震の憂慮を免れないで其の進歩が遲々としてあつたのであります、然るに最近に於きましては鐵筋混擬土構造の建築物、或は鐵骨を中心とした鐵筋混擬土は地震にも耐えられ又耐火性を持つて居る。而かも防火の上に於て隨分都合の良い建物であります、それのみならず工費の上に於て低廉である、そればかりではない鐵筋混擬土に用いる材料はセメントにしろ、砂利にしろ或は又鐵筋にしろ殆んど我國の中で手近に得られるのであります。又此の鐵筋混擬土構造の進歩は著しきものであります、先年有吉横濱市長が兵庫縣に居られた時分小學校の建築は耐火でなければならぬ、鐵筋混擬土にしろ、と云ふ話が出来てから兵庫縣で小學校の構造を鐵筋でなされた、所が今日では大阪でも、横濱でも東都でも、だんぐ鐵筋混擬土の小學校が新築されたのであります、當時から見れば殆んど空想が實現されたかと思ふ有様で

あります、是は一面工費が低廉であると云ふ實情から起つたのであります最近、先程から片岡博士が申された如く木材の拂底、殊に亞米利加材を輸入して居る關係、態々外國品を使つて木造を造る時代ではない、不燃質構造の完全なものを作るのが國家の經濟であると云ふことを申上げたいのであります。

◎共同建築に就て

復興局書記官 武 部 六 藏

片岡博士及建築の専門家の方々の精細にして御熱心なる御報告と御討議に依つて、都市の中権地區に於ける建物が、人命と財産とそれから我々の凡ての生活の防衛上、耐震耐火の構造であることを要すると云ふことは、充分に納得の行く處となりました、併し乍ら耐火建築は必要なりと云ふことだけでは却々耐火建築をなす者が續出するとは思はれませぬ、片岡博士も耐火建築促進の方策として最も重要なものの四を掲げられました、私は其の四の方策の第一即ち防火地區の制定を徹底せしめ其の實現を促進することと云ふ點に關聯して少しく論じて見たいと思ふのであります。

市民が耐火建築の方がよいとは知りながらも、却々之を建てない理由は、色々あります、第一は何と言つても金であります、耐火建築は木造に比して極めて高いもの、やうに考へられて居るのは勿論そこに耐火建築に對する理解の足りない點もあります、又長期間に亘つて考へれば、耐火建築の方が結局經濟的であると云ふ點にも一般に理解がないやうです、然しこの點を理解しても尙耐火建築には一時に巨額の資金を必要とすることは争はれます。

ません、大戰後的一般的不景氣はまだゝゝ回復しそうもありませんし、殊に東京横濱の如きは、大震災の瘡痍猶憲えぬものがあります。政府も東京横濱の甲種防火地區に付ては二千萬圓の豫算を計上して耐火建築に對して坪當り四十圓又は五十圓の補助金を交付し、又民間會社ではありまするが、復興建築助成株式會社に對しては六千萬圓の低利資金を融通し、東京横濱の兩市は同會社に對して年八分の配當保證をして居り、以て耐火建築の奨勵助長に盡して居りますが、それでもまだゝゝ耐火建築は思ふやうに建てられません、耐火建築の資金の問題に付ては長期低利の資金融通方法に關して何等かの手段を講ぜねばならぬと思はれます。

それから又、永年の慣習上一般に木造家屋を好み、耐火建築に對する食はず嫌ひの感を持つことは已むを得ない處です、之が改善も亦建築家の方々の御努力を願はねばならぬ點であると思はれます、それから從來の借地權が木造建築を目的とし、耐火建築を許さないものゝ多いことも、大なる障礙の一です、本年の議會で防火地區内借地權處理法と云ふ法律が通過致しまして、之は来る六月一日から差當り東京と横濱に施行せられる豫定であります、此の點は他の都市に於ても考慮を拂はるべき問題と思ひます、又東京と横濱では區劃整理事業の遲延が本建築を不能ならしめた點もありました、私は此等の問題に付て詳細に論することは許されました短い時間では到底不可能でありますから、耐火建築促進の障礙として極めて重要な一つの點即ち過少不整形敷地の問題及び之が解決の方法である共同建築に付て少しく論じて見たいと思ひます。

我國の都市に於ける從來の建築敷地は木造建築を主とした關係上面積狹少、形狀不整、前面道路狹隘なものが極めて多い、東京に於ける調査によると、面積二坪未満のものが約五割を占めて居る、其の間口から云ふと三間以下

のものが五割以上である、之は他の都市に於ても中心地に付ては同様ではないかと思はれます、形狀から言つても、細長いものあり、偏平なものあり、三角形あり、八角形あり、かぎの手あり、隨分不整形を極めて居るのである、かやうな敷地に木造ならばいざ知らずコンクリートの家を建てたならば、却々窮屈で不自由であることは想像に難くない、そこでかやうな建築敷地の所有者又は借地人は近隣數人共同して耐火建築をしたならば、色々の點に於て便利であらうと思はれるのであります、今簡単に單獨建築と共同建築との利害得失を比較して見たいと思ひます。

第一に單獨建築と共同建築との經濟上の利害を考へて見ますのに、先づ單獨建築でありますと建物の高さが低下致します、何となれば市街地建築物法施行規則第十九條には採光に關する規定がありまして、その結果小さな敷地には高い建物は建てられることになるのであります、又道路に接する建物ならば、その前面の高さは道路の幅員の一倍二分の一又は一倍四分の一を超えてはいけないと云ふやうな規定がありますが、(市街地建築物法施行令第七條)その結果として幅員の狭い道路や路次に面する敷地では建物の高さは二階も無理であると云ふことになりますこれらの點も近隣と共同し、殊に幅員の廣い道路に面する土地の者と共同すれば、高層建築が可能となる譯であります。建物の高さの問題は同時に建物の床面積の大小の問題になります、(2)に建築物法施行令第十四條には、建物の敷地には必ず地域の異なる從つて四割、三割又は二割の空地を有しなければならぬことになつて居りますが、單獨建築ならば、狹少な敷地の中に各々が以上の空地を存しなければならぬのであります、之が共同建築ならば、中庭なり其の他適當な場所に一と縛めにして空地をあければよろしいので、同じ面積の空地にしても無用の空地を少

くすることが出来るのであります、以上の二點は結局土地の利用を良くすることが出来る點であります、(3)次には建築費の問題でありますのが共同建築ならば壁その他共同に使用する部分が非常に多くなりますから單獨建築に比して建築費が低下することも見易き道理であると思ひます、(4)又煙房、冷水、下水、污水、瓦斯、電氣等の附屬設備の點から言ふも、共同すればその工事費は勿論將來の維持管理費が低廉なるべきは當然であります、(5)も一つは相互の間に於ける床面積の融通と云ふことであります、單獨建築のときは自分の建物は凡て自分の土地の上に乗つかつて居る譯であります、共同建築ならば或ひは階段を共同に使用することも出來ませうし、通路を他の人の土地に附ける場合もあしませうし又一階は甲、二階は乙と云ふやうにして互に他人の土地の上に建物の床面積を擴張することが出来るのであります、同じ土地でも其の利用が著しく増進出来ると思はれます。

第二に衛生上の見地から考へて見ますのに、先程述べましたやうに、單獨建築の場合と、有効な空地が少くなり、又採光が不充分になりますて、都市に於て最も必要であります空氣と光線とが著しく妨げられますし、又下水污水の設備も不完全になりますて、之を共同建築に比すれば、衛生上よくないことは之亦見易い道理であります。

第三に、之は稍附隨的な問題になりますが、耐火建築をする場合には、基礎工事の爲めに、隣家に危害を及ぼすことはよくあることであります、共同建築にすればかくの如き場合は少くなる譯であります。

第四に、衛路の利用上からも、又衛衢の美觀體裁から考へても、大道路に面して、マツチ箱のやうなコンクリートの家が立ち並んだり、大建築の間に玩具のやうな家がはさまることは頗る感心しないことであります、共同建築

は之が救済法として正に有効であると思はれます。

要するに單獨建築に不便な敷地の者が集つて、共同して耐火建築をすることになれば、都市の健全な發達の上からも、個人の經濟上も極めて有利であると云ふことになります。處で共同建築をするには、またそれ相當の障碍があります、此の障害を除く方策を講じなければ、百の理論も空想に終ります、共同建築助長方策としては特に左の諸點に付て慎重の研究を重ねる必要があると思ひます。

現在の法制の下では、共同建築をするには、之に參加する人達の間に協議の継ることが必要である許りでなく、之に參加しない人でも、其の土地に権利を有つて居る第三者の同意をも必要と致します、先づ參加者の協議と云ふことに付て考へるのに、共同建築と言ふことが、土地の利用上或は個人の經濟上又は公益の爲めに有利であると考へても、例へば隣家同志でも非常に資力を異にして居る場合もあるでせう、一人は直ちに耐火建築をする力があつても、一人は負債に苦しめられて到底其の資力はないと云ふやうな事があります、又互に反目して感情上相一致しがたい事情にあるものもありませうし、又愈々建築をするに付ても、出資なり、建物の割當なり、建物の設計等に付ても協議の纏まらない事も少くないであらうと思はれる、而も共同建築を爲すに適する一團の土地の中の一人が反対するときは全く其の共同建築の成立し得ないやうな場合も少くないと思はれます、共同建築が都市構築と云ふ公益上の見地から絶対に必要であるとするならば、少數者の反対は法律を以て之を強制し、所謂強制加入の規定を設けてはどうかと云ふ立法論が出るであります、乍併之に對しては、共同建築は耕地整理などと異り、組合員は相當巨額の出資を必要とするのみならず、相隣者と雖も其の經濟的事情は互に頗る異なるものがあるから、強制加入

は酷であるのみならず、組合の永續上不可なりとする論者も出て来るであらうかと思はれる、或ひは又原則として強制加入制を認むると同時に、強いて加入を拒絶せんとする者には、借地権又は所有権を組合に賣渡して立退く権利を認めたならばどうかと云ふ案も考へ得られる、之も大なる研究問題であります。

共同建築を爲す者に何等かの法律上の保護を與へ同時に第三者の権利に制限を加へやうとすれば、どうしても共同建築と云ふことを明確に法律上定義しなければならないであらう、抽象的に言ふならば、一團の土地の使用権者が共同して一構の耐火構造の建物を建築することを著しく有利とする場合とでも定義すべきであります、實際上之が認定の問題に付てはかなり困難な問題が横はつて居るであらうと思はれます。

現在の法規の下で、共同建築をする場合に、法律上如何なる協同の方法があるかと云ふのに、一は民法に依る組合であり、二は商法に依る會社組織であり、或は稀なる場合には産業組合法に依る利用組合又は住宅組合法に依る住宅組合を想像し得ます、然し從來の協同組織は強制加入問題に付ては勿論のこと、立體的に複雑して居る共同建築には色々の點に於て不便があるようであります、今それらの點に付て一々御説明をするの暇を有しませんが、法律上の問題として共同建築に付て考究すべき一二の問題に付て申上げて見たいと思ひます。

共同建築に於て最も困難なる問題の一は組合員と土地所有者との間に於ける借地關係であります、蓋し共同して建築した建物は或は組合員の共有又は總有となり或は區分して各其の一部を所有することとするも、自己の所有地又は借地以外の他人の土地の上に建物を所有するに至る場合が發生して來ることであります、最も簡単な場合を想像すれば、各人の土地の上に各人が建物を所有し、壁だけを共同にすると云ふ場合もありませうが、いやしくも

立體的に區分して利用することになれば、以上のやうな場合が發生して來るに違ひありません、從て此等の場合に起る法律關係を圓満に處理する立法上の方法を講じなければ、共同建築の一の大きな障碍が除かれたとは申されません、近代都市の高層建築は、舊來の民法の所有權の觀念に大きな變革を來す原因となりつゝあるのではないかと考へられるのであります。

又共同建築をするには、現在の木造家屋を毀はす必要があると思はれます、その際に家屋居住者を如何にして立退かすべきか、借家法第三條の規定もあり、借家期間も各人異ることでありますから、此の問題も重要であると思ひます、家屋居住者の立退と共に其の保護の問題も同時に考究する必要あること勿論であります、其他組合員の加入脱退と土地使用權の複雜なる關係、建物の分割、組合の解散、出資、業務執行其の他の細目に付ても考究しなければならぬことが澤山あるやうであります。

之等の法律上の問題として、考究すべき幾多の事柄に付ては、勿論適當な解決策を講じなければならぬと考へますが、一面當局者としても、建築家としても或は都市計畫家としても、努力をしなければならぬことは、先づ共同建築の必要と利益とを宣傳すること、耐火建築の資金を得るの途を容易ならしめる方策を講ずること、共同心の涵養に力を致すこと等の諸點に在ると思ひます。

私は自分の乏しい知識に依りまして、唯各位に對し共同建築に關し考究すべき問題を提出すると云ふ意味に於て卑見を申述べた次第であります。

◎木材の耐火化と火災保険制度の改善に就て

田 中 次 郎

西暦一千六百六十年の倫敦の大火は、片岡博士の説の如く、歐洲諸國民に防火と建築といふことに關しての大覺醒を促し、それが爲め、彼等は再び同じ災厄に見舞はれるが如き懲を免れようとして、其の建築用材を或は石材、或は煉瓦、或は鐵筋コンクリートといふが如き、不燃質性の物に求め、克く大倫敦市復興の業を完成致しました。

建築の様式や其の用材等が彼が如くなつたのは、或は彼の國民の風俗、習慣などが、然らしめた所も多大ではあります、然も彼等が其の一度嘗めた苦い經驗を忽ちに附すること無く、それを好個の教訓として後國に資する處は、流石英國並歐洲諸國民の美點であつて、我國民の大に學ばねばならぬところであります。

併て、我國に於ても先年の關東の大震火災は、其の當時にありては、確かに國民一般をして建築物の耐震、耐火と云ふ事に覺醒せしめましたが、諺に咽喉元通れば熱さ忘れるの喩があるが、我國民は早くも、先の慘禍を忘れたかの如く、再び姑息懲安の深き眠りに就かんとしつゝあるのは、洵に痛快の至りに堪えない處で、現に東京市民の中には、バラツク存置期間延長の申請運動に狂奔して居る者がある有様で、斯くして何時になつたら本建築を完成しやうとするのか、今は其の見込も甚だ乏しくなつたやうに思はれます。

斯様にして、荏苒時日を過すこととは、たゞ現在の國民に取りて、一大損失であるばかりでは無く延ては吾々の奮發心の缺乏に因る禍を後世にまで貽すこととなり、子孫の爲めに親切である所以ではあります。

私は先刻來、各位の都市建築に關しての、適切なる御意見や該博なる御研究を拜聴し只管敬服し且つ同感であります。

私は其の道の専門家ではありませぬが、今茲に本問題に關する私の考案の一端を申述べて見たいと存じます。

其の一は、承る處に據れば、建築物の耐火目的を達するが爲には、其の用材を必ずしも石材、煉瓦、鐵材等に限る必要は無く、木材にも或る耐火液を注射すれば、耐火性となるとのことで、現に林學博士志賀泰山氏の御話に依れば、單に木材だけで無くして、紙、布の類等へも耐火液に依て耐火性となし得るとの事で、其の實驗をもせられました、又林學博士江崎政忠氏からも同様の事を伺つた、然も耐火液注射に依る建築費は普通の木材建築の場合の三割高に過ぎないで、コンクリート建築さへ、坪當の三四百圓を要するのに比して、三分の一、四分の一にて足りるとの事であります。

兩氏の御話の如く、木材建築でも充分耐火の目的を達することが出来るといふのであれば、吾々は都市建築の材料を特に石材其の他之に類する物質に限る必要は無く、木材建築は我國民の趣味、嗜好、風俗、習慣及經濟に適合して住み心地が良いといふ點からしても、亦其の建築費が前述の通り、他の建築に比較して低廉であると云ふ事から觀ても、大いに推奨すべきで之が爲め復興事業も大助かりであると申さなければならぬ。就ては、耐火液は果して御話の通りの効力があるのかどうか、今一段の改良工夫の餘地は無いのか、一度耐火液を注射して置いても、或年限経過の後には更に注射するの必要があるのでは無いのか如何かといふやうな諸點に關して、兩氏を初め専門家各位に於て何人も納得するやうに充分説明を與へられんことを切望致します。

第二に申述べたいところは防火設備に就ての考案であります。

防火地區設置の大切なことは勿論でありまするが、眞に火災の憂を無くするといふがためには、どうしても一般市民が覺醒して、各自が其の防火設備を完全にすると云ふのでなければ、到底所期の目的を達成することは出来ないと思ひます。

我國民は從來各自の防火設備を忽にする嫌あるのは、其の原因果して何れにあるかと考へて見ると、それは火災保険會社の存在と我國民の誤れる經濟心理に在るやうに思はれます。

日本人の考へとしては、自分の建物は假令焼失しても、火災保険會社から保険金の支拂を受ければ、別段損失は無いものだと思つて居る、現に沼津市の大火の如き、保険金の回収が多かつた爲めに、市民は格別の痛痒を感じて居らぬといふ話まであります。

乍然此の考へたるや、實に笑ふべく憐むべき利己的近視眼的の誤謬であつて、一度火災の厄に逢遭せんか、假令建物に對する保険金の支拂は受けても、其の他に家屋内の財産の消失營業上の損失並精神上の打撃等を蒙るべく、之を國家經濟の見地よりすれば、焼失したる建物は勿論其の他總ては到底回復せざる純損失となるべきものでありますから、問題は單に一個人の損得如何に留まらずして、國家並人類の生存にも關するものと謂はなければならぬそこで、此の誤つた經濟心理を矯正するが爲めには、いろ／＼の方法があるであります、私の考へでは火災保険の保険金支拂並保険料の決定に關して、法律上に一の例外規定を設け、故無く防火地區内に於て必要なる防火設備を爲すことを懈怠したる者に對しては保険金を支拂ふを要しないとか、或は防火設備の不完全な建築物に對して

は、特に高率の保険料を課することを得るといふ様な事に致したならば自然と各自も防火設備に注意を拂ふに至るであらうと思ひます。

私が斯様な事を申述べたからと云ふて、今之を決議として直ちに實行に着手すべしと云ふのではあります、唯私の考案を述べて専門家及爲政當局者が此等の點に關して考慮を拂はれんことを希望するのみであります。

◎立體的建築か平面的建築か

大阪市會議員 古 煙 銀 次 郎

本日は都市問題に關する各方面の専門家及技術家各位が御出席になつて、平素御研究の結果を御發表になり、種々有益なる参考資料を與へられることは我々市政に參與するものとして誠に喜ばしい次第であります。

然るに平素何等の學問研究をして居ない素人が斯くの如きお歴々の間に伍して、壇上に立ち討議に加はると云ふことは誠に滑越の次第であります。が然し私は素人ではあります、が全然門外漢ではない、門内漢として發言の権利を有するものと考へる、時には素人の言、玄人の参考になることなしとは云はれません。

さて先程來、片岡博士其他の方によつて述べられたことは、専門的の立場より考へて私は何等反対の理由を持たぬものである。

元より都市に於て震火災より免れるが爲には、重要な一方面として建築物を不燃性とすることに何人も反対すまい、自分も賛成である。

然し乍ら事には自ら緩急度あり都市には都市の經濟があつて、理想が容易に實行せられぬことが往々ある、東京横濱などの復興事業に見ても、我大阪市の都市計畫に見ても、すべて財政上の困難よりして種々の障礙が起つて事業が進捗しない。

これを外國と我國と比較しても同じ理窟で、遺憾ながら彼我の貧富の懸隔、英米と我國との富の差に甚しきものあり、これを以て直ちに如何ともすることは出來ぬ、即ち然らば、理想を實現するに當つては先づ第一に市民の負擔力を考へる必要がある。

この事實は、全市の建築物を木造より直ちに鐵筋コンクリートの耐震耐火のものとすることは出來ない。

また先程建築經濟上よりして不燃性建築は木造家屋より安價であるとの片岡博士のお説であつたが、これは建築が上へ高く延びて行つた場合のことで、横に幅廣く延びた場合を考へると必ずしもさうでない、又博士は千六百六十年のロンドンの大火の刺戟により建物が耐火的になつたと申されたが、それも一原因ではあるが、又地方に於て近世都市集中の結果、人々は益々増加し、都市の面積には限りがある、中心地は種々の點より便利なるか故に、この地域の建物は高くなり、地盤も強固であるから建築も不燃性となるに至つた。然し歐米と我國とは人口集中の程度に於ても差あり、その結果紐育市中心部に於ては一寸角の地が何千弗の價であるが、大阪の堺筋の如きでも一坪五千圓以上のものはない。又住む者より云へば、立體的の建物よりも平面的のものを好み、又安全もある。土地が比較的安價で、平面的の木造家屋が築造されるのも經濟的事情よりすれば前述の如く止むを得ないことになる、即ち不燃性鐵筋コンクリートの建築をなすには、當面の財力がこれを許さない、片岡博士のお説は今日の處理想論

であつて容易に實現することが出來ない。此の意味に於て吾人は現實に直面して、その現實に如何に改良を加へ災害より免れしむるかを考へる必要がある、即ち防火と建築の問題に就ても災害より免れるために消極的に努力をせねばならぬ、それは先づ消防機關を擴充することである、又片岡博士は災害は避け得るが過失は避けられぬと云はれましたが、然し教育により智識を普及すると同時に最善の注意をすることにより或る程度までは避け得るものと思ふ。

更に都市計畫の進行に伴ひ、現在の防火地域制度の改善を計りこれを撤底せしむると同時に現在の防火地域の如き主として廣路及び廣路の兩側建物に重きを置いて居るのであるが、尙その上何れの都市でも殊にわが大阪の如きは川筋が甚だ多い場合、これを防火に應用することを忘れてはならぬ、即ち今後は川筋に新しい建築を許さず、又除き得る建物は川筋より取除き樹木などを植えて風致衛生上の考慮をすると共に防火の設備としたい。樹木の衛生上有要なことは今更申す必要はない、又防火と云ふ點よりするも先年東京の大震災當時、淺草の中見世が殆んど奥まで焼けたにも拘らず、觀音堂の焼け残つたことは全く樹木が防火の用をなした現實の適例ではあります。

以上甚だ撫難ではありますが、愚見を申述べた次第であります。

◎國民的感情と建築の改善

藤澤 穆

鐵筋混凝土建物が、防火なり、耐震なりに極力推奨すべきものなることについては、主任報告者を始め、その

他斯道の諸達識の御討議にして明、而かもこれら裏面に何れも尊重すべき精到にして且つ他人の追随を許さざる研究なり、資料の伏在するものがあることでありませうから吾々建築技術に門外漢たるものは、諸論議の殆んど全部を承認することを敢て辭しません、殊にパブリック、ビルディング及びオフィス、ビルディングに就ては全く異論のないところであります、純然たる住宅、又は事業兼住宅といった建物、之れが多數でありますが、之等については元來安全（災害、保健、耐久等に關する）なり、經濟的なり、便利といふ點も必要であります、この外に何と云ひますか、好みと云ひますか、之れも個々人の好みと云つた獨占的、優越觀的のものではなくして多くは數千年來の國民的、少くとも市民的に總括されたる好みと云つたものゝ表はれが必要であらうと思ひます、人間も生物の一つでありますから、その生存を營んで行く上に、自然に適應して行く本能なり、一種の力、性能を有して居ります。生命の本據たる住宅についてはその國、その都市の氣象、溫度とか、風力とか、太陽光線の角度とか、又は溫度の變化とかに適應し得ることを工夫して來て居ります。それのみでなく此外に民族的藝術、人種的性癖といつた、容易に理窟を以て左右することの能きない様式の表はれもあると思ひます、これは歐米各國なり、西洋なり、東洋なり、南洋なり、何れの地に於ても斯う云つた一種の好みが建築様式なり、一般構造なりに表はれて居るのを見受けるのであります。實に國別によりて特色があるのみでなく、同一國內に於ても、建築材料こそ通有性を認めますが、各都市に依つて異なつて居る。之れらに各種の好みが表はれて居る。これは決して建築技術者の癖とのみ見ることは能きない。理論とのみ斷することは能きない點であらうと思ひます、唯今も習慣の改造と云ふ御議論がありました、固より習慣も合理的化する必要を大いに認めますけれども、數百、數千年に亘る歴史的傳統

に至つては、之れを左右することこそ、言ひ易くして行ひ難い主要問題であります。又改造することの能きない自然的條件もあることでありますから、この點は建築技術家から吾々に譲歩して戴かなければならぬ點かと思はれます、のみならず吾國建築様式の特色なり、文化なりは能きるだけ尊重して貰ひたいのであります、主任報告者たる片岡博士を始め諸討議各位の御所論が多く鐵筋混凝土的建造物の普及といふ點に重きを置かれてあつた様に承りましたから、技術上の事に關しては各位の御議論を鶴呑みにすると同時に、斯種建築の普及と云ふ點については國民的感情を把握しなくては不可能のことさへあることですから、通告討論者ならざる不肖如きがこの機會に於て一言希望を述べさせて戴いた所以であります。

◎防火建築に關する質疑

岸和田市會議員 原 靜 村

本日の議題は(市街地の防火と建築)及び(不良住宅地區改良事業に就て)の問題であります。私は斯界の權威工學博士片岡安氏に御質問申上たいのであります。

さて、先刻より先輩諸氏の今後の都市經營に就て御報告又は御討議を拜聴いたしまして多大の利益を享受いたしましたことは幸福であります。先輩各位に謹んで御禮申上ける次第であります。

然し其の多くの承りました、御報告なり御討議を一括して見ますと、總ては資本主義經濟組織から出發したものである様に思はれなれども、少しく極端な意見であります。之れを言ひ換ふるならば全くお金持階級

は如何にしても安全地帶に住み、そうして美しい住宅を造るかと言ふに過ぎないのであります。勞働政策とか或は無產階級の住宅問題とか其他勞働者の利益と幸福を増進する様な點を少しも取入れてないのは甚だ遺憾とするものであります。

殊に甚だしいのになりますと、米國とか或は英國、佛國等の先進國の都市經營や又は都市計畫のみを謳歌し即ち西洋カブレをして光輝ある我日本人を非文明國人扱にせられたことは誠に遺憾の極みであります。

私は片岡博士の御報告の都市中権地區の建築物を大廈高樓、耐震、耐火不燃燒物建築には敢て反對するものではありません、寧ろ理想案としては双手を擧げて賛成するものであります。

しかしながら私は日本の都市が歐米都市の全部を眞似て行かなければならぬことはなからうと思ひます、殊に日本には世界各國の都市が眞似る事の出來ないそれゝの特有の歴史もあり、獨立性もあり、風俗、習慣等もあつて、そこには言ひ知れない神祕的な難有味があることでありますから此の邊のことも能く考へて而して後に實行しても餘り遅くはありますまいと考へます、そうして又我國の經濟界の事情も能く調査して果して此の立派な大廈高樓を建築するだけの餘裕ありや否と言ふことも考へねばなるまい、完全な市營住宅すら持合せの少ない我が國の都市を金殿玉樓と金が有り餘つて棄て場に困ると云ふ位の米國あたりの都市にあこがれて直に之れを、我が都市を歐米化とするのは早計である。

又夫れからもう一つ考へなくてはならぬ問題は斯くの如き立派な大廈高樓の建築物のみになつた曉には必然的に起る家賃問題も考へなくてはなりません。今日に於てすら一部特權階級を除くの外はその全收入の四割まで家賃に

取られて丁寧である此の現状から推しても將來必ず此の家賃問題が生ずることは瞭かなものであります、況や大廈高樓の美しい建築物に代へる唯一の材料として我等日本人を非文明的人間の如く罵り、市街地を飽きも大廈高樓、不燃焼物建築物に代へようと言ふならば私は斷々乎として反対いたします。

資本家有産階級の人達はやれ大廈高樓、いや耐震耐火、不燃焼物建物などと贅澤な騒ぎをやつて居るが一體無產階級の住宅問題をどうしようと言ふのか、住宅は啻に之に據つて風雨寒暑を凌ぐばかりでなく日常の休憩、慰安一家の歡談和樂場として之れを此の裡に求めないものはないのである、人間一切の美德は家庭生活の根源なのである、そうして家庭生活は住宅を離れて形造られないであります、人は一樣に天帝より生存の權利と生活の自由を與へられて居る、萬有の一つすら民衆の共有物でないものはないのである。然るに一部少數の所謂資本家なる者は天地間の一切を獨占し己は豪莊な邸宅を構へ宏大なる庭園を配置し贅澤な住居をなしてすむ、不用住宅をすら設け乍ら不幸な無產階級者には一坪の土地、一軒の茅屋さへも快く貸し與へる事をしないのである、要するに今後の都市經營はどうしても労働者の住宅問題を重要な都市問題として取扱はねばならぬ重大な問題であります。

資本家は常に労働者（）と口汚く罵り階級意識を以て差別的待遇をするが此の大坂の如きも斯くの如く日進月歩偉大なる發達を爲したものには全く幾多労働者の汗と油との結晶が下積とされて居るものであります。現に此の大坂から労働者を全部抜き去り他に移住したら果してなにが殘るのでありますか、しかして之れは只大坂市のみに限らず、何れの都市、何れの町村でも然りである、故に今後の都市計畫、都市經營特に労働都市は大いに労働政策即ち無產階級の住み心地よき都市にせなくてはその都市は發達しないのであります。或る學者は私に（だから美しい

土地、美麗な住宅を提供やうと言ふのではないか）と言はれました、私は即座に答へて曰く、もし學者よ、その美しい土地、美麗な住宅は結構でありますかの家賃を何人が支拂ますか、此の意味に於て片岡博士は今後の都市に於ける労働政策を如何になさるのか、而して無產者の住宅問題を如何にして解決なさる御考へか明確なる御教示を乞ふものであります。

●住居地域の防火方法に就て

都市計畫大阪地方委員會技師

大屋靈城

只今まで各位の御高見を拜聽致しましたが私は片岡博士の御意見に大體に於て贊成であります唯二三少しく意見を異にする點に付て述べたいと思ひます、時間を省略する爲に朗讀を致します。

都市の火災の絶滅を期することは都市計畫上緊急な事に相違ないが絶對に火災のないやうにすることは事實上不可能の事である、我々は火災の起る事其の物は左程恐ろしいものと思はぬが是が延焼して四方の建物にまで累を及ぼす事が恐ろしいのである、従つて火災の延焼擴大を防ぐ方法を攻究する事が最も大切である。先に片岡博士が火災絶滅の方策として擧げられた四項目も此の意味のものと思ふ。果して然ならば私は尙ほ追加して頂きたい一項目があります。それは、一、木造建築に對してはその周圍に十分の空地を強制すること。

本邦の都市は歐米都市とは頗る趣きを異にして居つて住宅の用に供された建物は殆んど全部が木造である。この木造建築は本邦に於ては將來と雖も決して捨てらるべき性質のものでない。私は住宅としては都市と田舎とを

問はず木造建築を以て混擬土其の他の建築に優るものと考へる、單に防火の上からのみ考へれば是は餘り好ましい事ではない、今假に木造建築は住宅として捨て得ざるものなりとせばその木造建築の儘で火災の損失を最少ならしむる方策を攻究することが必要ではなからうか、特に中小都市に於ては耐火建築の理想を説くよりこの方策を徹底せしむるが今日焦眉の急である、然らば木造の儘で大火を防止することが果して出来るかと云ふことになるがそれは出来ると思ふ。其の方法は各建物を成るべく接觸せしめぬやうに配置することにある、即ち建物の周圍に十分の空地を保有して都市の建築（特に住居の用に供するもの）を分離する事が必要である、換言すれば從來の如く住宅を建物本位とせず庭本位とするのである、斯くすることに依つて單に延焼を防止し得るのみならず火災に對しての死傷者を少くすることを得、且又日常生活に際して住宅をより衛生的にする（即ち日照、通風、空氣の清淨等一つに之に依つて達せらるゝ）事が出来る、彼の英國の法制等に見る一定面積内に建て得る建物の戸數を制限せる法律の如きは我國に於ても採用してよい制度であると思ふ、火災の損失を金錢で以て表し得るものとするならば都市の中権の防火に努めた方が必要事であるに相違ないが比較的小住宅の群つた町や場末の町に火災が起ることが多く且つ此の際は特に多くの死傷者を生じ又無形の大なる損失を生ずることを考へれば中権區（商業地域）以外の周圍區（住居地域）の防火と云ふ事も亦決して等閑に附せられぬ問題である。

以上は片岡博士の御意見に對して反対とか批評とか云ふ意味で申上げたのではないが十分皆様の御考慮を願ひたい事項であります。

◎本議題の討議に就て

工學博士 片岡 安

隨分時間が経ちましたから極簡単に皆様のお話を総合的に批評すると云ふては相済みませんが句切りを付けて見たいと思ひます、議題説明者の責任と致しまして五六分の時間を拜借致します。色々御意見がありました私の方に申上げました方策の外に付加へますものは田中次郎君の御提案になりました木造其の他の燃焼物をして耐火的ならしめることに依つて之を救へと云ふこと、もう一つは田中君のお話は火災保険業者の運動、是であります。私は大賛成であります、假に四つの項目を申上げたに過ぎないので是等は時間があれば當然此の問題に論及したいと思ふて居つた點であります、之を付加へて戴きましたことに付ては深く感謝の意を表したいと思ひます。火災保険業者が亞米利加の現在の火災を如何に救うて居るか、又火災の罹災率及其の損害の減少をどの位進めて居るかと云ふことを専門家の方は殊に御存じであります。私共其の態度の實に堂々たる國家的で社會の爲であると云ふことに敬服して居るのであります、我國の火災保険業者も是非左様な立場になつて戴きたいと思ひます、もう一つ誤解がありましたが誰方でありますか、大厦高樓に改造せよと云ふことを私が申したやうにお取りになつて居るやうであります、其の反対の考へを私共は持つて居るであります、住宅建築特に無產階級の住宅建築の改造が現在の都會改造の最大使命であると云ふことは少しく英吉利の勞働政策や住宅法をお調べになつたら十分に分るのであります、此の考へを持つて私共は都市を改造せねばならぬと云ふ考へを持

つて居ります、唯時間が少い爲に其の問題を茲に申上げる時間がない。其の爲に此の誤解が起つたと云ふことは又已むを得ない次第かと思ひますが此の誤解を解いて置きます。又共同建築に依つて之を救へと云ふことは私も之は非常に賛成であります。之も時間がありましたら付加へたいと思ふて居つた所であります。

又大屋君のお話は理想として大屋君の立場から考へられた都市計畫の改善と云ふことに就て理想的の良いお話であります。が私は全部御賛成が出来ない事を遺憾と思ひますが之に對して討議をする時間がありませぬから申上げませぬ、大體其の他の方は全部或は皆様の御敷衍なさいました御意見に對して深く感謝の意を表し賛同をするのであります、洵に有難うございました。

第二議題 不良住宅改善

報 告

社會局書記官 小濱淨鑛

第一議題で大分お疲れのやうでありますから成べく簡単に申上げたいと思ひます。議題は不良住宅地區改良と云ふことになつて居りますが主として不良住宅地區の改善と云ふことに就て御報告申上げたいと思ひます。

住宅の問題は古來非常に喧しい問題であります。殊に產業革命が行はれまして、都市人口の集中と工場の發達とに依りまして、一層住宅問題は世の注意を惹く所となつたのであります。併ながら住宅の問題は、殊に住宅不足と

云ふ問題は單に住宅の數と云ふ問題を以つて終るものとは考へられないであります。最近に我が國に於きましても大正七八年の好況時代に住宅の不足の問題を高潮されたのであります、近來に至りまして各都市とも空家の數が大分殖えて参りました。従つて住宅問題は終りを告げたが如き感を呈して居ります。又一面には問題にするに足らぬと云ふやうな聲も聞かないではないであります。私はさうは考へないのであります。住宅問題は單に膝を入れるに足ると云ふ場所があればそれで住宅だと云ふことに考へることは出來ないのであります。住宅の問題は相當の設備、相當の條件に於て各人が住宅を得なければ住宅問題は解決したりとは言へないのであります。即ち如何に大きな家が或は立派な家が澤山ありますても相當の條件に於て、即ち家賃なり借地に於て各人が負擔し得る程度の家賃に於て又相當に安んじて住み得る條件に於て住宅がなければ、それを以て住宅問題は終れりと云ふ事は出來ないと考へるのであります。従つて住宅問題の趨勢は單に住宅不足と云ふ事を住宅の數を以て解決せずして住宅の質の問題を以て解決しなければならぬ問題と考へるのであります。殊に文明の進歩に伴ひまして吾人が相當の生活をすると云ふやうな事が殖えて参ります時分に於ては一層考へなければならない問題と思ふのであります。最前も申しました通り大正七八年頃非常な戰時好況の影響を受けまして、我國に於きましても非常に住宅の數の不足を訴へたて居つたのであります。従つて住宅の問題に就ては世間が非常な注意を惹きまして此の問題の解決に就きまして非常な決心を持つて居るのであります。大正十年には此の問題の影響を受けまして住宅組合法の發布がありさらに借地法、借家法の發布を見たのであります。大正十一年には借家、借地法の施行を見、又一面には住宅組合及住宅の

供給を目的とする産業組合に對して政府から低利資金の供給其の他各般の便利を與へると云ふ手段を取りまして此の住宅問題の解決策を取つたのであります。最近に段々世の中の景氣の變更に伴ひまして都市に空家の數が増加して參つて居るが是は正確なる家屋の調査を缺いて居りますから正確なる數字を以て申されないのですが、各都市共人口の増加若くは世帯の増加は相當にあります。併し之に對して借家の増加は之に伴はない状態でありますから相當の借家の不足を感ずる筈であるが、併ながら負擔力の減少に伴ひまして漸次大きな家から小さな家に移る若くは一軒の家から貸間に移ると云ふやうに却て居住面積を減ずるやうな現象を來したものと思ふのであります。之に就ては東京市が行ひました借家の調査に依つても大きな家と不便利な所の家とに空家が多いのであります。住宅の質の問題は延いては農村の住宅の改善、若くは茲に問題になつて居ります不良住宅の改善と云ふ問題を伴ふべきことであらねばならぬのであります。住宅の改善に就て、若くは住宅の供給に就て各都市若くは組合の助成等に依りまして相當此の方面に盡力を致して家の増加を見たのでありますが、各都市に於ては此の負擔力の關係並收入の關係よりして、古來非常に悪い家、亂雜に建てられた家、又少しも改善の手を加へられない家が相當都市の中に残されて來たのであります。茲に不良住宅地區なるものを現出したのであります。

不良住宅地區と申しますと非常に立派に聞えますが、通俗に所謂細民窟、貧民窟と云ふやうな殆ど一般の人の想像に及ぼざる所の不良なる住宅に住む多數の市民を稱するのであります。而も負擔力其の他の關係に於きまして、並都市財政等の問題等の關係がありまして、未だ其の改善に就て計畫を見ないやうな状態であります。大正十四年の六月に地方長官の報告に基きまして約百戸以上の集團として居る不良住宅密集地を調べた所が、是は同より相當

な調査機關を設けたのでもありませぬし又その調査、及標準に就ても一定の標準を與へたのでもありませぬから正確なる數と申兼ねるのであります。併ながら略大勢は推斷し得るのであります。此の報告に依りますと云ふと約百戸以上の密集集團地區が全國に於て二百十七ヶ所、其處の居住者が七萬二千六百十二世帯、人口約三十萬九千八十五人、地區總面積が約二百萬九千八十一坪、地區内世帯家屋棟數が約四萬一千七百七十二と云ふ數を示して居るのであります。斯う云ふやうな多數な數が非常な不良に殆ど住むに堪えないやうな家、非常に濕地に建つて居る家雨が降れば溝が氾濫するやうな家、少し水が出れば便所が氾濫すると云ふやうな不良な状態に居ります地區の住民が其の位な數を示して居るのであります。

更に大正十五年九月に六大都市及其の隣接町村に就て調べました報告でありますが地區數が約十八ヶ所、地區内不良住宅に居住數が約九千六百七と云ふやうな數を示して居るのであります。此の問題に就きましては古くから或は市政團體の貸長屋と云ふやうな極く姑息な方法を以て改善に就て考慮されたことがありますけれども相當な計畫的に考へられたことはないのですが段々住宅の數の問題から質の問題が喧しくなるに就きまして、不良住宅地區改良問題は一層聲を大にして參りました。大正十四年十二月には財團法人同潤會が東京の深川に於て不良住宅の密集地區の改善に着手されました。まだ竣工は致しませんが着々工事が進行中であります。大正十五年の七月十五日内務大臣から社會事業調査會に此の問題に關する改善方策に就て諮問を致されまして、數回の委員會を開會した後に九月に於て答申を得ました。此の答申に基きまして此の間の議會に不良住宅地區改良法案の提出を見ました。幸に可決を得まして昭和二年三月二十九日法律第十四號を以て不良住宅地區改良法の公布を見たのであります。住宅問

題に就きまして非常に力を入れて居りますのは御存じの通り英吉利の政府であります。英吉利は産業革命の發祥地であります。従つて此の産業組合法に依つて手工業が工場工業に變り漸次規模が大となりまして大規模の工業組織を見ると同時に交通機關の不便其の他の關係から工場附近に労働者が非常に多數密集して住むと云ふやうな現象を見まして、従つて非常に不良な住宅が密集をすると云ふやうな事に立到りました。従つて此の労働密集住宅の改善、又労働者に供給すべき住宅に就ては英吉利の政府が非常な力を以て此の問題に就ては考究もし、盡力もし、奨励もし來つたのであります、是等の問題に就ては既に皆様も御存じであります、又夫々著書などもありますから詳しく述べる必要はないと思ひますが、殊に段々都市の計畫を樹てまして都市の美觀と云ふ問題から或は都市の交通機關の關係、道路の擴張と云ふやうな事の爲に都市の美觀は増しますけれども、一面に於ては其の爲に取拂はれました宅地に住んで居るものは益々密集の状況に於て住まなければならぬと云ふやうな、之に代るべき住宅の建設のない場合に於てはさう云ふやうな状態になります。従つて此の問題に就ては色々な問題を惹起致して居ります。従つて此の問題に就ては既に一八五一年頃に所謂シャツベリー法、と云ふものが出來ました。此の問題に就ては早く一八四二年頃に既に色々な組合組織に依る住宅に改善すると云ふことに盡力致しましたが漸次發達致しまして一八五一年にはシャツベリー法の發布を見たのであります。此の法律の關係を詳しく述べることは長くなりましし、又既に研究になつた發表もありますので、唯法律の名前だけを申上げて見たいと思ひます、一八五一年のシャツベリー法に次で一八五五年には労働者住宅法それから一八六六年にはトレーンス法、一八七五年にはクロース法と云ふやうな法律が發布若くは改正をし來つたのであります。一八九〇年に所謂労働階級住宅法の發布を見まして從來屢々出ました法律を統一的に改正して其の法律が其の後修正致されました法律の根據をなして居るのであります。其の後一九〇九年には住宅及都市計畫法の發布があります。一九一九年には住宅法及都市計畫法の公布があります。其の後チャンバーレン法と稱へられるもの及ホイレット法と云ふものがありました。所謂統一法であります。斯く政府が住宅の供給、改善、助成と云ふことに就て非常な盡力を致して居るのであります、何れの法律に依りましても、殊に此の労働者階級の住宅若くは不衛生地區の改善と云ふことに就きましては相當に規定を見たのであります。或は一定の標準を設けそれに適合しない住宅に對して改善を見、破壊せる住宅には改築取拂を命ずる、更に所謂割長屋と稱するものに模様替を命ずると云ふやうな權限を設けると云ふやうなことを地方長官に許すと云ふやうなこと、更に所謂不良地區の改善に就ては地區の買収、不衛生地區の住宅の破壊、適當なる道路廣場の設計計畫をなすべきこと、此の計畫を立て、住宅を失つた人に對して其の場所若くは其の他の場所に十分なる住宅地を供給すること及剩餘地の處分と云ふやうな權限を與へました、所謂不良地區の改善に對しまして非常に力を注いだのであります、其の一定致しました地區の状況並寫眞は展覽會場で陳列を致して置きました。一九二四年までに不衛生地區の改良計畫を提出しました地方官憲の數は九十五に及んで居るのであります。是等の事は詳しく申上げて居る間もありませんし、又既に御存じのこと、思ひますから極く概略を申上げたに止まるのであります。更に今回公布を見ました法律でありますが、まだ施行には到つて居りませぬが近々施行の豫定を持つて居ります。此の法律の概要だけを申上げて見たいと思ひます。

第一は事業主體でありますが、事業主體は此の法律に於ては公共團體と公益法人とを認めたのであります。此の

不良住宅の改善の問題は個人の力を以てしては中々達成することは困難なことがあります。と申しますのは此の住宅を遠方に持つて参ります。非常に地價の安い所に持つて参りまして建てましても負擔力の關係、交通機關の關係交通機關に要する費用の關係に於て、或は職業等の關係に於きまして現在そこに入つて居る人は中々さう云ふ方面には移らないのです。又改善されました家の家賃が負擔力に堪へないと云ふやうな程度でありますならば折角建てても何もありませぬ同時に改築された家に入る人は負擔力に堪へる人でなければなりません。現在非常に悪い家に入つて居つて其の人に供給しようと云ふ考へから建てました家は、却て他の負擔力の高い家に入らねばならぬと云ふ状態になります。従つて餘程の慈善家が大資本を以て営るに非されば慈善家と云ふと誤解がありますが社會事業家が相當の資本を以て営らなければ着手が出来ない仕事であります。又一面當初はさう云ふ考への人がありますても相續人がさう云ふ考へを以て繼續するかどうかと云ふことは分りませぬ。之は一面都市が考へなければならぬことであります。従つて第一段に於て原則として事業主體としたのであります。併ながら最前申上げました通りに社會事業に非常に熱心な人、若くは人の集りが成立致しまして、法人を組織致しまして相當の機關を造つてさうして此の問題に着手すると云ふやうなことを阻礙することは事情に依つては適しないと云ふやうな考へもありますので公益法人も事業主體たることを得と云ふことに致したのであります。併ながら是は最前申上げました通りに相當な基礎が確立して相當な財政上の基礎がなければならぬと云ふやうな考へもありますので此の事業主體たるもの認めを要すると云ふ規定を設けられた譯であります。

第二は改良事業の施行地であります。施行地は不良住宅密集地、衛生、保健、保安と云ふことに關し有害若くは

危険の虞れる一團地であります。即ち實質的の要件としては今申しました不良住宅が密集致しましたその上衛生上、保健上、保安上危険であると云ふやうな状態にある所の一團地でなければならぬであります。是は最前申上げました通りに不良住宅地區改良と申しました所以であります。固より銘々の家の改善と云ふことは是は此の密集地區の改善を以て達成することは出来ないのであります。現在市街建築物法に於きまして保安上危険衛生上有害な家屋に對しましては之に對して改築、修繕等の権限が附いて居ります。實際に於ては之を實施されたのでありますぬが、さう云ふやうな規定もあります。其の法律以外に於きましても或は小住宅の監督制度でると云ふやうな制度の樹立と云ふやうなことの必要もありますが今回の法律の目的と致して居ります所は即ち一團地でありますて、さうして其の一團地の不良住宅が密集して、爲に衛生上、保健上、保安上に有害危険の虞れがあると云ふことを要するであります。それが實質上の要件でありますが、更に形式上の要件と致しましてはさう云ふ一團地に就て當該公共團體の申請又は公益法人の申請及主務大臣の職權に依つて指定がなければならぬであります。此の指定かありますて始めて茲に形式的の要件と實質的の要件とが一致しまして是が改良事業の施行地となるのであります。

次には改良事業でありますかが改良事業に就きましては先づ改良事業方法の認可を申請しなければならぬのであります。改良事業方法の善惡、如何に之を改善するかと云ふことの計畫が即ち所謂改良事業方法なるものであります此の密集不良住宅地區は何う云ふ方法を以て改良をするかと云ふことに就きまして其の大體の計畫を立てたのであります。是が即ち地區の制定がありましたならば改良事業方法の計畫を立てまして一年以内に認可を受けなければ

ならぬのであります。固より此の地区の制定をします前に地区を指定すべきや否やと云ふ認定の基礎となるべき極く概略な計畫は提出を要することにならなければならぬと思うて居ります。是はまだ確定致して居りませぬが、施行規則等に於て定められるものであります。改良事業方法の認可がありましたならば三ヶ月以内に着手しなければならぬのであります。折角事業方法が出来ましても着手が致されないと云ふ場合に於ては結局其の方法の實現を見ることは出来ぬのでありますから、法律は三ヶ月以内に着手しなければならぬと云ふ義務を與へたのであります。又此の事は大臣が職權を以て非常な捨置き難い状態である、而も當該公共團體が計畫をしない、若くは致しまして其の實現が出来ないと云ふ場合に於ては職權を以て地区の指定をなし得る場合があります。地区の指定を致しまして當該公共團體に對しまして事業の施行を命ずることが出来ることになつて居ります。改良事業者が着手期に於て着手致さない場合に於ては法律に於ては地区の指定を取消することが出来る、即ち公共團體の場合に於きまして地区の指定を取消す場合に於ては他の公益團體に行はしめると云ふやうなことがありますので地区の取消を命じた規定を設けたのであります。是は一面に於ては單に地区の制定取消を以てすることは甚だ輕率であります。國に於て施行して其の費用を公共團體其の他に負擔せしむると云ふことであれば實現の可能性が多いのでありますけれども實際の状況に於てそこまで施行政しますことは非常に困難を來す場合が多いやうな事柄から致しましてそこまでは到らなかつたのであります、改良事業方法が最前申しました通りに如何に改良するかと云ふ所の實質的の計畫であります。此の計畫に就ては即ち當該事業主體が考慮を致さなければならぬのであります。法律は此の場合に於て三つの事を義務附けて居るのであります。

第一は一時収容設備であります。即ち住宅の改築を致します場合に其の住民を一時収容致します設備であります。是は其の不良住宅に住んで居ります人を再建致しました住宅に住はせる目的でありますから、其の間非常に不便な所に住はせると云ふことは、其の人々の非常に苦痛とする所でありますから、其の地区内若くは其の附近に於て一時収容の設備を設けなければならぬのであります。此の設備に就ては法律は標準を設けて居りませぬ。併ながら計畫の立てやうに依つては一時収容設備を設ける必要のない場合があります。同潤會が現在やつて居りますのは空地がありましたので、空地に第一期計畫を立てまして順次に循環する計畫を立て、居ります。さう云ふ場合に於ては認可を受けて一時収容する所があつたからであります。併ながらさう云ふ所がない場合は必ず一時収容する場所を設けることが必要であるのであります。

第二は不良住宅の密集地区は土地が概ね潤滑の所が多い。若くは下水其の他の溝渠の不完全の爲に若くは道路の紆余曲折の爲に非常に不良な状態を來して居るのでありますから地区の整理を致さなければならぬであります。或は土地の區割、變更若くは道路、污水の築造と云ふやうな事柄に就て必要な事業を致さなければならぬと云ふことを義務附けたのであります。

第三は住宅の再建であります。最前申上げました通りに單に其の場所を奇麗にすると云ふことであるならば或は其の家を取拂ひまして、若くは道路の擴張されると云ふやうなことの爲に奇麗になりますが、併ながらそこに住んで居る人々は更に一層不良な状態に於て非常な悪い家に入るか非常に窮屈な程度に於て住まなければならぬと云ふことになりますので此の住宅は此の法律の最も根據として此の事業の最も重要とする所であります。住宅の數に就

ては法律は原則として其の選定した場所に地区指定の時にありました所の世帯数と同一數の世帯数を建てなければならぬと云ふことになつて居りますが、併ながら是は非常に狭い所に入つたのであります。其の場所に收容し切れないことがあります。又事情に依つては必ずしも世帯数と同一の數を建て得ぬと云ふ事情もありますので是等に就ては主務大臣の認可に依つて減じ得るのであります。但し大體に於て原則として同一世帯を設けなければならぬのであります。是は最初申しました通り場所を變へると云ふことは負擔力の關係、交通機關の關係、並職業の關係に於きまして古來各方面で失敗を致されて居る例が多いのであります。法律は原則として其の場所に於て地区指定の時にありました同一世帯数を建てることを命じたのであります。

次は私權に對する制限であります。地区内指定を受けました場合には地区内にある土地家屋其の他の工作物の收用又は使用が出來るのであります。それから一時收容設備の住宅の爲には地区附近の土地家屋の強制使用を認めたのであります。是は一時的使用でありますから而も遠方に持つて行く性質のものでありますから地区附近に限られ、殊に地区收容に限られたのであります。それから家が收用され土地が收用されましてもそれに住んで居る人が立退かない、若くは收用を以て移轉する事が便利な場合がある。さう云ふことを考へまして家屋の被收用者に對して移轉を命ずる規定を設けたのであります。又執行罰強制の途が與へられて居るのであります。次に行政救濟であります。立退又は移轉を命ぜられた者の爲に訴願又は訴訟の途を設ける、それから移轉等に於て通常受くべき損害に就ては補償額の規定を設けたのであります。通常裁判所に出訴するの途を設けたのであります更に此の計畫は當初申しました通りに非常に財政上に影響する問題である。即ち出来ました家の管理と云ふことが

最も必要な問題である。折角相當な家が出來ましても負擔力が非常に増しましては目的を達することが出來ないのでありますから此の管理に就ては地方長官の認可を受けることに致してあります。同時に又是は一面には事業主體の財政上の關係にも立至りますので法律に於て二分の一以内の補助をすると云ふ規定を設けたのであります。此の補助の外に尙ほ是は法律にはあませぬが國に於ては低利資金の融通地區の貸與其の他の助成を致すことに致したいと考へるのであります。さう云ふやうな補助地區の貸與其の他の助成等に相當の計畫を立てすれば負擔力を甚だしく増さずして相當な負擔力に於て相當な住宅に住ませることが出来る改良事業が成上ることが出来ると思ひます。

以上を以て時間がありませぬから概略法律の要點だけを申したのであります。併ながら自ら此の事業を實施致しますに就ては非常な難かしい問題があらうと考へるのであります。

先づ第一には此の計畫を如何に立てるか殊に家屋の建築、構造、様式を如何にするか。第一議題に於て防火建築に就て御議論となりましたが、不良住宅地区の問題に就ては同様に都市の中に置きまする所の家屋に就ては防火建築に致すか、或は木造を以てするか、殊に不良住宅の整理に就きましては折角多大なる資金を投じて致しましても數年ならずして元のやうな状態になると云ふやうなことでありましては、何にもならぬのであります。さう云ふやうな關係、又維持管理等の關係から考へまして此の建築様式を如何にするかと云ふ問題は相當考慮しなければならぬ問題と考へるのであります。

第二は住宅の管理方法の問題であります。是は最前申しました通り、管理方法に就ては地方長官の認可を要する

ことゝ致して居りますが實際管理する場合に公共團體として致す方が良いか、若くは民間の團體に致した方が良いかと云ふ問題もあらうと思ひます。又往宅の家賃の缺損を如何に致すべきか、又其の取立ての問題は如何にするかと云ふ問題、又現在家賃が少いのでありますか、或は家賃助成の方法を以て一定の家賃を納めたら割戻すと云ふやうな、色々な問題があらうと思ひます。

次には附帶設備の問題でありますが、單に不良住宅地區の改良の問題は第一には居住の状況を改善しなければならぬ、如何に教化文明の設備を致しましても、如何に疾病治療の方法を取りましても、家に於て病氣を製造したり家に於て風紀を改良する方法がないならば改善の目的を達しないので住宅の改善と同時に診療機關、或は授産設備或は公營質屋、或は市場で有ると云ふやうな附帶設備の問題を考へなければならぬと思ひます。其の他此の問題に關聯致しまして最前申上げました小住宅の問題であると云ふやうな色々な問題があらうと思ひますがもう時間がありません、大體申上げましたやうに法律の要項、之に伴ふ色々な實施計畫の問題に就て申上げた次第であります。是等の問題に就て皆様の御論議を承はることを得ますれば是から施行せんとする公共團體並關係致して居ります我々に於て非常な参考となることゝ思ひます。

討 議

◎不良住宅地區改良法實施に關する一考察

横濱 勉

私は茲に不良住宅地區改良法の實施に關する一考察を申し上げたいのであります。この改善の方法には二つの方面があると思ひます。

第一は精神的の方面、語を換へて言へば教化、指導に關する方面で、所謂居る所の人、その物の素質の改善であります。他の一方面に於ては物質的の方面の改善であります。語を換へて言へば日常生活の方法、即ち衣食住の改善であります。而してこの二つの問題は兩々相俟つて行かなければ實際の効果が舉らないものと考へるのであります。併し乍ら本日は問題か問題でありますか故に、こゝには單に第二段の物質的の方面、殊に住の問題だけに限定して申し上げたいと思ひます。

先づ以て我國の都市の不良住宅地區と歐米各國のそれと何う云ふ相違があるかといふことを申し述べたいと思ひます。不良住宅地區其の物から申しますれば彼の地の住民の教育の程度若しくは生活の程度、即ち住民の素質は敢て大差ないものと考へられます。家と雖も餘り違ひありません。唯私は茲に我國の不良住宅地區と歐米のそれと比

較する場合に特に考慮しなければならぬ問題は、都市その物の實體であります。實情であります。

歐米の都市は大體根本的の都市計畫が出來て居る。それが大體實施されて居る、而して施行されて居ります。我國の都市の現状は如何でありますか、都市計畫法が實施されまして十年にもなりますが、未だ幹線道路の幾分すらも出來ないではありますか。彼の地の都市に就ては幹線道路は勿論のこと、主要な道路には既に已に立派な永久的建物が出來まして、而してその裏路次や袋地に不良住宅地區は介在するのであります。

我國の都市に於ては、前に申しました如く、幹線道路の一部すらも出來て居ないのであります。私は都市計畫法實施前の都市を都市とは申しませぬ、集團殖民地とでも申したいのであります。そこで現在の不良住宅地區でも、將來の都市計畫の遂行の後を豫想して、推測して、何うしても不良住宅地區として殘存するものと斷定せらるゝ地區をは徹底的に改善すべきであるが、若し都市計畫上、現存の該地區の存置を許さない場合、若は存置し得ない狀態を豫想せらるゝ場合は、永久的改善手段を講ずることは寧ろ都市を毒するものであります。

次に不良住宅地區の改善、建築の形式は如何なるものになさる可きであるかと云ふ事を今度公布になりました法律を基礎として申し上げたいのであります。便宜上最初に結論を申し上げて見たいと思ひますが、現存の我都市の不良住宅地區の建築は三階以上の鐵筋混凝土造のアパートメント式のものになるものと考へるのであります。勿論此の形式は是なりとか非なりとかいふ議論は自ら別問題であります。當然の結果として其處に歸着するのであります。その理由を暫らく申し述べやうと思ひますが、現在の不良住宅地區を取拂つて新らたに改善住宅を再建します。その場合に適法の道路とか空地などを設けます關係上地積の三割強は、この方に取られるものであります。即ち現する場合に適法の道路とか空地などを設けます關係上地積の三割強は、この方に取られるものであります。即ち現

在の建築面積の約二割は減せられるのであります。

次に一世帶の人口を見ますのに、現在の大坂市の中の不良住宅地區では平均四人弱であります。東京市のそれは平均四人五分位であります。而して非衛生状態から改善に依つて救はれるならば、必ずや一世帶の平均人口は現在より増加するものと信じます。即ち平均五人程度になるものと考へられるのであります。序にその理由を極めて簡単に申し上げたいと思ひます。我國の都市と歐米のそれと乳兒の死亡率を比較しますと、我が國は約二倍であります。而して最近大坂朝日新聞に赤十字病院の大久保博士の御報告が載つて居りました處に依りますと、我國の都市中大坂市は最もその死亡率が多いといふことに承知して居ります。其中でも細民窟の乳兒の死亡率は割然と飛離れて居るといふことを衛生試験所の藤原博士が発表されて居ります。故に大坂市は我國の都市中で否な世界の都市中で其中にも細民窟は一番乳兒の死亡率が多いといふ寒心すべきレコードを有して居るのであります。

そこで衛生状態が改善せられて乳兒の死亡率が減じて來まして、人口は殖えるのであると思ふのであります。即ち現在の一世帶平均四人程度のものは五人位となると考へるのは適當と信じます。一世帶平均五人として所要建坪を割り出しますと一世帶平均約十坪となります。現在の一世帶平均建坪の一倍半強となります。而して現在建つて居ります建物の七割以上は二階建になつて居りまして、平家建は極く少ないのであります。勿論三階建はあります。それで先程申しました通り、一定の地區に一定の世帯數を収容しなければならぬのでありますし、利用面積は現在より減少し、各世帯の建坪數は著しく増加し、そして現在の大部分は二階建とすれば、當然現在よりも階數を増すより策はないのであります。即ち三階以上の建物となねばならぬ結果となります。そこで三階建以上と

なると市街地建築物法の適用から、不燃質材料を以て建てなければならぬ。而してこれら建物の性質として、その最も安値なるものを選ぶのは當然の成り行きと思ふのであります。即ち不燃質構造の中で一番安いもの、即ち鋼筋混泥土造となるものと思ひます。さて三階建以上の建物を僅か許りの世帯數を収容することは、階段とか採光とかの關係で不利用面積は割合に多く要しますので、不經濟になります。故に可成世帯數を多く収容する合同建物即ちアパートメントとなるといふ事は止むを得ざる歸着と考へるのであります。

次に將來、都市計畫上からそこに不良住宅地區の存在を許されないが、差し當つて整理しなければならない、改進しなければならぬ場合は、已むなく木造にする外ありません。此の場合は二階建以上のものは建て得ないのでありますから、現在の地區では、現存の世帯數を到底収容することは出來ない。即ち地積を擴張しなければならないそこで此の擴張の方法には二つある、即ち現在の地區の隣接地を收用する方法と、その一部を離れた地所に移すといふ方法とであります。この二つの場合の何れを探るかと申しますと、私の意見としましては、隣接地を收用する方は正しい方法と考へます。

最後に家賃のことではあります、起業の二分の一を國庫から補助をして頂くものとして計算を致しますと、大體現在の各世帯の負擔して居る程度と、三階建鐵筋混泥土造のアパートメントの場合は大差ないことになります。そして後段に述べました方法の場合に於きましては地積擴張の爲めに相當の費用を要しますので、現在より一二三割は家賃の負擔は高くなる結果となります。

◎不良住宅改善問題に就て

大阪市立衛生試験所長　醫學博士　藤原九郎

私は都市の不良住宅改善問題に就て、平素から一、二の疑點を持つて居るものであります。この機會にそれを申述べて諸賢の御高見をお伺ひしたいと思ひまして極めて簡単に而して率直に申上げます。

都市の改善の根本が第一に不良住宅の改良に在ることに就ては私は他の方々以上に強き信念を有つものであります。或は極端な申分かも知れませんが、都市計畫で道路を一本つけるよりも、其の金で不良住宅地區の改良を計つた方が、如何に都市の改善、市民の幸福から見たならば其の効果が大であるか、私は斯程までに考へて居るので御座います。と申上げましても私は單に漫然と、左様なことを主張するわけでは決してないので、それには相當の理由が有るのであります。試みに都市の地域別に罹患、死亡の統計を觀察して見ますならば、それが數字的に容易に理解が出来るのであります。

一體都市が保健衛生上から見て非常に悪化して居ると申しましても、其の悪化の状態は市中到る處に及んで居ると云ふのではなくて、其の程度に甚だしき差隔があるのであります。例へば環境の良否の尺度と見做されて居る彼の乳児死亡の如きこれを吾が大阪市に於て地域別に見るならば、中央部と周圍部と富裕地と貧民區との間に如何に大なる差隔があるかに驚くことであらう。例へば市の中央部の船場、島之内、上町方面では大正十五年の統計で出生千人につき七十八人乃至百人内外位であつて、歐米の一流都市までには達しないでも大體それに近い位に良好で

ありますが、周囲部の不良住宅地区とも云ふべき或る方面では、勿驚三百二十八人と云ふ高率で、三倍乃至四倍以上も多數に死亡して居るのであります。之等は單に一例に過ぎないので、他の一般の保健上の悪化の程度も同様に厚薄が甚だしく、斯くて不良住宅地区は都市の病弊の巢窟、根源となつて、種々の保健上障害となるべき原因を周圍に傳播波及して居るので、一般市民がこれあるがために蒙つて居る損害は實に大したものであります。道路の擴大や『ツケ』換へ位で補ふことの出來ない大なる犠牲を拂つて居るのであります。故にもし都市の一部にある不良住宅地区なるものが改良され、不適住宅が改善、除去せられたならば都市全體が良くなり、疾病の巢窟も取除けられても、遅ればせながら本年は不良住宅地区改良に關する法律を公布してこれに大に意を注ぐ様になり、又さきには市街地建築物法を布いて、市中の建物に就て、不満足ながら最低限度の衛生的取締を行ふて居る様な次第であります。私は之等のことは甚だ必要なことで、特に最も力を入れて貢ひたいのであります。折角住宅の取締りをなし不良住宅の發生の防止する目的ならば、これだけではどうしても其の目的を達することの出來ない、或る肝心な取締りを脱かして居ることを信じて居るものであります。これが私の皆様に訴へ様と思ふ一つの問題であります。即ちそれは何であるかと申せば、不良住宅地の發現の根本である、住宅敷地に關する取締りに就て何等の規定が無いことであります。或は私の寡聞にして左様な規定のあることを存知ないのかも知れませんが、今まで私には見當らないので、今もないものと信じて居ります。

茲に私が云ふまでもなく、住宅の衛生上最も大きな影響を有つものは敷地の良否であります。借家を探すにして

も、家を建てるにしても、敷地の問題を度外視しては到底良い家に住むことは出來ない、これを初めに考へなかつたら、如何に立派な家を建てても、それは不良住宅となり、そこから不衛生地区の發生は最も判然たるものであります。私共は之れに就て或る確實な統計を有つて居ります。それは一昨年來從事して居りました本市の保健衛生調査に於て如何なる家が一番病人が多いか、病氣に罹るかと云ふことを一ヶ年に亘つて調査觀察して見たのであります。即ちその良、不良を大體四つに分別し、第一は換氣の良否、第二は採光の良否、第三は一人當り寝室容積の大小、第四が敷地の乾、濕、これによつてそれぞれ住者の一ヶ年内の罹患率を檢べて見ました、それを表示しますと次の通りで、

良 の 場 合	中 等 度 の 場 合	不 良 の 場 合
寢 室 換 気	三〇、六一	三六、七六
寢 室 採 光	二九、三六	三三、五七
住 宅 の 乾 濕	一一、〇〇	三〇、〇五
		四〇、〇三

これは各居住人口百に對する罹患の割合であつて、換氣や採光の良否が罹患に及ぼす影響は勿論著しいものであるが、就中敷地の良否の場合が一番著明で、二倍位も高率を示して居るので御座います。

斯くの如く敷地の濕潤と云ふことは居住者に最も悪い影響を及ぼすものであるから、住宅の取締りは先づ其の敷地の良否を第一になさざればならないわけである。然るに今日吾々が目撃する様な、都市周邊部に於ては、昨日まで

は水田であつたのが今日は早や家が建てられて居ると云ふ様なことは、實に亂暴な事柄でこれを取締らすに、家そのものばかり八ヶ間數く云つても、恐らく大なる効果はないものと信ずるのであります、其故不良住宅の發生を豫防する上から是非共、かかる水田の埋立や、汚物埋立による人工土に家を建てる 것을取締る必要があると思ふのであります。

第二に私が不可解に思ふて居る點は、現在の市街地建築物法に就てであります。それはこの規則の中に最も重大な點を落して居る様に思ふのであります。即ち現在の規則では敷地と建坪との關係に就ては、不完全ながら住宅商業等各地域に應じての規定がありまして或る程度迄は家が建て詰ることを防止して居りますが住宅内の居住者の人數に就ては何等の定めがないのであります。勿論住宅衛生上から見て、この住宅内の居住者の制限即ち一人當りの容積を定むると云ふことは最も必要なことで、今日吾々が都市の保健上の悪化原因として密集家屋と過剰居住の二つを云々しますが、その中でも私は過剰居住が一番重大な原因でないかと思ふのであります。然るに今日の住宅取締規則によつては『オーバア、ハウジング』は或る程度まで豫防が出来ても、最も肝心な『オーバアクラウヂング』は防ぐことは出来ない、此の點は市街地建築物法の一つの欠陥ではないかと考へるのであります。

以上二つの問題は不良住宅發生の豫防上、最も重大なる意義を有するものであります。今日此の根本の問題を閑却して居るのは聊か了解に苦む所で御座います。本日は幸各都市専門大家や本省の其の筋の方々もお見えになつて居られるので、茲に簡単ながら意見を開陳しまして御教へを乞ふ次第であります。

◎紐育と倫敦の貧民窟を視察した所感

大阪朝日新聞社調査部長 藤田一郎

私が紐育と倫敦の貧民窟を視察して感じたことを搔きまんて申上げます。それは附帯施設改良事業實施に關する研究問題の中の三番目の附帯施設に關する事になる筈であります。それは貧民窟の不良住宅の出來る原因は何であるかと申しますと大抵貧乏である、總ての社會問題はさうであります。が、住宅が不良化する、始めから住宅は不良住宅を建てたのではない。大抵それが後で不良化したのであります。それが不良化するに就て第一の原因是貧乏であります。貧民窟化するのは、貧民が大抵貧民窟へ行くと仕事をして居るが、其の仕事にある。

紐育の貧民窟へ行くとミシンを使つて仕事をして居る。紐育の貧民窟に住んで居る細民の事をミシンオーバーと云つて居る。それから倫敦に行きますと色々な仕事はありますがボスター、ボバテー、讀賣をする人が住んで居る。それから荷場をする船渠或は海岸へ行くと船人足の住んで居る所、さう云ふ仕事をするものが大抵貧民窟にするのであります。仕事の種類が貧民窟に重大なる關係がある。そこで日本の貧民窟を見ましても貧民が仕事をして居る。其の仕事の爲に其の邊の住宅が不良化するやうな場合が非常に多い。大體仕事が住宅を不良化するのではないかと思はれるやうなことが多い。其の仕事を改良すれば住宅も自然改良されるやうな場合もある。そこで不良住宅改良事業の附帯施設としまして紐育で最近共同仕事場と云ふやうなものを持つて仕事をして居る。そこへ行つて皆が家庭でする仕事をそこでするのであります。さうしますと家庭の中の仕事はそこへ持つて行つてしますから住宅が餘

り穢くならない。日本でも燐寸張り或は紙箱張り其の他紙屑屋の住んで居る所は大抵住宅が不良化する。さう云ふものを一所に収容してこゝに於て仕事をさせる、さうすれば住宅を不良化することを防止することが出来る。奇麗な住宅を建てましてもさう云ふ穢い仕事をするものを収容しては直にそれが不良化する。さう云ふ施設を不良住宅を改良するに就きまして不良住宅地区に於きまして是非共同仕事場を設けて貰ひたいと思ひます。

●不良住宅地区改良に關する二三の問題

東京市政調査會參事 弓 家 七 郎

一、不良住宅地区改良の理想

不良住宅地区改良の目的は、唯單に不良住宅を除却して之を衛生的ならしめ、亂雜にして不潔なる街衢を改良してこれを整然たらしむることを以て満足すべきものではなく、更に進んで住宅を住み心地よきものたらしめ、その居住條件を改善することによりて生活の安定を得せしめ、向上的機會を與へ、依て以てそこに樂しく美しきホームを建設することを得せしめ殊にそこに生れ、そこに生成する子女に對して魂の安住所たる『故郷』を與ふることを終局の理想とするものでなければならぬ、不良住宅地区改良事業の成功と失敗とは、一々これ等の點を標準として決定せらるべきである、それは技術的の仕事ではなくして宗教的の仕事である。

こゝにおいて、新に建設若くは改良せらるべき住宅の構造、様式、大きさ又はその密度等が特に大なる意義を有

つて來るのである。しかるに從來我國の各都市又は公共團體によつて建設經營せられつゝある住宅の多くには、これらの諸點について遺憾なる點が頗る妙くない、たとへば公營住宅の模範とせらるる同潤會經營の共同住宅の如き外觀は鐵筋コンクリート造の堂々たるものであり、その衛生設備も大に整つて居るものではあるけれども、その一戸當りの間數は通常六疊と四疊半、若くは六疊と三疊の二室を有するに過ぎぬ極めて小なるものである、わが國における一世帶の平均家族は約五人であるから、これらの住宅にも普通五人内外の人々が起居するものと思はねばならぬが、老幼男女五人の家族がこの二室に於て食事もすれば就眠もし、來客があれば接待もし、子供があれば遊ぶ場所にもするといふことが、如何に無理であるかといふことが想像に難くない、若しも病人が出來たならば何處に其の病軀を横へればよいのであらうか、若し其の病氣が傳染性のものである場合にはどうであらう、又子供は何處において妨げられざる安眠を十分に取ることが出来るであらう、雨天等にて戸外の運動が出來ぬとき、遊び盛りの子供等は何處に樂しき遊び場を求むることが出来るであらう、思へばかゝる住宅は餘りに不親切である、愛のない建物である、このやうな住居に對して、吾々がどうして愛着を有し得ようか。落付いたホームを營むことが出来よう。彼等はその住居を常に一時的の假りの住居とのみ考へ、一生を浮き腰になつて送るであらう、そのやうな社會に健全な生活があり得ないことは言ふまでもない、かくの如き住宅は據り得てもホームにはなり得ない。恐らくは衛生上から見ても満足すべき住居ではないであらう、況んや社會學上から見れば純然たるスラムと擇ぶところがない、唯其の相違は腐朽に近づいた木造でなく、新しい鐵筋コンクリート造であると云ふ一點のみである、だが、等しくスラムなる點から言へば、鐵筋コンクリート造のスラムは、それが永久的のものであるだけに害毒を永

久に遺し除却が困難であるから木造のスラムよりも始末が悪い。吾人は木造の不良住宅を改良するために、鐵筋コンクリートの不良住宅を造つてはならぬ。

二、不良住宅地区改良法の不備

不良住宅地区改良法に依れば、改良を要すべき不良住宅地区は事業の執行に任すべき公共團體の申請に基づき、主務大臣がこれを指定するを原則とし、主務大臣に於いて特別の必要ありと認むるときに限り、公共團體の申請を俟たずして地区の指定をなし、改良事業の施行を命ずることが出来ると規定せられて居る。而してこの外には公共團體をして改良事業を施行せしむる途は設けられて居ない、又事業の執行者は公共團體ではあるが、施行を決定するものは常に内務大臣である、そして如何に公共團體が改良事業を必要であると考へても、若し政府にして事業に認可を與へてくれなければ、財政上の援助を得ることが出来ないから、公共團體は事業を執行することが出来ない又かゝる地区の申請を事業施行者たる公共團體にのみ與へて、居住者その他の市民には全然發言権を與へて居らぬこれは不良住宅地区改良に要する事業費を全部國庫より補助若くは融通することを立法の立て前として居る關係上自然このやうになつたものと考へられる、しかし、このやうな政策の定め方は、首尾を顛倒したもので、その眞面目さが疑はれる、若しも同法制定理由書に書いて居るやうに、不良住宅地区の存在を以て『衛生、保安等の點より看過すべからざるものあるのみならず、其の精神上に及ぼす影響に至りては眞に寒心に堪えざるものありて、惹いて一般社會生活に及ぼす影響亦頗る重大なるものあり』と眞に考へて居るならば、先づなさねばならぬ事業の必要を第一に考へて、然る後に適當なる財政手段を講究すべきではなかつたらうか、全部の事業費を國庫から補助若く

らう

らう

らう

らう

らう

は融通することにして置いて、金のある範圍内でやらせやうと言ふのでは、恐らく百年経つても不良住宅地区の一掃せられる機會はあるまいと思ふ。

それについて、参考までに述べたいのはイギリスの住宅法規である、その不良住宅地区指定の手續についても、イギリスに於いては事業者たる地方廳がこれをなし、敢て上級官廳の許可を必要とせぬ。又改良を要すべき不良住宅又は不良住宅地区を發見する方法に至つては更に進歩して居る、即ち各地方廳には保健醫員なるものがあつてこれが絶えず各家屋を検査し、若しも或る區域内における家屋、袋路若くは小路が人間の居住に不適當なる状況にあるか、又は其の区域内に於ける街路の狭隘、家屋の密集、一團の家屋の不整頓若くは日光、空氣、通風或は適當なる便宜の缺點、若くはその他の衛生上の缺點又はかゝる原因の一個或は數個が、その地区内若くは附近の住民の健康を害する處ありと認めたる時にして、而してその地区内に於ける家屋、袋路、若くは小路の害悪及び衛生上の缺點を匡救する最善の方法は、その地区内に於ける家屋、袋路、若くは小路の害悪及び衛生上の缺點を匡救する時には、直ちに關係地方廳にこの旨を報告せねばならない義務を負はされて居る、又保健醫員をして、その義務を怠ることなからしむるために、關係区域内に職務を行ふ治安判事、若くは四人以上の選舉権所有者に對しても、不良住宅地区的申告権を與へ、保健醫員に負はしむるに、これらの者より申告ありたるときは、必ずその地区を臨検して、それが不良住宅地区なりや否やを地方廳に報告すべき義務を以てして居る。若し保健醫員にしてかくの如き申告ありたるにも拘らずその地区を臨検せず、若くは臨検しても報告を怠るか、或は不良住宅地区にあらずとの報告をなしたるときは、前述の申告権所有者等はこれを保健省に訴へることが出来る、この訴へがありたるときは、

保健省は法定の資格を有する醫師に命じて當該地區を臨検せしめてその報告書をとり、これを地方廳に回附してその注意を喚起する規定になつて居る、調査の費用は、調査の結果その土地が改良を要する不良住宅地區なりと決定したる時には地方廳の負擔となり、然らずと決定したる時には調査申請者の負擔となる。

保健醫員より報告ありたる場合には、地方廳はこれについて考慮せねばならぬ。但しその報告を承認したならばこゝに改良計畫を樹てねばならぬことになるのであるが、如何なる財政計畫により、如何なる方法を以て何時よりこれを施行するかは全然地方廳の自由である。

三、不良住宅地區改良の財政問題

次に財政關係について言へば、イギリスにおいては不良住宅地區改良のために要する費用は、原則として事業者たる地方廳の負擔に任せしめて居るが、その代り不良住宅若くは不良住宅地區として指定せられたる地域内の建物に對しては、これを除却するとも一切補償を與ふるの必要なきのみならず、この除却費用までも全部當該建物所有者の負擔となし、又土地を收用するとも之に對する補償價格は必ずしも收用當時の價格を以てすることを要せず、改良事業施行後諸種の制限を付せられたる際の市價を以て補償すれば足ることを規定して、事業者の負擔を極力小ならしむると共に、土地改修後建て得べき住宅の建築費及び經營費として毎年の損失額の二分ノ一（一九二三年チエンバレン法）若くは四十ヶ年間一戸につき年額九磅（一九二四年ホイットレー法）の補助金を與へ更にこの事業のためにする公債に對しては八十ヶ年の長期償還を許し、且つその金額は募債制限額に加算せざることとする等、あらゆる手段を竭して改良事業そのものを獎勵して居るのである、尤も前述の補助金は一九二六年法に於いて、一

九二七年十月一日以後完成の分に對しては年額七磅十志に減額せられるやうになつた。

しかるに我國の不良住宅地區改良法は、事業費の二分の一以内を政府より補助すべきことを規定し、その殘餘の額に對しては低利資金の融通を與ふべきことを公約しこれを以て唯一の財政方法として居る、卒然としてこれらの點のみを見れば、事業者は何等の負擔に任せずして改良事業をなすことが出来るのであるから、これ程有りがたいことはないやうではある、更に不良住宅として收用除却せらるべき建物に對しても、又その土地に對しても收用の際ににおける時價を以て金額を補償し、その他移轉立退等による損害に對しても十分の補償を與ふることを約束して居るのであるから、利害關係者としても頗る満足して居るであらう、これで公共團體の改修せんと欲する不良住宅地區がすべて認可せらるゝならば、遠からずして不良住宅地區の絶滅を期すること出來得べきを以て頗る結構なことではあるが、實際は理想の如く運び得ないに定つて居ることは言ふまでもない、政府は必ずや事業費に制せられて容易に改良事業の認可を與へないであらうし、従つて不良住宅地區は容易に改良せらるゝことが出來ぬであらう、況んや從來の例に徴すればかくの如き費用は豫算の編成に際して常に最先に削減せらるべき運命を持つて居るものであるから、不良住宅地區改良事業の將來は、ます／＼悲觀せざるを得ない、吾人はこの際不良住宅改良に於いて、世界最良の成績を擧げつゝあるイギリスの法制を深く齎味するの必要を感じるものである。

四、住宅検査制度の必要

更によく考へべき點は、わが國の不良住宅地區改良法は、一團としての不良住宅の除却による改良のみを考へて個々の建物の改修といふことを考慮して居らぬ點である、この法律によれば、一地區の建物全部を除却して根本的

の改修を加ふることを必要とする如き、最劣最悪大規模の不良住宅は改良せらるゝことを得るけれども、其れ程になつて居ない程度の不良住宅地区、若くは甚だしく劣等なるも集団すること少數なる住宅區の改良は出来ない。けれども最劣最悪なる不良住宅の數よりも、それ程にあらざる不良住宅即ち多少の改修を加ふることによりて、衛生的ならしめ得べき不良住宅の改良若くは甚だしく多數集團せざるも、個々の住宅として著るしく不良なるものゝ數が遙に多數なるべきことは容易に想像せられ得るところである、この點より考ふれば、一團としての不良住宅地区の改良と共に、個々の不良住宅地区の改良に關する施設も、頗る重要なことを考へられる、而してかくの如き住宅の取締規定は、わが國の法令に全然缺如して居る譯ではない。市街地建築物法第十七條、結核豫防法第五條、を初め警視廳令第三號長屋構造制限に關する件第五條の如き、何れも衛生上有害若くは危険と認むる建物に對して、使用禁止、修繕、若くは改築を命ぜ得るの規定を有して居る、これらの法律を行使することによりても、個々の住宅の改善は達成し得るのである、しかるにも拘らず、かくの如き立派なる規定があるにも拘らず殆んど死文の如く忘れられて居る理由は、畢竟するに適當なる住宅検査制度を有して居らぬためである、住宅検査制度を設くることは、住宅改良上最も緊急を要するものであることを信する。イギリスの如きは、住宅検査制度の設けられて居るために、多數の家屋が改良せられて居る、一九一〇年より一九一四年までの五ヶ年間に、住宅にて検査を受けたるもの無慮七百五十萬以上に達したが、其の中人間の居住不適若くは不良なる家屋は約百五十萬餘戸發見せられた、しかしながらその中約百二十萬は、不良の程度著しからざりし爲めに、地方廳の非公式警告によりて直ちに改修せられ、公式に改修を命ぜられたものは、僅かに一九七、六九三戸に過ぎなかつた。この中一二三

一六七戸は家屋の所有者若くは地方廳によりて適當なるものに改修せられ、閉鎖を命ぜられたものは僅々一二、六九〇戸のみであつた、而してこの中にて三、〇一二三戸は大改築に依りて再び居住を許可せられ、結局除却せられたものは九、六七七戸だけであつた。即ち不適若くは不良とせられたる住宅の大部分は、住宅検査制度のために衛生的なるものとせられ、除却を命ぜられたるものは僅かに百五十分ノ一にしか過ぎなかつたのである、これによつて見るも、如何に不良住宅の除却よりも、改修の方が住宅改良のために重要な地位を占めて居るものであるかがわかる。即ち住宅検査制度の確立は、刻下の急務であることを信する所以である。

第三議題 土地區割整理

工學博士 直木倫太郎

土地區割整理問題に就て御報告致します。此の問題の關係する事務の範圍は頗る廣汎で多岐に亘つて居ります。而して此の土地區割整理は新しい事でなく各都市が既に御實行になつて居られることでありますから詳細なことを申上げる必要はないのであります。之を研究すべき問題の範圍を申上げて報告と致したいと思ひます。

私は此の問題を出来るだけ廣い範圍に考へ今日の報告には凡てのものを申上げて見たいと思ふのであります。併範圍と申しましても土地區割整理の一一番大事な仕事は郊外地の之から新市街の形成せられ様とする場所に於て最

も必要を感じます。今朝も名古屋市の御方から御話がありました如く名古屋の如きは最も早くから郊外地開發の爲に土地區割整理が行はれ又東京、横濱兩市の如きは大震災の後に於て復興計畫其の物とも云ふべき、非常なる大規模の下に行はれて居るのであります。斯様に異つた方面に働きかけて居る問題であります。之を申上げますには先づ第一に郊外地の爲にする土地區割整理に就て申上げたいのであります。此の問題は今日大きな都市東京、京都、名古屋は勿論大阪に於ても其の他各都市概ね之を施行して居るのでありますから多くを云ふ必要はないのであります。此の問題は今日之を施行して居らない小都市に於ても亦必要であるのであります。現在に於て區域小なる所の都市に於ても將來の發展を期する上に於て一日も早く郊外開發の爲に土地區割整理の計畫を樹て其の實行は兎に角先づ計畫を確立し其の都市發展に資すると云ふことが何所でも必要なことであります。敢て市でなくとも町であつても亦必要であります。大都市の問題でなく更に中小都市の問題としても必要な事柄であります。既に此の土地區割整理を施行されて居る都市に於ては出来るだけ此の問題を鄭重に取扱はれ仕事の實際なり其の工事を運ぶ苦心なり経験なりを記録して後に施行せんとする都市の爲に教訓を遺すと云ふ事が必要であらうと思ひます。若し此の仕事を進める上に於て或は現在の法律の運用に就て萬一遺憾の點がありとすればさう云ふ様な點をも陳述して斯う云ふ法律は改正を要すべきであると云ふことを闡明し後進の都市の計畫及實行の上に苦き経験を再びせざらしむる様に致したいのであります。既に法律の運用上の事に關しまして色々の點に就て雑誌其の他に掲載してありますから茲に一々申上げませぬが大切な點だけを少し申上げて見たいと思ひます。今日の都市計畫は原則として耕地整理法を準用して居ります。此の點は今日施行者に非常な不便を感じさせて居ります。區割整理を施行するに

耕作地を整理する爲の耕地整理法を準用すると云ふことが既に大きな矛盾であります。之は一日も早く改めて貰はねばなりません。之等のことは此の際何等かの形式によつて此の會の意を表明して置きたいと思ふのであります矛盾の最も大なるものは耕地整理を終つた後でなければ其の土地の交換分合の手續をすることが出来ないことがあります。此の様なことは農業地ならば兎に角市街地建設に適當なる状態に整理しようと云ふ場合には仕事の行い方が逆であります。工事を行つてしまつて始めて其の交換分合を行ふと云ふことは全く逆であります。實際土地の交換分合の處分は急を要しますけれども工事は必ずしも急施を要せない場合が多いのであります。今日土地區割整理を行つて居る大都市に於て斯う云ふ迷惑を感じて居られることは茲に申上げる迄もないとと思ひます。斯様な法規の不備な點は能くお互に研究してかうした不便を除去する様に致したいと思ふのであります。土地の區割整理をして建築をする。さうして其の土地は市街化して來て道路の狭隘を感じ更に道路の擴築をせねばならぬ様なことはならない。總て時代の要求にピツタリ適應した無理のない計畫を樹て且つ土地の權利を曖昧にして自分の土地が何處に在るのかはつきりしない、處分したくも出来ないと云ふ様な行い方では今後此の區割整理を實行せしむることは甚だ困難なことであらうと思ふのであります。今迄の都市は斯様な無理を忍ばなければならぬ法律の下に兎や角して仕事を進めて居つたのですが此の状態では例へば僅ばかりの隣接して居る残地を買收しようとしても其の位置が不明な爲め残地の所有者が應じて呉れなければ如何ともすることは出来ないのであります。計畫が確定したら直に土地の交換分合を行ひ得る様に圖面の上で決めて各自々分の土地の權利を或は賣買するにも或は土地を整理するにも容易に出来る様にして置くことが必要であります。かういう様にして置けば土地區割整理の工事が完

了しないでも各自其の所有の土地又は借地に家を建てることが出来自然に道路も出来ると云ふことになり區割整理の工事は必要な所から順次行つて行くと云ふことも出来ます。

是は單に紙上の計畫に過ぎぬと云ふ譏があるかも知れませぬが兎に角土地の権利を不確實にして置くことは其の土地の利用融通を閉塞することになりますから將來の發達を期しますには計畫を樹立し之に従つて工事を施行し今日の如く土地の交換分合が出来ない様なことがない様にすることが必要であると思ひます。

次に申上げますのは建物の在る土地が區割整理組合の地區に入れられないと云ふことは區割整理の實行上甚だしく不都合であると云ふことあります。之は名古屋の區割整理に問題になつて居る様であります建物のある土地は省いて行ると云ふ事は稍衝衝を形成した土地を整理するには忍び難い不都合なことであります。これが爲に止むなく計畫は不徹底になります。建物を尊重して區割整理を不充分にすると云ふことは洵に現行都市計畫法の不備缺陷であつて明に時代遅れであります。區割整理の工事を折角進めながら建物に妨げられて道路が出来ないで尻切れ蜻蛉の様になつて居る所が名古屋には往々在るのであります。そんな所は捨置いて仕事を先にしなければ換地處分が出来ない爲に何は兎もあれ工事だけを完了し様と云ふことになりますすれば無細工な甚だ不經濟な行り方であります。斯様なことが起りますのも耕地整理法の準用一點張であるからであります。其の他耕地整理法を堅苦しく解釋しますと公園とか廣場とか乃至は運動場、自由空地と云つた様なものは該の法規には少しもないであります。さう云ふ様な譯で土地區割整理と云ふものは宅地以外のものに對して該の法規を適用すると云ふことは法の濫用であると云ふ様な議論も現はれて來るのであります。されば之を小柄に取つて反対する一人若は數人が現はれたときに

は組合を作つても適當な計畫が出来ない事を恐るゝであります。現に或報告に依つて見ますと云ふと建物在る宅地と云ふものは區割整理が出来ないと云ふ法律を柄に取つて何處迄も組合に加入しない。さうして他の者が組合を作つて其の附近が新しく發達した時に其の利益は同じ様に均霑すると云ふ様な不都合な考を起す者もあると謂ふことであります。之等のことは甚だ面白からん法律の悪用であると思ひます。

宅地と云ふ意味も今日の法律では不徹底である様に思ひます。寧ろ此の點も宅地は其の宅地が適當に利用の出来る様に又整理が出来る様に意義を明瞭にして置く必要があると思ひます。而して法規がありますと其の法規を柄に之を悪用したがる者が少くないのであります。之等法規の不備缺陷は速かに改正を加へ依て以て其の効果の完全を期し其の施設をして適當ならしむる様希望致す次第であります。

之は問題が別になりますが設計の上から一二感じたことを申上げますと區割整理と云ふものを郊外地に行ふ場合に最初の計畫では相當大規模に設計せられて居ても之を組合の手に委して區割整理が施行せられるときになると或ば路幅を狭くしたり或は道路敷を經濟的ならしむると云ふ考に捕はれて基盤目形の餘りに單純な設計に變更してしまふ様なことが少くないと思ふのであります。此の基盤目形も止むを得ない結果かも知りませぬが何とか組合員の理解を得てもう少し大きな眼で將來を考へて整理をして行けば必ず其の地に適應した、區割の上に技術化的新味ある趣味ある區割整理を行ふことが出来ると思ひます。此の點に就ては尙ほ一層の御盡力を希望致す次第であります現に最近に於ては自動車の世界が出現して參りましたが何處の路幅も三間か五間と云ふことになると云ふと自動車は通行し得ないと云ふことになるのであります。名古屋の區割整理では立派な道路を造つて市に提供して居ると云

ことありますが、斯うしたうつくしいことは何れの都市に於ても實行される様に致し度いものであります。

計畫は無論其の土地々々の地勢に依りますから一率に申上げることは出來ませぬが近頃小さな町を通りましても路幅と云ふものは何所迄も同じでなければならぬと云ふ様に考へて居るのであります。其所を或所は廣めてさうして廣場を拵へて如何にも中心的に見える様にする斯うすると街衢にユトリが出來て非常に便利になるのであります。五間の路幅ならば何處迄も五間にし其の間少しのユトリを置かないのが今日最も多い様であります。當局者としては之は大に考へねばならぬこと、思ひます。況して今日は綠地問題等も研究されて居るのでありますから益夫等の特色を發揮せねばならないと思ひます。若し斯様な立派なエキサンブルがあれば其れを其の儘何時迄も將來に遺して置きたいと思ひます。次には古い在來の町に區割整理を行ふ場合に就て申上げて見たいと思ひます。東京、横濱には大きな例がございますが其れは大震災と云ふ特殊の場合に起つたのであります。今朝も金澤の當局者の方から金澤市も今回の焼跡の區割整理をしたいとの御話を承りましたが斯様な聲を聞きますときに技術家が計畫して居りますことを尊重し其の都市に適應しない様な街衢の形成されない様に注意を拂はれんことをお願致したいのであります。

次に残地整理に就て申上げて見たいと思ひます。此の残地の處分と云ふことに就ては東京、横濱兩市が最も苦しい経験を嘗めて居るのであります。其が他の都市を刺激致しまして大阪其の他でも市街の區割整理の計畫をしなければならないと云ふ問題が新に起つて來たのでありますが、新に大きな道路を開くと云ふ場合に其の沿道兩側に小さい宅地が澤山出來るのであります。現に梅田から此所に來る間に到る所に發見するのであります。之は將來永

久に其の街路の體裁から言つても面白くないのみならず種々なる缺點を感じる所以であります。殊に防火建築と云ふ様な問題になりますとそれが非常に禍を爲すのであります。斯様になりますと其の救濟策として超過收用とか或は地帶收用と云ふ様な方法が認められて居るのであります。さう云ふ場合に超過收用と云ふ方法を講じて市が買收してやることになると之が實際に於て中々實行が困難であるのであります。而してそれを收用するとしても市には一度にそれを支出する金がないのであります。さすれば五年の計畫が十年にも延びはしないかと思ふのであります。其の他沿道の者に相當の利益を見て賣出すと云ふことは出來ないのであります。それ故に法律には超過收用可能の明文がありますけれどもそれが行はれたと云ふことは一つも無いのであります。又其の場合に土地を持つて居る地主の立場から考へますと市が買上げるにしても高くは買つて呉れない、而して宅地を造成して競争入札に付する場合元の地主に落札するか否かは分明しない。元の地主は非常な危険な立場に置かれると云ふことになる市は損をする筈はないのであるから地主は自分の土地で市に利益を與へ自分はそれを高い金を出して買戻さなければならぬと云ふ様な結果となるのであります。而も其れが買へないと云ふことになると一般競争入札の方法に依る場合には自分等が持つて居つたものは跡形もなくなつて了ふので、此の超過收用の方法を俟つよりも寧ろ自ら整理する方法を探るであらう。超過收用の方法があるからと云つて手を束ねて之れが適用を俟つ地主は少なからうと思ひます。從て最も合理的に残地を整理するには區割整理組合を作つて所謂區割整理の方法に依て之を行ふ外はないとと思ふのであります。之には其の地主若は土地の關係者が互に理解し合つて基礎確實なる組合を造る様に助成することが現下最も適切なる問題として各都市に必然起るのでないかと思ふのであります。而してさう云ふ場合に

も一人でも反対者があれば組合は之を強制する譯には参らぬ。一人が脱退すれば其の區割整理組合は破れるのありますから願はくば一二の者が脱退しても組合の決する所に従はしむると云ふ制裁がある法律が制定される様に致したいと思ふのであります。さうして區割整理組合に依つて土地の所有者又は権利者を一丸として共同建築をする迄に進みたいのであります。即ち平面的區割整理より立體的の區割整理に進む迄理事者としては其の助成に力を致したいと思ふのであります。

東京、横濱に於きましては目的は違ひますが區割整理が出来て小さな敷地が出来ますので大建築に支障を生じましたので共同建築を進めては如何と云ふ問題が起つて居ります。此の共同建築組合法と云ふ法律は啻に東京横濱のみに限らず他の一般都市と雖も最も必要なことであるから關係者の一二の人に反対があつても強制することが出来ると云ふ法律が出来て、之が實行せられますならば洵に有利に此の過小割地整理の難問題も解決することが出来るだらうと思ふのであります。而して此の法律は今政府に於ても慎重に研究を進め、あられるとのことで將に生れ出でんとする惱の過程にあるとのことです。

願はくば此の際斯うした集まりの大なる力を以て御互に大いに聲を大にして此の法の早く制定される様に致したいと思ふのであります。最後に申上げたいのは然らばさう云ふ法律の出来ない間は何うするかと云ふことに就きましては此の土地關係者を説き勧めて所有者又は権利者が出来るだけ協議を遂げて組合を作らせるより仕方がないと思ひます。或は組合を作つて自己の組合の物件の持分關係からして會社組織にしたら宜しからうと云ふ説もあるのであります。或は之に就ては種々なる考案を持つて居らるゝ方もあるのであります。寧ろ現在の信託制度を信頼し

て之に委託して信託業者の手に建築も其の後の監理も任する。さうして其の關係者が其の利益を受けると云ふことにしたら宜しいと思ひます。方法は幾等も有ることであります。が唯一ヶ所でもよいから組合が成立致しましたならば其が一番早い斯業の促進方法であらうと思ひます。無理な點があるにしても見本的に組合が出来る様御斡旋を願ひたいのであります。さうして實際斯うしたものであると云ふことが目前に示されますならば其が各方面に波及し行くと思ひます。千の議論、百の研究よりも何所かの都市に於て試に行つて見たい斯様に感するのであります。

要するに區割整理の問題は最後は共存共榮と云ふ意味から土地の権利者御互の間の協同心と當局各方面の御盡力に依りまして郊外の區割整理法、今申上げました市街地の區割整理に對しましても尙一層の協力和衷と云ふ事より外にはないのであります。簡単に之だけ申上げて報告と致します。

討 議

● 土 地 區 割 整 理 の 實 施 に 就 て

名古屋市八事土地區割整理組合長 笹 原 辰 太 郎

極く簡単に申上げます。只今直木博士から御報告になりました點は吾々の痛切に感じて居る所でありまして非常に賛成であります。賛成致しますと同時に此の會が主唱者となつて此の規則の改正を徹底するよう致したいと思

ふのであります。現に宅地を區割整理地區に強制編入出来ないと云ふことに就て名古屋市は困つて居りましたが爲に再三政府に建議を致しました。仄に聞く所に依れば本年の議會には是非提案して通過さしてやらうと云ふ斯う云ふ暗示を得て居るのであります。左様な次第であつて政府當局者も能く御諒知になつて居るのでありますから全國到る所の都市の權威者が集まつた本會から之を建議致したいと思ひます。若し通らない時には止むを得ない……少しく亂暴ではありますが斯様な決心を以て行りたいと思ふのであります。而して只今御講演の中に或る一つの中心を置いて區割整理を行りたいものであると云ふ御話がありましたが之は私共の非常に賛成する所でありますが是は直木博士に獻じたいと思ふのであります。尙ほ申上げたいことは私は明治年間から土地區割整理を名古屋で行つて居るのでありますが今や既に二百ヶ所を行り多くの人に或は難有がられ或は譏られ今日に至つたものであります。其の中に工場地域住宅地域に適すべき所の土地區割整理を一つ行りました。又今一つは山の背に區域の在る所のものも一つ行いました。是は都市田園と云ふか景色の住宅と云ふか京都で云へば東山と云つた様な所に區割整理を行りました。現に整理が完成して居る所でありますから御歸りがけにでも御覽を願ひたいと思ひます。それから直木博士は從來は何處の區割整理も豆腐を切つた様に四角であるとの御話でありますが山の區割整理はそんな譯にはいかぬ。自然の景色地勢の勾配高低に従つて行らなければなりません。之は私共が實際の地形におそはつてやつたのでありますから御参考の爲申して置くのであります。只今努力致して居る所のものは築港であります。之は築港の圖であります。從來盛になる所は水がなければならぬ。水がなければ都市は出來ないと云ふことを痛切に感じて居る次第であります。御當

市に置きましたが幾百年の古都を築かれたことは如何に先見であつたかと云ふことを吾々は敬服致す次第であります。只今吾々は築港を完成すると云ふことに甚大なる努力を拂つて居るものであります。茲に市の當局者も居られますますが私の力を盡して居ります所は市も縣も金を出して下さらないのを遺憾に存じて居る次第であります。されば出来るか出来ないか判りませんが一つ民間で行つて見ようと思つて居る次第であります。何うか御同情を願ひたいのであります。之で私の申上げることは止めますが最後に申上げたいことは此區割整理耕地整理と云ふ様なものは餘程六ヶ敷事業であります。故に短日月の間に多少悪い所はあつても早く行る即ち苦情の出ない中に行道路を造るにももう出来たかと云ふ様に所謂拙速を尊ばなければ充分効果を擧げることは六ヶ敷と云ふことを斷言致したいと思ひます。之は私共の多年の經驗から歸納した真理であると信じますから御採用あらむことを願ひます。而して吾々は名古屋を發達せしめ他國の金を吸收しようと云ふ目的で日夜斯業に盡瘁致して居るのであります。而して吸收した外國の金を以て更に名古屋の發達に資すると云ふ考を以て事に該つて居るのであります。之は自分の土地のみ發達せしめようと云ふ小さな考へでは無く自分の土地を發達せしめて人類の文化に貢献しようと云ふ考に外ならないのであります。

其れから最後に此所の市長さんに申上げます。私は衷心から大阪の市長さんが長年此の市にお勤めになつて本當に自分の家を經營する様な温かな考を以て市政を行つておいでになると云ふことに深く敬意を表する次第であります。吾が名古屋市様に市長さんがどん／＼代つては幾等行らうとしても大きな事業は出来ませぬ。大阪市の當局の方が長年御勤めになることの出来ます所以は今日拜見致しました御當地の二大新聞社の如き大阪市と云ふ考より

は寧ろ世界の新聞として他人の非を剔除する様なこせ／＼したことはしないで何處迄も市を助けようと云ふ雅量が與つて力あること、思ひます。此の二大新聞社並市長さんに厚く敬意を表して此の壇を下ります。

● 土地區割整理制度の短所に就て

東京府書記官 菊 池 慎 三

一、土地區割整理は土地の宅地としての利用を増進することを目的とするものであります。が之は明かに其の目的が狭きに過ぎ不充分であります。大都市の土地が徒に宅地のみとなることは所謂瓦の海を作るのであつて土地の所有者権利者は或は差當り莫大の利益を擧げるであらうけれども、都市全體の福利、都市將來の事を考慮致しますと憂慮に堪へないので御度います。從て自由空地、公園敷地の問題として救濟策を樹てる必要が起るのであります。

二、限りある都市の土地に多數の人々が生活する都市に於ては多數の人と有限の土地の關係を如何にして行くことが最も全體の利益であるやを考究するのが都市問題の中心であります。各所有者権利者が自由に土地を開發し利用するに放任したが爲に今日の都市百般の弊害を來しました。今日は一部分には尙從來の通の土地開發利用があり或は土地會社、耕地整理、土地區割整理として多少の集團的の開發利用もありますが尙個人本位會社組合本位であつて都市全般の上から都市住民全體の上からは未だ公益上の考慮が不充分極まるので御度います。

三、帝都復興事業の土地區割整理に於てすら其の完成を急ぐが爲に或は防火建築の點に於て或は不良住宅改善の點に於て妥協し譲歩し問題を後日に殘すことが止むを得ない状態にありますから組合員の任意協定に大體に於て一

任する外はない所の現在の耕地整理土地區割整理は勿論土地會社個人の企業に付て充分なる公益上の考慮を求め難いことは止むを得ない實狀に在るので御度います。

四、之に對して私人の土地に關する権利々益に對し都市全體の利益の爲に將來如何なる程度迄譲歩せしむべきか如何なる方法に依り之を制限すべきか行政當事者に殘された問題であります。が之が解決の爲には之を法律思想、法律問題として從來の個人の権利々益を尊重し之を不可侵とする思想との間に熾烈なる論争討議を必要とするので御度います。帝都復興事業に對する反對運動の中心は此の舊法律思想を基調として憲法違反と云ひ私權侵害と云ふて直木博士を始め復興局當局に於て最も苦い経験を嘗めて居らるゝのであります。都市計畫の進展、都市問題解決の爲に私は都市に於ける権利思想法律觀念に革命的改造を加へる必要があることを考へるので御度います。現行の法律も勿論此の思想の下に解釋せられべきであります。が現在の法規と其の施行とは猶未だ不充分であります。一層熱烈なる信念の下に都市全體の利福都市永存の利害の爲にする私人の権利の制限の問題とを解決して行く必要を思ふのであります。

五、所が公益と利益との妥協譲歩と申しましても案外に廣いもので御度いまして防火の要求の爲にする防火建築が結局經濟的であつたり幅の廣い道路が沿道の地價を昂めたり土地區割整理が共同の利益であつたりする如く適當なる成算説明に依つて圓満に妥協し協同して行ける事柄も可なり多いので御度います。但し結局此の妥協し得る範圍は有限であります。單に妥協のみで事業の完成が出來ると考へたならば大なる誤と申さなければならないと思ひます。

六、私は一面現行制度の充實又は勵行に依つても或程度の効果を收めることが出来ようと思ひますが尙茲には時間の都合上以上の疑問を提出するに止めて置きます。

- (一) 土地區割整理、耕理整理を専ら権利者の任意協定に任せたる現状で満足が出来るか。
- (二) 土地區割整理、耕地整理を實行しない建築敷地の開發利用を放任して差支ないか。
- (三) 私人土地會社等の土地開發利用を不間に附することが至當であるか。
- (四) 單に幹線道路計畫又は多少の公園計畫を結付ける位で大都市郊外の方策が充分と云へるか。

●殘地處分問題に就て

關西信託株式會社専務取締役 加藤小太郎

私は目下信託事業に從事致して居りまする關係上平生土地の信託のお取扱を致しますと同時に土地賣買の仲介をも致します爲に土地と云ふ問題に携はる機會を多く持つて居ります。特に今より十數年前に京都に御奉公をいたしました際に同市の三大事業と云はるゝ今で申せば都市計畫に參加致しました經驗に鑑み今日此の場合單に殘地處分問題に觸れて見たいと考へます。

凡そ道路の新設なり又は擴張なりに關する事業をなすに當り都市計畫の當局者と致しましては所要の道路敷を買收すること其れ自體が既に難問題であります。而して之と同時に其の道路に沿ふ所の所謂殘地整理の問題が一層の

難題となるのであります。

右殘地の所有者が斯の如き場合に他へ賣却の意思ありとしますれば例令其れが不當の値を申しましても結局相當の値頃に折合の付くことは私共の實驗する所でありますが若し所有者本人にして賣却の意思無く祖先傳來の職業を繼承して其の儘營業をしたいと云ふ様な場合でありますれば茲に種々複雜な難問題を惹起し來ることとなるのであります。私共は都市計畫本來の趣旨に基き相成るべくは被買收者個人の權利を重んずると同時に都市永久の福利増進の爲め兩者共に満足の解決點を見出したいと思ふのであります。

突然の事でありますから茲に何等の名案を有しませんが其の一策として則ち殘地處分整理の一策として(一)若し其の殘地が極めて狹少で一宅地を爲すに足らざるときは被買收者の希望により右殘地以外に其の隣接地の比較的大なる土地所有者に對し被買收者が最少限度の宅地又は店舗を爲し得るだけの土地を相當代價にて分譲せしめることであります。此の事は一面隣接地所有者の公共的精神に訴へねばならぬがさうすれば都市計畫上蒙りたる被買收者の苦痛を緩和し得ることは勿論であります。(二)尤も本人にして其の希望も無く且其の隣接地所有者の事情が之を許さぬものとすれば殘地は當然隣接地の所有者をして之を買收せしめて然るべしと思ひます。(三)而も隣接地の所有者にして之が買收を欲せざるときは結局市に於て其の隣接地をも併せ收用する方法もあらうと心得ますが果して斯の如きことが現行法規上可能なりや否や、都市計畫法實施以前には之に似た處分方法もあつた様に思ひます。此事に關聯して只今直木博士より極く廣い意味の區割整理組合につき御報告を得ましたが私共は別に殘地處分整理の組合の如きものを設立したらばと考へて居りました。幸に直木博士の云はるゝ區割整理組合の下に殘地處分整理の

目的が達することを得ば私共は勿論之にて差支はないと思ひますが要するに斯の如き機關を設立して都市計畫發表と同時に又は其の事業實行前に豫め被買收者及隣地の土地所有者又は其の關係人の間に圓滿なる解決を爲すことを得ば都市計畫事業上極めて有利有益と心得るのであります。尙一案があります其れは殘地處分につき之と合せて以上申しました利害關係者間に夫々了解を求めるに右關係者より土地なり又は金錢なりを提供せしめて以て茲に共同の建築を造り或は店舗として或は事務所として各自をして從來の場所に從來の營業を繼續せしむる計畫の實現であります。此の目的を達するために共同建築法の制定を見れば極めて好都合であります。が併し此の信託制度を利用して其の目的を達し得るや否や必ずしも出來ない事ではないと存じます。が併し此の信託利用の問題は今日迄前例の無いことでありますから目下研究中でありますから未だ何等具體的成案を得たのではありません。單に各位の御研究のお参考に申述べたに止まるものであります。

●特別都市計畫事業たる土地區割整理

復興局技師 河北一郎

私は復興局に居りまして東京横濱の區割整理を擔任致して居る者であります。先程直木博士から舊市街の整理も矢張り必要であるそれには土地區割整理を利用したが宜いと云ふ御話がありましたが現今私が承はつて居ります東京の所謂舊市街の區割整理の一端をお話し致しまして今後舊市街を御整理になる時の御参考に供したいと思ふのであります。私が申す迄も無くもう既に御承知であります。が併し此の信託利用の問題は今日迄前例の無いことでありますから目下研究中でありますから未だ何等具體的成案を得たのではありません。單に各位の御研究のお参考に申述べたに止まるものであります。

であります而も大震災に焼けた約一千萬坪に對してやつたのであります。此の一千萬坪に對しまする幹線と申しますか二十四間乃至十二間の道路が延長約百十秆位になつて居ります。

其の次に補助路線として十二間以下六間以上の道路が約千三百秆位あります。六間以下の道路を區割整理路線と申しますて其れが約四百三十秆位あります。之が何うなつて居るかと申しますと新しく擴げる路敷が約百六十萬坪から百八十萬坪位となるのであります。勿論其の他に大きな公園それから小公園等が七萬六千坪位あります。が併し此の信託利用の問題は今日迄前例の無いことでありますから目下研究中でありますから未だ何等具體的成案を得たのではありません。單に各位の御研究のお参考に申述べたに止まるものであります。

買收は一切せすにお互の宅地を損せずして之だけの土地を新しく區割整理に依つて生み出さうと云ふのであります。無論全部無償と云ふのでは無く宅地の一割だけは之を無償で提供せしめ一割を超過した部分に對しては政府が補償するのであります。而して大凡一千萬坪の地域を約六十六に分けまして各地區地區に於て區割整理を施行して居るのであります。右申した様な組織になつて居りますが、其の幹線若は補助線と云ふものは一の地區に就て何の位占めて居りますかと云ふと大體一本若は三本位の程度であります。其處で私は特に申上げたいと思ひますのは此の區割整理を止めて幹線若は補助線と云ふものだけを土地買收のみで施行するのと區割整理に依つて幹線若は補助線を造るのと何方が高くつくかと云ふ問題であります。從來京都でも亦此の大坂でも行つて居られるが所謂電車道の擴築と云ふ様なことで電車線路のみを全部買收すると云ふのと相當の地域を定めて残地などが出來ない様に其の宅地が利用出来る様に區割整理を行ふ即ち何處の道路にも自動車が這入る様に區割整理を行ふのと何方が高くつくかこれに就きまして最近東京で出來上りました地區に就て經費を比較して見たのであります。

假に住宅地と其れから大きな建物が存在して居る土地ともう一つ将来住宅地となる場所此の三つの地区に就て比較をして見たのであります。精算迄到つた地区は未だ幾らも有りませぬが殆んど其れに達して居りますものが七八あります。其の中四地区と申します警視廳の在る所日比谷邊であります。其のが最近精算が出来上つて居ります此の四地区には銀座の尾張町迄で幹線が一本六間道路は前の警視廳の所を通るもののが二本あります。若し此の三本を買収に依つて行ふ場合を想定して経費を調査したのであります。之は勿論或る意味から云へば架空の数字であります。之を四地区に於て行ふものと致しますれば此の経費が約三百六十萬圓位は掛るのであります。勿論工費は一切這入つて居りませぬ。唯土地を買収する用地費だけであります。精密に言へば土地代、移轉費、營業権の補償等の費用であります。坪數は二千八百坪であります。之を區割整理の一割は無償獲得一割以上の部分に對しては全部政府が補償する方法に依つて計算致して見ますと今日迄の経費は補償金も合算して百二十萬圓位しか使つて居らないのであります。即ち區割整理に依らない方法の経費の半額にも達して居らないのであります。是は沿道に營業者が少くなくて比較的大きな土地が多かつたと云ふことにも因るのであります。但し兎に角兩方法の得失は自ら明なるものがあると思ひます。

それからもう一つは十二区濱町であります。幹線が一本と補助線が一本であります。工費が三百七十萬圓程掛りますが之を區割整理で行つた経費が二百九十萬圓位であります。之は實費であります。さうすると此の區割整理は約八士「パーセント」即ち約二割安く出來上つて居ることになります。以上の實例から考へますと舊市街を行ふのに

相當の計畫を立てゝ経費が安く残地も残らず又營業者にも沟に都合よく出來はしないかと思ふのであります。時間がありませんので甚だ大ざつぱに申上げまして壇を下ることに致します。

●過小割地の利用策

東京市政調査會參事 鬼頭忠一

區割整理の圓滿なる遂行の爲に幾多解決しなければならぬ問題が残されて居る其の中の主なるものゝ一である過小割地、之を何う處分すべきかと云ふ事に就て申上げて見たいと思ひます。此の點に就ては直木博士のお話の通り又其の後の方々も段々御述べになつて居られます。過小割地を何うするか何う救濟すべきかと云ふ事が此の解決の主要なる方策の一として先程直木博士より共同建築施行の急務と云ふことをお述べになりましたが之は沟に同感であります。私共の東京市政調査會に於きましても先年建築學會と共同致しまして精密なる調査を致しまして共同耐火建築組合法案と云ふものを作つたのであります。之は建築學會と吾々との私案であります。但し當局に示して斯の如き法律の速に制定せられんことを希望したのであります。其の後復興局に於きましても此の問題に就きまして熱心に御盡力になつて居られた様であります。勿論茲にお集りの皆様の間には斯の如き問題を御研究になつて之が制定あらむことを希望されて居られる方もあります。建築に對する過小割地の問題と云ふものは所謂消極的の問題であります。既に出來上つたものを救濟する即ち割地の上に

る土地の評價法の確立を致したいのであります。其れからもう一つ申上げたいのは區割整理を行ひます目的であります。が是は茲で議論を致しますれば中々盡きないと思ひますが簡単に申上げます。即ち公共の利益の爲に經濟的にも其れから又社會的にも宅地を整理するのが根本的目的であらうと思ふのであります。區割整理は道路の整理を求めるに云ふことは主たる目的ではないのであります。が其れは運用と云ふことになるであらうと思ひます。東京横濱に行はれて居るのは己むを得ない方法であらうと思ひます。時間がありませんので以上三點に就きまして簡単に所感を述べた次第であります。

○ 地區割整理の計畫に就ての實驗

渡邊忠助

私は別に市役所の代表者でもなければ會社の代表者でも有りませぬ。一個の微々たる測量師であります。以前は官公署に勤めたこともあるにはあります。明治四十四年に植村市長の時代に大阪の築港の色々の問題があつて大阪築港繁榮策と云ふ問題が出て次に大阪電車經營問題と云ふものも出ました其れから今度は大阪屎尿汲取の問題などもありました。慥か大正六年頃であると思ひます。時の大阪市衛生課長天野氏に色々の復案を出してやつたのであります。ですが其の結果櫻の宮の水源地に就て良い考へはないか一緒に施設したいからと云ふお話であります。私は答へました。幾等私が計畫が好きでも測量の事なら名案も出るのですが併し櫻の宮の水源地は淀川を控へて居

るから先づ倉庫一入物にしたらと答へたのであります。それから計畫と云ふことに就ては先刻直木博士が申されましたが信託會社に依頼した方がよいとのことです成程其れは宜からうと思ひます。

其の事に就て私は斯う考へて居ります。此の區割整理なるものは地所を之れだけを區割整理して先づ開發しようと云ふのは無理の無い要求であります。併し之は必ず地位の状況を考へなければならぬ。如何に此の地所を開發するからと云つて適應した計畫がなければなりません。唯道路や運河等のみに依つて發達するものでは有りません。繁榮には必ず其れ以外に考究を要するものがなければならぬと思ひます。大正元年に大阪信託會社が土地の經營と云ふ懸賞問題を出したことがあります。此の問題に出した場所は東成區の城東にある廣場であります。私は其の募集に應じました。懸賞課題の趣旨は一口に申しますれば彼の坪數が七萬坪ある其れを如何に計畫したら宜しいかさうして其の中七萬坪を先づ二ヶ年に賣却すると云ふのであります。其の時の審査委員が池上さん、松永さん、大谷大阪市助役等であります。私は應募するには先づ以て實際を熟知する必要があると考へまして毎日現場を廻つてどう云う風に計畫したら宜しいかと研究致しました。色々と考へて居る中に實際的の生きた計畫を立てるには其の地方の人情風俗を充分調べる必要があることに気が付きました。以上の様なことを基調と致しまして計畫案を立てました。寝屋川の堤防を切下げ城東線を切りさうして道路を結付けなければならぬ。住宅地工業地も實際場所に適應して布置せねばならぬ。斯う云ふ工合に非常に苦心して案を完成致しました。此の苦心が案に現はれましたとか幸にして一等賞に當選致しました。私の誠意と熱心が買はれたこと、思ひます。何事も誠意と熱心とが無ければ其の完成は覺束ないと思ひます。誠意と熱心の中には巣をも通す力を包藏致して居ります。尙色々申上げたいことば、

● 基盤割の土地區割整理に就て

都市計畫愛知地方委員會技師 石川榮耀

も有りますが時間が有りませぬので一寸平素考へて居りますことを御参考の爲に一言申上げた次第であります。

失禮な申分でありますが私が昨日議案集を拜見しました時最も我意を得たのが本議題であると思ひました。

やゝ我意を得過ぎて居て討議等と今更らしく申上げるのに都合の悪い程であります。兎も角まあ其の中の第四項をせめて言ひがゝりの種にさせて頂くと云ふ事に致しました。何もさう苦んで言がゝりを作らなくともよさ相なものでありますかそこが實は私の都合であつて私としてはどうしても此の都市協議會の席上で大きな聲で云はして頂きたい賛成がたつた一つあるのでありますかの爲に此の第四項が丁度好い工合の誘ひ出しになつて居るのであります。だから之から申します事は結局討議の形を利用して私の放談を爲すであります。直木先生に對しては恐縮の至りであります。直木先生の仰ることは洵に深遠でありますが實際はそんなことは行はしない。それを行るには、と云ふ風に進みます。その「やるには」から先が實際の私のコンターンであります。そこで第四項を簡単に詰めれば、

- 一、郊外の土地區割整理の設計は小都市を造る積りでなければならぬ。
- 二、それには各組合が一つの中心を有ち有機的な設計を有たなければならぬ。

三、然るに在來の設計を見ると何の趣もない葬斂割が多い之れは一概に地主と設計者の無理解から來るのだ。

と云ふ風になるかと思ひます。よしならなくとも當方の都合の爲一時さうなる事と定めて其れに言ひがゝりを付けさして頂く。洵に勝手でありますが初めから御約束であるから我慢して頂きます。

堵てそう云ふ風に當方の都合の好い様に意味を取らして頂くと自然私に發言權が生じて參りますと云ふのは既に御覽になつたかどうか解りませんが私共は名古屋に於ける區割整理の例を或は幾分たりとも御参考にならんものでもなからうと存じまして持つて參つて彼處に陳列さして頂いて居ります。其の例が詳しく述べて宜い程御叱りを受けた葬斂割で有るのであります。而して此の責任は誰にあるか地主にあるか設計者にあるかと申しますと、地主に就ては今回の都市協議會を遠しとせず同勢五十人も舉つて出掛けて來られたのでも御解りになる様に決して理解無き者等とは義理にも申せない。それは名古屋の區割整理をして今日あらしめた今迄の歴史に徴しても明であります然らば結局設計者が無智であつてさうなつたのだと云ふことになります。茲に於て御辯明の必要を生じる譯であります。

設計者果して無考であつたのか。設計者は先生の云はれた様な意見に就て考及んだ事がなかつたのか。否々決してさうでは有りません。それ所ではない。先生の言はれた御意見については人一倍の熱意を有つて居たことは自ら聞く信じて居る者であります。がそこには實に日本都市計畫界を通じての不祥事が影をひそめて居てさうする事を憶病ならしむるのみならずさうすることは危険なりと考へしむるに充分な理由があるのであります。其れに気が就て居ればこそどうすることもならず手が出なかつたのであります。それは果してどんな不祥事か。此の手法に依つて

こそ初めて

一、都市の中心部は其の混雜を緩和され

二、而も緩和の爲外へ出た市民は充分な空氣と光線と郊外とを酬いられ而もそれが中世の都市宛然の家庭氣分の漲つた小都市風の集團であり

三、殊に又當局は平生折角の巨費を投じた區割整理が結局他の場所になつてしまふとか、或は折角整理しても全然家が建たないで經濟上の收支が償はない様になつてしまつては大變だがそれを救ふには矢張各地區に發展素ともなる可き中心を造り其れを抱いて經營されなければならないと考へて居りましたが之は丁度其の解決の鍵になる。

之等のことは明白白々に解つて居るに不拘、出來ません。行る氣にならぬと云ひ切らなければならぬ程の不祥事とは、其れを聞いて頂きたい。そして其れに就て御考究を願ひ度いのであります。

先づ例を取つて申上げませう。茲に田園都市の面積の土地があるとしませうか。區割整理の大きなのになると裕に其の位の面積はあります。其の中心に何か此の方面の中心になる様な建物を豫定する。そして其の附近に學校やら圖書館やらを置く。今度は最も交通の便のよい住宅地と商業地の間に市場を豫定する。其の附近に娛樂機關を置く。こんな風に豫定すると設計も自然それに支配されて大變面白いものが出來上ります。御望み通りのものが出來る。併し堵て設計が出來上つて現實はどうなりませうか。夢みた通の世界が產れ出ませうか。決してさうは參りませぬ。此の現實が大悲劇であります。と云ふのは成程道路迄は何とかと鉛筆通のものが地上に描かれるには違

ひありませんが肝心要な其の上に豫定した市場とか學校とか圖書館とかそんなものは全く奇想天外的の番狂で四方八方勝手なとこに道路は道路已は已と云ふ風になつてしまふに極つてゐます。其の結果は都市機能にどう云ふ影響を及ぼすか。

第一に來るのが交通上の大支障であります。或交通はいらざる歪を受け或交通は阻止せられさうして全く不要な道路が坦々として開いてゐる。其の結果は交通上の大支障を來します。従つて能率の低下危険の頻發と云ふ事になります。次に或場合には土地の品位が一舉にして下落してしまふ。其れは已里等の設計でも解る通り彼の十三本の道路が一點に集まり中心に美しい凱旋門が延つてゐてこそ其の効果は十三倍以上のものになるが若しまかり間違て彼の中心に形の醜い貨物驛でも飛出したらどうなりませうが。なまじい十三本の中心と云ふ重要な意味が付けられて居ればこそ其の醜惡は致命的なものになります。

然らば事を茲に至らしむる理由は何であるか。田園都市や歐米の都市計畫で出來て區割整理で出來ない理由は何であるか。

第一に其れは土地區割整理は結局土地の經營であつて上に建てる建物に迄關與して居ないと云ふ事、従つて此處はかう有りたい等と云つても何も意味が爲さないこと。第二に普通他の建物の性質を自然に支配し殊に中心建築としては重大な意味を有つて居る。公共建築が完全に都市計畫に對し無理解な人達の手に依つて勝手に配置される事。之に就ては或人は各公共團體の——大は各省大臣より小は一村役場の係に至る迄もの——官公吏の俗吏根性から來ると云ふが兎も角もさうした公共建築が日本を考へるより先づ其の都市を考へる。其の都市を考へるより先づ

自分の擔當の事業の効果にしか氣が付かない。さうした小さな野心の爲めに配置されると云ふ事は恐ろしい事であります。

第三に甚だ申し悪いが各係の統轄者即ち總理大臣から市長町村長に至る總てが上記の様な各係りの大きな手ぬかりを放任して置く。そして都市計畫は結局何時の間にか或一課の俗務と片付けてしまつて居る。云はゞ都市計畫に對する無理解が最後の最大の因を爲して居るので有ります。

之等の事は實に一區割整理の場合の些少事ではないのでありますて大都市計畫に對して更に強く働き非常に其の進歩を阻碍して居る。例へば都市計畫で最も新しい合理的な形式は濠洲「カムベラ」に試みられました。多心式の星座形と云ふ初めから政治中心、工業中心、商業中心と中心を豫定し放射、循環眼も醒める様な有機的計畫であります。例令さう迄せずと亞米利加式の最惡なる基盤割にするにしましても一寸其の中に之れは驛前として二十四間等と云ふ風に幅員を定めるともういけません。鐵道の方では「ヤード」の都合で等と奇麗にそれを外して新驛を計畫する。さうなるともう何とも仕方がない。都市計畫が何と云つても私の方では又別な考があると云ふことになる。又或時は厄介な所へ市場が出來て混雜を來す。思ひ設けない突飛な所へ市役所や公會堂が移轉する。勿論さうせねばならぬ理由も有りませうが設計者の方ではもう全くがつかりしてしまふ。それで後で責任呼はりをされたり交通事故をまざふと招徠する位なら初めから何等豫定なき平凡な何うでもなる基盤割にするに如くはない。と云ふ風に懷手を極込む事になつてしまふのであります。私共の區割整理も斯うした迂餘曲折を経て出來上つたものであります。即ち内實は最も深慮ある基盤割の積りであります。先生の御叱りは聞えませぬと申し上げたい。勿論されば

と申して永久に此の儘押して行き度い。之れは我等の誇である等と飽迄主張する愚はまねる積りもなければ眞似られるものでも有りませぬ。それは洵に天に唾する者の仕わざであります。私の念願は飽迄先生の御説の遵奉にあります。唯其の爲にさう行なうことが『ねばならぬ』事である爲に皆様に御理解を願ひ次に其の方法に對し御考究を願ひ度いと申すのであります。御参考になるかどうか存じませぬが私の考を申上げれば之れが私の言ひたかつた總てであります。即ち

第一に公共建築の系統は都市計畫として決定してしまふこと。其の配置は其の都市を人口三萬の都市の集合になる様に分割し其の一を區とし公共事業が其の區の中心を成す様にすること。

第二に凡そ各公共團體特に市等で總合する市は都市計畫の大精神を理解し都市計畫の係りを總ての係りの上位に置くか然らずば各係りをして都市計畫第一の標語を掲げしめること。

第三に區割整理組合をして土地だけの經營でなく其の上部の建築に迄留意する爲土地開發組合と云ふ様なものを組織せしめること等であります。

かうして私達設計者に對し其の設計が必ず有効になる様な約束さへして頂ければ始めて合理にして最もありがたき地上の樂園的施設が創作され様と云ふものであります。

勝手なことばかり申上げました。御忘れを願ひます。

第四議題　自由空地と公園

報告

●都市の公園計畫

復興局技師　折下吉延

私は只今御指名に與りました折下でございます。今回大阪の都市協會主催の第一回全國都市問題會議に議題として自由空地、綠地公園の問題を御選定下さいまして吾々に研究討議の機會を御與へ下さいましたことは會長關博士の賜と深く感謝する次第であります。此の自由空地綠地公園の問題は近年都市計畫學者間に於て最も都市計畫問題の焦點になつて居るのであります。然るに我國に於きましては他の諸問題に壓倒せられまして有識者間に於ても未だ十分承知せられて居らぬと云ふ様な感が御座いましたり洵に遺憾に思つて居つた次第であります。今後此の機會を一轉機としまして單に我々公園其の他之に携はる専門の者而已ならず一般都市計畫の大重要な研究問題とならむことを偏に希望致します。此の要項に掲げて置きました順序に従ひまして簡単に申上げて参ります。

第一近代都市の要素としての空地問題の詳細なことは略しますが第一に都市の綠地公園と云ふ問題はどう云ふ風に發達して参りましたかと申しますと「エーベースタット」の研究に依りますと云ふと都市は例へば巴里の如く城壁で圍まれたる中に發達し狭くなるに従つて又外に擴がり其の城壁の跡は廣い並樹路にするとか綠地にするとかする

尙ほ狭くなれば又擴げると云ふ風に遠見に發展するのが古い形である。さうして其の中に點々公園とか綠地とかで存在すると云ふ様なのが昔の都市に見る形である。之れは甚しく都市に人が集中しまして過群生活をなす因である。從て綠地竝自山空地と云ふものは中心から放射狀に何本か空地を残しましてさうして都市計畫が發達するに従つて段々都市が擴つて都市の中から空地が無くなることはないと云ふ説を立てたので御座います。それに従つて柏林の計畫等もさうなつて參りました。このことは参考の方に掲げて御座いますから御覽を願ひます。尙ほ其の他の研究者のそれでは徒らに都市を龐大にし且つ中心地が一であるから都市の分散であると云ふ様な説に就ては今回は割愛することに致します。矢張放射狀に空地を残すと同時に環狀にも残さなくてはならぬ。數多の環狀と放射と相俟つて行かなければならぬと云ふことを論じたいのであります。皆様御承知の田園都市と云ふ様な「ボアード」の田園都市論が出来まして是等の説と田園都市と色々のものを合せて最近御承知の通衛星都市と云ふ様な「サテライトタウン」も問題の中心になつて後カラノ、對策が追掛けられて来る様な状態になつて居たので御座います。寧ろ將來の計畫としても問題の中心になつて後カラノ、對策が追掛けられて来る様な状態になつて居たので御座います。寧ろ將來の計畫としては過大なる膨脹を防ぎ健全なる都市の發達を期すると云ふことにしなければならぬと云ふことがあります。此の事に就ては綠地の保存、農耕地の保存さうして地方計畫と云ふことになつて行かなければならぬ、尙ほ進んでは中小都市の發達或は農村の改良即ち農村にも豫め都市計畫の觀念を加味して發達せしめなければならぬと思ふのであります。如斯空地問題を基とする所の都市計畫が將來議論の中心になり又さうならなければならぬと云ふことを極力申上げ

て此の項を終ります。

第二に近代公園の發達に就て少しく申上げて見ます公園の發達は極めて新しいことがあります。何時も出る問題であります。が日本の公園は明治六年太政官布告の神社佛閣其の他の名勝地斯様なものは萬人快樂の用に供するよう公園に定め各府縣調査して内務省に申出ると云ふ様な事から初まつて居ります。御承知の東京の上野公園、淺草公園、芝公園と云ふ様なものは夫れで出來たのであります。又地方に於きましても岡山の後樂園であるとか高松の栗林公園と云ふ様なものもさう云ふ公衆の散策する場所として設けられたのであります。又外國に就て見ましても矢張り新しいのであります。米國の例は暫く措きまして歐羅巴の例を見ましても例へば柏林の「デーヤルガーヴン」と云ふのが真中であります。日本の坪數にして七十萬坪の公園であります。之れは元皇室所屬の獵場であります。又英國の「ハイドパーク」之も倫敦の真中であります。四萬坪の公園であります。之も皇室所屬の土地であります。又英國の「ハイドパーク」之も倫敦の真中であります。四萬坪の公園であります。之も皇室所屬の土地であります。散策的の公園而已ではいけない。色々の意味のある公園に作らなければならぬと云ふ公園の系統的に發達したのは最近であります。即ち商業都市の一區が労働者の集閑であれば其所には特に労働者向の公園を要する。或は都會の児童が遊場を失はれてしまつて道路の上で遊んで居つたがそれがいけないと云ふことになると児童の健康は益々退化する。斯様な問題から尙進んで社會政策上體育ばかりで無く公園は社交機關にもなり社會教育機關にもなると云ふ風に發達して來たのであります。其の本は米國であります。児童公園が其の搖籃で御座います。尙ほ児童許りで無く近所の者が遊ぶ所の近隣公園即ち「ネバーフィッズセンター」と云ふ様な發達を見最近は交通機關の發達と共に

に大きい公園は郊外に設ける様な郊外公園の發達となり夫れから又世界大戰後獨逸に於きましては國民が皆疲勞してしまつた。之を恢復するには先づ體力から改めて掛らなければならぬ。體力を養成するには運動を盛に行ふ。かうした譯で運動公園と云ふものが獨逸に於て盛に起りつゝあるのであります。此の實例も展覽會場に揚げて置きましたが御覽を願ひます。此の運動公園を特に「スポーツパーク」と申しまして澤山の運動場に分れて居ります。さうして公園を各所に造り之を法律を以て定めて獎勵し、補助金を出すと云ふ位に進んで居ります。尙進んでは都市の郷土化となり郷土綠地の保存問題を唱へるゝに至つたのであります。

第三に公園計畫に就て申上げます。公園の種類は只今申上げました様に最近色々の文化的問題即ち兒童公園等も其の一つであります。此の兒童公園は電車其の他の交通機關の多い通りを子供が横切ることは危険であるから可成近距離に置かなければならぬ。必ずしも大面積を要しない。即ち兒童の行き易い公園が——遊びに来る公園を遊公園と申して居りますが——六町位の所に一ヶ所は是非欲しいと云ふことになつて居ります。其れから次に近隣公園即ち「ネバーフードセンター」「リクリエーションセンター」と申して居ります。之は亞米利加で發達しまして世界的の公園となつて居ります。之が十町以内の區域に一ヶ所は是非欲しい。電車で來ようと思ふならば十五分間以内に達する位の所に是非欲しい。さうして此近隣公園は單に運動許りでなく教養的であり又年齢から申しまするならば兒童は勿論公園の附近の者も參り青年も老人も男も女もと云ふ様な風になつて使用される様になつて居ります。

第四に先程申しました運動公園に就て申上げます。運動公園は先づ半里位の所に一ヶ所程度で宜しからうと思つて居ります。又電車で參りますならば三十分間位で達する範囲の所に一ヶ所宛欲しい。此の運動公園の配置をした

獨逸の圖面も参考の所に掲げて置きましたから有志の方は御覽を願ひます。

第五に都市公園のことを申上げて見たいと思ひます。都市公園と云ふのは從來日本でもありました。日比谷公園上野公園、芝公園と云ふ様な當市で申しますならば天王寺公園と云ふ様なのが都市公園であります。相當の大きさを持つたものであります。之も運動公園と同様程度に半里位の各所に欲しいのであります。

第六其の他郊外公園、自然公園として御當地の箕面公園、奈良公園の如きは或は歩いて行くならば一里以内電車ならば一時間以内で達する所に欲しいと思ひます。其れから此の公園としてやかましいのは公園道路「ブルバール」であります。即ち並樹を植えました所の公園設備をした所の道路であります。此の公園道路を以て先程申上げました都市公園と云ふものを連絡してそうして歩ける様にする。此の「ブルバール」は所謂防火の爲にも役立てば或は散歩に最も手近な機會を與へる場所となり或は公園と公園とを連絡して「ドライヴ」して遊ぶ人にも非常に宜い氣分になるといふ理由が御座います。米國に於て「ブルバールシステム」として最も名高いのは「ハンザシチイ」であるとか「シカゴ」であるとか其の他各所に出來て居ります。併し此の「ブルバール」は未だ充分に發達して居ない「パークウェイ」も澤山出來て居りませぬ。時間が有りませぬから之等の問題を例へば公園はどういふ風にしたら宜いか。兒童の誘致半徑はどういふ様な研究をしたか、之等の参考材料を少し許り謄寫版すりにして持つて參りました。少し部數が足りませんので申出に從ひ有志の方に差上げたいと思ひます。足らない分は後からお送り致しますから御申込を願ひます。時間が有りませぬから之等の點は簡単に致します。で各種公園選定並配置の方針等に就て簡単に申上

げます。

只今申上げました公園の各種類を申しますと云ふと都市公園を以て市の適當の所に配置致しまして其れから公園道路で連絡する。其の内外に近隣公園、運動公園といふものを適當に配置する。尙ほ細かく住宅地附近、商業地附近等兒童の多く居る所に兒童公園を澤山に配置する。殊に大都會の大坂の如きに於きましては近隣公園、兒童公園に就て最も重きを置く必要があらうと思ひます。さうして郊外に適當な森林公園郊外公園と云ふ様なものを設ける必要がある。尙ほ天然の風景地保存「ナショナルパーク」の問題も起つて參り問題が餘り廣汎になりますから略します。斯ういふ方針が最近の公園計畫の基礎的の配置となつて居ります。

次に公園設置の方法即ち茲には設置の方法と書いて置きましたが公園の土地を如何にして取得するかといふ方法に就き申上げます先づ。

第一に各種の記念事業として公園が最も適當なものであらうと思ひます。實際紀念事業として行りました例も澤山あります。最近持へました例を陳列所に掲げて置きましたが 皇太子殿下の御慶事の御座いました時に長野縣で御慶事の記念と致しまして約三萬坪許りの土地を持ちまして松本市の内外に亘り所謂運動公園を作つたのであります之は最も善い事業の一で昨年十一月に開園致しました。可成金の掛らない様にする所謂経費の掛る「スタンド」であるとか建物であるとかいふものは行らないで芝生の觀覽席程度のことにして成る可く安く行ることにして作つた實例を持つて参りましたから之も御参考に見て戴きたいと思ふのであります。又明年は承れば御大典がある様でありますから御大典の記念事業等には運動公園、近隣公園、兒童公園と云ふ様なものは恐らく最も善いものではない

かと思ふのであります。それから

第二には寄附事業であります。此の寄附事業は可成寄附者の名を冠して其の記念物たらしむる方法を取つたならば宜いと思ふのであります。最近獨逸に於きましては柏林に四十幾つの公園を設計致しまして毎年六個所づゝ作り今や十八ヶ所公園が出来て居ります。市長は各富豪を集めてさうして之に寄附を勧誘して造つて居ります。

第三には區割整理の法律に依つて公園の土地を獲得する。先程來論じて來た様に區割整理に依る例へば先程來度々申上げました獨逸の例の如きは三十五「プロセント」三割五歩無償提供の實例を持つて居ります。其の中二割一步は道路一割四歩は公園といふ様な實例もあります。日本では一割だけが無償提供になりまして實に僅かな小公園が其れに依つて生れるといふ有様であります。こんなことでは如何とも致し方が無いのでありますからもつと奮發しなければならぬと思ふのであります。時間がありませんから此の問題は此の位に致しまして次は

第四受益者負擔に依る方法に就て申上げたいと思ひます。或は亞米利加で行つて居る様に長期に亘り公債政策といふ様な問題も公園の獲得方法と致しまして出て居ります。又民間團體の活動も非常に希望するのであります。例へば都市協會の活動の如き或は東京では都市美研究會等もありまして綠地問題に就て力を入れて居ります。又體育協會等が運動公園に就て努力して居るといふ様なことも至極結構な事であります。最後に結論と致しましてもう少し申上げて報告を終りたいと思ふのであります。

第一に土地を獲得するといふことに就きまして全力を擧げて欲しいと思ふのであります。即ち土地を獲得致しましたならば先づ設備をするといふことに此の金を費すよりも「プレザーブ」する保存する簡単に樹木を植える程度位

でも宜しいから其の程度で保存するさうして追々金を拵へて設備するといふことが望ましいのであります。建物を建てることは後で宜しいのであります。

第二に日本では先程來申した様に發達しませぬが「ブルバール」、公園道路の必要が有ります。之は各種の公園の連絡の外散步に就て申上げたいのであります。最も宜しい簡便な運動方法は散步であります。散步道を興へる意味に於て「ブルバール」の必要を論ずるのであります。

第三に風致の保存であります。例へば川岸、海岸等の風致地帯を保存するのであります。さうして追々金を掛け立派なものにするのであります。日本の各都市に於きましては城廓の周圍が都市になつて居りますから多くの都市には濠があります。濠を埋めるといふ様なことは以ての外でお濠を先づ保存して其の廻りに所謂公園を設備するといふ様に先以て其等を保存し設備はそれから徐々に行つても差支ない。神社佛閣古城の保存を大に盡力して貰ひたいのであります。

第四に樹林地の保存であります。之は先程東京府の菊池内務部長からも御話がありましたが農耕地の保存と同時に樹林地は非常に貴重なものであります。之は是非保存して貰ひたい。追々は法律の力に依るより外に保存の方法がなくなるのであらうと思つてをります。

第五には先程申しました所の児童公園即ち児童の爲の公園、近隣公園即ち附近の人達が娛樂の爲に遊ぶ公園換言すれば休養一家に寝轉ぶのが休養ではない積極的の休養の意味である一の爲に近隣公園が是非欲しいのであります。此の近隣公園に就ての實例は日本では未だ見ないのであります。之は是非何處かに造りたいと思つてをります。

最後に最近獨逸が彼の疲労から免れる爲に國民的國家的事業として努力してゐる運動公園は日本でも同じ様に必要であります。此の薄弱なる體軀殊に婦人の體格に至つては非常に劣つて居ります。此の身體で世界の各國と相伍して行かうとするには身體の上に深甚な注意を拂ふことが最も必要であると思ひます。運動公園の如き此の身體的欠陥を救ふべき重要施設の一たるを失はないと確信致します。贅澤なものを作ると云ふことを御勧めは致しませぬ。如斯公園は單に遊場と云ふのではなく一般階級の體育社交の機關或は社會教育機關と云ふ様な意味から社會政策の問題になつて居る重大な問題であると云ふことを申上げ此の報告を終ります。

各種類公園所要面積二就テノ諸説

1: ヌルチンワグネル氏ノ説(大柏林都市計畫技術)

前論 1: 年齢別ニヨル公園ノ配布

A: 年齢階級 1: 0—2歳 2: 2—6歳 3: 6—10歳 4: 10—14歳

B: 公園種類

5: 14—18歳 6: 18—30歳 7: 30歳以上

8: 森林公園 4: 遊戯芝生地

假定及前提 1: 階級 1. 大柏林全市民當リ約3.65%

2. 但シ柏林市内ノ10%即全市民ノ0.34%在宅 0.5%兄弟ヲ有セズ

3. 全市民ノ25%ノ爲ノ兒童公園設備必要トス

1. 全市民當リ約7.1%

2. 但シ内 0.1%死亡ス 0.6%病氣外出不能

3. 全市民ノ6.4%ノ爲砂場及兒童公園ノ設備ヲ必要トス

3: 階級 1. 全市民當リ約6.56%

2. 但シ内前項類似理由ニヨリ0.6%差引タス

3. 全市民ノ5.96%ノ爲學校園及遊戲芝生物設備必要トス

4: 階級 1. 全市民ノ約6.2%

2. 前々項類似理由ニヨリ0.7%差引タス

3. 全市民ノ5.5%ノ爲遊戲芝生物設備必要ス

5: 階級 1. 全市民中男3. %女3.5%

2. 但病人 男0.5 女0.6

3. 全市民ノ男2.5%及女2.9%ノ爲メ運動場必要トス

4. 備考

6: 階級 1. 全市民中男12.2%女13.6%

2. 但病人0.5%乃至0.6%

3. 全市民ノ男11.7%女13%ノ爲メ自山綠地必要

4. 18歳—25歳男子ハ運動ヲナス故全市民ノ7%最小限5%ニヨリ運動場必要

5. 11.7%—5%+13% = 19.7% (公園ノ逍遙道路及森林公園設備必要)

7: 階級 1. 全市民中男20.5%女23.8%

2. 内男子2.5%女3.8%病氣24.3%無職業

3. 全市民ノ18%+20%—24.3% = 13.7%

即有職者ノ倍ニヨル公園森林公園及逍遙道路設備必要

本論

2. 各人當り所要自由綠地

1. 階級: 特別 = 不必要トス

2. 階級: 假定及前提

1. 砂場

2. 1人當り自由活動面積0.7qm

3. 一日砂場籠利用有効時間時間

4. 各人一日遊戲時間時間×

1. 所要合計砂場 $\frac{0.72}{5} \times 6.4\%S$

5. 隨伴者休憩場一人當り所要面積4qm

6. 1階級2階級 = 全部隨伴者 3階級 = 半數隨伴者アリ

2. 隨伴者所要合計休憩場 $\left\{ (2.5\% + 6.4\% + \frac{6.5}{2}\%)S = 12.1\%S \right\} \times \frac{4 \times 2}{5} \text{qm}$
1階級 2" 3"

(×Sハ全市民ヲ表ス以下同ジ)

3. 階級: 假定及前提 1. 遊戲場

2. 1週2時間ノ體操時間外 = 必要

3. 1人當自由活動面積10qm

4. 1日遊戲場利用有効時間 5時間

5. 各人1日遊戲時間 2時間

6. 芝生隔日開放

各人所要遊戲場面積 = $\frac{10 \times 2 \times 2}{5} = 8 \text{qm}$

4. 階級: 假定及前提 1. 午後學校園ヲ利用セズ特別芝生地設備必要

2. 1人當自由活動面積50qm

3. 芝生場利用有効時間隔日 5時間

4. 各人1日遊戲時間 2時間

1. 所要遊戲芝生場 $\frac{50 \times 2 \times 2}{5 \times 6} = 6.7 \text{qm} \times 5.5\%S$

5. 他 = 每日使用可能ナル遊戲場8qm必要

2. 4階級各人當り所要遊戲場合計 = 6.7 + 8 = 14.7qm

5階級: 假定及前提

1. 遊戲場及運動場ノ必要トス

2. 有職者 = 利用可能時間午後 4時 8時マデ 4時間

3. 男, 女子, 投球, 飛球 1人當り自由活動面積600qm

4. 芝生場隔日使用

1. 全男子所要面積 = $(\frac{300 \times 2 \times 1.5}{4 \times 6} = 37.5 \text{qm}) \times 2\%Ms 5 \times 1$

2. 全女子所要面積

$$2. 同上女子 \quad \text{面積} = \left(\frac{200 \times 2 \times 1.5}{4 \times 6} = 25 \text{sqm} \right) \times 1.8\% \text{Fs} = 5 \times 2$$

5. 無職者 = ハ 上述面積 = 合

$$\times^1_{\text{mS}} \times^2_{\text{S}} 5 \text{階級男子合計Fs} \times \text{V 同上女子合計}$$

6 階級設定及前提

1. 男子ノ5%運動場ノ必要
2. 各人當り自由活動面積38.5sqm

(根據2haノ運動ニテ同一時 = 22人ハ蹴球10人トラック運動20人輕運動ヲスルコトヲ得)

3. 運動場毎週利用有効時間24時間運動回数12回

$$\frac{\text{面積}}{\text{面積}} = \frac{38.5}{12} = 3.2 \text{sqm}$$

4. 男子6%女子12%並7階級 = ハ逍遙道路、公園、森林公園等ヲ設置ス
5. 無職業者 = ハ半分面積 = テ可ナリ

7 階級設定及前提 公園 = 就テ 1. 有職7階級男子17%×

- 6 階級男子6% + ハ7女子12% = 35%
2. 有職7階級女子5.5% + 7階級無職女子14.5%
- 幼兒隨伴12.1% = 7.9%S = 自由綠地ヲ設置セリ
3. 各人毎週利用時間: 1週間2時間(往復40分入ル)

4. 各人當公園道路面積10sqmアル中ハ過飽和状態ト認メズ
道路面積: 公園全面積 = 1:7 或ハ1:10約1人當り100sqmノ公園敷地必要

5. 各公園毎日利用有効時間 8時間

$$\frac{\text{面積}}{\text{面積}} = \frac{100 \times 90 \times 2}{480 \times 7} = 4.8 \text{sqm} \times 35\% \text{S}$$

2. 無職業者13.4%S × 2.4sqm

逍遙道路ニ就テ

1. 逍遙道路ハ4列並樹、芝生地20m歩道5m巾員ヲ標準トス

2. 逍遙道路毎日利用有効時間 8時間

3. 各人利用毎日20分間

1. 有職者各人當り 1.2sqm
2. 無職者 ハ 0.6sqm

森林公園ニ就テ

1. 50mノ視野中 = 5人以上同時ハ飽和状態トス 1人當り 500sqm必要

2. 公園利用有効時間1週日7時間

3. 各人1週度利用各人3時間利用

1. 有職者所要面積 = $\left(\frac{500 \times 3}{7 \times 7} = 31 \text{sqm} \right) \times 35\% \text{S}$
2. 無職者 ハ 16sqm × 13.4%S

結論要略

1. 砂 場 6.4%S × 0.3sqm

1. 遊 戲 場 口 白 山	12.1% $S \times 1.6\text{qm}$	2. 隨 伴 者 休 息 所 6.2% $S \times 0.8\text{qm}$
2. 運 動 場	6.5% $S \times 0.8\text{qm}$	3. 學 園
3. 遊 戲 場	2.2% $\times 37.0\text{qm}$	4. 遊 戲 場
4. 公 園	5.5% $S \times 6.7\text{qm}$	5. 運 動 場
5. 遊 戲 場	1.8% $\times 25.0\text{qm}$	6. 遊 逍 道 路
6. 遊 逍 道 路	5% $\times 320$	7. 公 園 腹 地
7. 公 園 腹 地	7.9% $\times 0.6$	8. 森 林 公 園
8. 森 林 公 園	35% 31.0	9. 腹 地
合 計	7.9% $\times 16.0$	
		10. 人 口 10,000 人 當り 所 要 各 種 公 園 面 積
		11. 民 1 人 當
		12. sqm

約10,000人當り 20ha 1人當り 20sqm が適當トス

2. パウル オルツ氏ノ說(都市計畫技師)

1. 兒童公園運動公園近隣公園所要面積=オマニハ、不必要
遊歩道路公園腹地、都市森林、隨伴者休息場、番號A
次ノ年齢ノ者=運動場、近隣公園必要

年齢階級	年 齡		
K	2才—6才	幼 儿	B
K ₁	6才—10才	兒 童	C
K ₂	10才—14才	兒 童	D
K _{3A}	14才—17才	職業從事者	E ₁
K _{3B}	14才—17才	學 生	E ₂
K _{3C}	14才—17才	女子職業從事者	E ₃
K _{3D}	14才—17才	女子學生	E ₄
K ₄	17才以上		F

1. K假定及前提
 1. 砂場ノ必要
 2. 1人活動所要面積=2sqm
 3. 場ノ遊戯可能時間午前9時～12時、及3時～6時=6時間
 4. 各幼兒遊戯時間2時間

$$\frac{\text{総}}{\text{論}} = 1 \text{ 1人當り所要面積} = \frac{2 \times 2}{6} = 0.67 \text{ sqm}$$

但し 1. 随伴者休憩所1人所要面積=4sqm

2. 前随伴者ハ 0~2才ハ半数

6~10才ヲ半数—1部ハ近接遊戯場ニテ遊フ

3. 約5人ノ兒童=3人ノ随伴者ヲ算定スルヲ適當トス

$$\frac{\text{総}}{\text{論}} = 2 \text{ 休息所} = \frac{4 \times 2 \times 3}{6 \times 5} \left(\frac{A}{2} + B + \frac{C}{2} \right) = \frac{4}{5} \left(\frac{A}{2} + B + \frac{C}{2} \right) \text{ sqm}$$

2. Kノ假定及前提

a 1. 校園監督下ノ遊戯1週2時間

2. 一般學校園ヲ以テ満足シ得

3. 學校遊戯活動所要1人=對スル面積29sqm

4. 獨逸ニテハ一般午後3時~5時=利用、結果 1週間 18時間

5. 集約的設計アルモノトスル

$$\frac{\text{総}}{\text{論}} = \frac{29 \times 2 \times C}{18} = 3.5C \text{ sqm}$$

b 1. 約5日間ノ自由遊戯=必要ナル先生場トス

2. 遊戯器具アル場所ハ小面積ヲ以テ足リル

3. 5日間=於テ遊フ兒童ノ割合中ハ先生場 往訪ハ砂場ニ小兒隨伴ハ逍遙道路 往訪トス

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+

4. 全兒童中遊フ者ノ割合ハ約1/3 従ツテ1人當り10sqmアルヲ以テ可トス

5. 芝生ハ隔日開放トス

6. 1人遊戯時間2時間

7. 1日遊戯可能時間4時間 (2時5ヨリ6時5迄)

8. 6時5以後14~17才ノ有職男子用トナス

$$\frac{\text{総}}{\text{論}} = 1. 所要面積 = \frac{2 \times 10 \times 2 \times 5 \times C}{3 \times 4 \times 7} = 2.5C \text{ sqm}$$

$$2. 6~10才以下ニシテ砂場ニテ遊戯スルモノ 所要砂場面積 = \frac{2.5 \times 5 \times 2 \times C}{3 \times 5 \times 7} = 0.25C \text{ sqm}$$

3. Kノ假定及前提

a 1. 學校監督下ノ遊戯

2. 球遊び=1人活動面積50sqm

3. 1週間遊戯可能時間 6×4=24時間

4. 6時5以後14~17=有職男子用トナス

$$\frac{\text{総}}{\text{論}} = 1. 所要面積 = \frac{50 \times 2 \times 2 \times D}{24} = 8.34D \text{ sqm}$$

b 1. 約5日間ノ自由遊戯ノ必要面積

2. 前同様1人ノ所要10sqmトス

3. 本年齢者ハ1週5時間遊戯スルヲ得

4. 約5日間ノ他遊戯乃至日曜ハ兩親ト郊外行キ若ハ運動協會ニテ遊フ

5. 本芝生場ハ6時5後及日曜(10時間)ハ14~17才ノ者ノ利用トナル

$$\frac{\text{結論}}{\text{結論}} 2. \text{ 所要面積} = \frac{2 \times 10 \times 5 \times D}{24} = \text{約}4\text{Dsqm}$$

$$\frac{\text{結論}}{\text{結論}} 3. \text{ 結局所要面積} = (8.34 + 4)\text{Dsqm} = 12.34\text{sqm}$$

4K₃A 假定及前提

1. 有職男子ノ球遊び場1人當り活動面積210sqm

2. 1日2時間遊戯時間

3. 1週間遊戯可能時間2×6=12時間

4. 芝生場開放隔日

5. 芝生場ハ6時5~8時5迄及日曜ハ終日6才~14才=開放

6. 日曜日ハ尙外=本年齢者=6時間開放

2. 本年齢者=特別ハ遊戯場必要ナシ

理由K₁及K₂ノ遊戯場ヲ毎日6時5~8時5マテ利用シ且ツ日曜=利用シ得ルヲ以ツテナリ

K₃B 假定及前提

1. 無職業者(中學生)

2. 毎週2時間5~6時5ノ遊戯可能時間=1人2時間遊戯時間

$$\frac{\text{結論}}{\text{結論}} 1. \text{ 所要面積} = \frac{2 \times 240 \times 2 \times E}{12} = 80E \text{ sqm}$$

K₃C 假定及前提

1. 女子遊戯ニハ1人當り活動面積180sqm 必要トス

2. Aト同一假定ヲ行フ

$$\frac{\text{結論}}{\text{結論}} 1. \text{ 所要面積} = \frac{2 \times 180 \times 2 \times E^2}{12} = 60E^2 \text{ sqm}$$

但シ大體ニ於テ此ノ女子ハ小兒ノ随伴者ナル(休息所乃至道邊道路=居ルトスルトキ
之レヲ20E₁sqmマテ減ズルコトヲ得

2. 女子ノ爲特別芝生地必要トセズ

K₃D 假定及前提

1. 無職女子ハ半數私有遊戯場又ハ公園其ノ他山森林ヲ使用ス

2. 遊戯可能時間2時5~8時5

3. 1人遊戯時間2時間

$$\frac{\text{結論}}{\text{結論}} \text{ 所要面積} = \frac{2 \times 180 \times 2 \times E^2}{2 \times 36} = 10E^2$$

K₄K₄ 假定及前提

1. 30歳迄ハ遊戯場好ヨリ大體ニ於テ男女各10人ノ割合ニ遊戯場ヲ要求スルモノトス

2. 其ノ人々ノ1部分私用テニスコートヲ使用スル

3. 大多數ハ公園及森林ヲ往訪ス

4. 日曜日ハ殊ニ郊外=行フ

5. 1男子ボーゲル遊戯活動要面積345sqm

6. 遊戯時間午後6時5~8時5マデトス

7. 土曜日午後4時5~8時5マデトス

8. 日曜日午前8時ヨリ午後8時5マデトス

結論 1. 1週24時間使用各人2時間私用1人當り所要面積 = $\frac{345 \times 2 \times 2 \times F}{24 \times 10} = 2,87 F$ sqm

都市所要遊戯場計算式

$$\text{必要面積} = (0.66 \times B + 0.25 \times C) \text{ sqm}$$

$$\text{附屬休息場} = \frac{4}{5} \left(\frac{A}{2} + B + \frac{C}{2} \right) \text{ sqm}$$

$$\text{必要芝生地(学校園除外)} = (2.5 \times C + 12.34D + 40E2 + 10E4 + 2.87F) \text{ sqm}$$

芝生遊戯場交代使用時間割

P₁ ハ 6~10才ノモノ、遊戯場ノ表ハス

P₂ ハ 10~14才ノモノ、同上

P₃ ハ 14~17才ノ無職女子ノ同上

P₄ ハ 17才以上ノモノ、遊戯場ノ表ス。

郡	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
K ₁	$2\frac{1}{2} - 6\frac{1}{2}$						
	P ₁						
K ₂	$2\frac{1}{2} - 6\frac{1}{2}$						
	P ₂						
K _{3A}	8~8	$6\frac{1}{2} - 8\frac{1}{2}$					
	P and P ₂						
K _{3B}	88~	$2\frac{1}{2} - 6\frac{1}{2}$					
	P _{3B}						
K _{3C}	8~8	$6\frac{1}{2} - 8\frac{1}{2}$					
	P _{3B}						
K _{3D}	8~8	$2\frac{1}{2} - 8\frac{1}{2}$					
	P _{3D}						
K ₄	8~8	$6\frac{1}{2} - 8\frac{1}{2}$					
	P ₄						

100,000人口都市所要遊戯場

$$\text{砂場} = 0.66B + 0.25C = 0.66 \times 8600 + 0.25 \times 8200 = 7726 \text{sqm} \quad \div 0.8 \sim \text{タメ}$$

$$\text{休息場} = \frac{4}{5} \left(\frac{A}{2} + B + \frac{C}{2} \right) = \frac{4}{5} \left(\frac{4500}{2} + 8600 + \frac{8200}{2} \right) \\ = 11960 \text{ sqm} = 1.2 \sim \text{タメ}$$

芝生場 = (学校園モ含ム)

$$= 3.5C + 2.5C + 12.34D + 40E2 + 10E4 + 2.87F^2$$

$$= 6 \times 8200 + 12.34 \times 7700 + 40 \times 700 + 10 \times 15.00 + 2.87 \times 65100$$

$$\text{学校園フ除キ約} 34.5 \sim \text{タメ}$$

大人ノ遊戯場ヲ計算ニ入レズ且ツ私有遊戯場ヲ算入セザルトキハ 15.8 \sim \text{タメ} トナル

都市所要遊戯場

人 口	砂 場		休 息 場		各年齢用芝生地	6~17歳マデノ用芝生地
	面積	面積	面積	面積		
300000	2.4	〃	3.6	〃	103.50	〃
400000	3.2	〃	4.8	〃	138.00	〃
500000	4.0	〃	6.0	〃	172.50	〃
750000	6.0	〃	9.0	〃	258.75	〃
1000000	8.0	〃	12.0	〃	345.00	〃
2000000	16.0	〃	24.0	〃	690.00	〃
人口1人當り 所要面積	0.08	sqm	0.12	sqm	3.45	sqm
					1.58	sqm

□ 都市公園(市内及郊外公園)

假定及前提

1. 日曜日ノ用意株 = 夏期日曜日ノヲ必要トス
2. 道路及坐席面積(人當り 10sqm)ノ中飽和 = 近シ公園面積: 花壇 = 10:1 故 = 1人當り所要公園面積100sqm. 適當
3. 夏期日曜ハ全市民ノ女ハ公園ニ行ク
4. 公園利用可能期間日曜日10時間
5. 各往訪者滞在時間1時間半 外 = 往復時間 1/2 = 1時間

$$\text{論} \quad \text{所要都市面積(公園)} = \frac{100 \times 1.5}{10 \times 4} S = 3.75 \text{sqm. S.}$$

3 森林公園

假定及前提: 1. 來遊各人當り 300sqm の中、飽和ニ近シ

來遊者半數ハ同時林道上半數ハ林野地内

2. 1時 = 全市民 1 利用 各人滞在時間 1/4 時間

$$\text{論} \quad \text{森林公園必要面積} = \frac{300 \times 1.5}{10 \times 4} S = 11.25 S \text{ sqm}$$

4 道路

假定及前提: 1. 4列並樹、各側5m歩道中央10mハ芝生地

腰掛兒童公園存置、合計20m (公園化部分)

2. 各人當り 10sqm道路面積ノ中飽和ニ近シ

3. 各人當り 10m長サノ道路必要

4. 各人毎日40分利用

$$\text{論} \quad \frac{1 \times 40}{10 \times 60} = 0.07 S \text{ m 長サノ緑帶必要}$$

都市ニ於ケル公園・森林公園及連絡綠道ノ必要面積

人 口	公 園 ha	森 林 ha	連絡綠道 Km. 長.
50.000	18.75	56.25	85
100.000	37.50	112.50	7.0
200.000	75.00	225.02	14.0
300.000	112.00	337.50	21.0
400.000	150.00	450.00	28.0
500.000	187.50	562.50	35.0
750.000	281.25	843.75	52.5
1000.000	375.00	1125.00	70.0
2000.000	750.00	2250.00	140.0
各人當り面積	375 sqm.	11.25 sqm.	0.07 m 長サ

カウア氏 説 (醫學者)

- 各人生活必要最低限度面積(住居及休養場)市民1人當り 50sqm. ノ土地但シ密度狀況ニ依リ住居及休養場ノ配分ヲ異ニス
- 平各人當り公園類面積 10sqm ノヨシトス

240m 兒童公園
1qm 運動公園

他=分區農園實地園ヲ必要トス

300人以下	1. へクター當り人口農園各人當り必要公園面積 5qm
300人以上	400人以下 10 " "
400人以上	450人以下 15 " "
450人以上	500人以下 20 " "
500人以上	700人以下 25 " "
700人以上	30 " "

□ フーランケ氏說 (醫學者)

1. 市民各人當り 3qm の公園ヲ可トス
2. 其他義務教育青年ノ爲メ 1,000人當り 1000qm の運動場ヲ必要トス

但シ此ノ面積ヲ男女=區別シテ次ノ如クス

一般	1,000人中 45義務教育男兒童= 563 qm
1,000人中	85 " 女兒童= 263 "
1,000人中	27未義務教育男兒童= 67 "
1,000人中	32 " 女兒童= 83 "

5 ドーレス、ドニンダ氏說 (北米合衆國造園技師)

1. 100,000人當り 自然公園 700エーカル

1大郊外公園	400 "
10小公園	250 "
50遊戯場	100 "

庭園及廣場 50 "

合 計 150 "

2. 都市面積ノ12.5%公園トスルトキハ 1エーカル當り 4.3人密度ノ都市ニアリテハ公園 1エーカル當り 66.3人トナル

6 フライ・ヘル、フォーリゼ氏說

1. 1ハクターラ當り 400人密度市區ニ於テハ

市面積100ヘクター 面積分割	街路敷地	荷路敷地	建築敷地	公園敷地
1ヘクターラ當り 200人密度市區ニ於テハ	30ヘクターラ	50ヘクターラ	70ヘクターラ	70ヘクターラ
7 デュースチュツベニ氏說	30 "	50 "	70 "	70 "

1. 市民20,000人以上ノ市ハ公園ヲ必要トス
 2. 50,000人當リ1ヘクタ一公園ヲ必要トス
即チ各人當リ20qm 其以上各人當リ庭園的街路及廣場ヲ24qm トスルトキハ各人當リ合計綠地4qm 最小限度8qm ヲ可トス
 3. 1ヘクタ一當リ250人密度市區ニ於テハ都市面積對公園面積=20:1ヲ可トス
但シ此場合庭園的街路及廣場ヲ包括セズ之ヲ算入スルトキハ1割ヲ適當トス
此場合市面積100ヘクタ一區分割開闢地 30ヘクタ一
- | | |
|--------|--------|
| 建築敷地 | 60ヘクタ一 |
| 公園其他綠地 | 10 " |
- 但シ此ノ外市外ニ森林公園ヲ必要トス
- 8 グルーベル氏說
都市面積對公園面積=16:1 即チ6.5%ヲ可トス
シユミットブルムホツク氏
オデュフセルドルフ農地計畫案
 1. 3,500ヘクタ一住居面積=7,000ヘクタ一綠地
2. 6,000 " 12,000 "
 - 9 フロシヤ聯邦一般區畫整理地區內綠地保有標準
1. 全敷地 7% 遊戲場
 - 10 トーマス・モウリ氏說 (リバーブル大學都市計畫ノ部造園技術)
人口1人當リ自由空地算定ヲ與フルハ困難ニシテ各地方ニヨリ狀況ノ異ルニ從ヒ之レヲ異ニス
ロンドンハ1エーケル當リ公園對人口率300人ニシテ施設宜シキモ之ト異ニスル割合ノ都市多シ
最モ必要ナルハ分配狀態ノ如何ニ在リ面積ノ如何ニ付テ原則トベキハ人口多ナルニ從ヒ都市
面積對自由空地ノ割合ニ大ニナル可キナリ但強ヒテ求メントスルトキハ250人當リ1qm ハ標準トナル可シ
 - 11 ネルソンレピス氏說 (紹育土地局技師長)
工業都市若クハ工業地區ハ公園其他保存地ハ之ヲ住宅都市乃至地區ニ比スレバ理論上大面積ナ
ラザルベカラズ 但シ實情ハ之ニ反スルモノ多シ
 - 12 米國ロビンソン (都市計畫技術)
 - 割合ヲ見出スコトハ困難トス
 - 13 アメリカ公園及戶外運動協會 200人當リ1エーケル
 - 14 ジヨンノーレン氏說 (米國造園技師 都市計畫技師) 200人當リ1エーケル

15 アーサ. ユミー氏説 (米國造園技術 都市計画技術) 115人當り1エーカー

16 オルムズテット氏説 (造園技術 都市計画技術)

1. 全市民各人步行範囲内 = 自由空地ヲ設置スルコト

都市面積ノ約4乃至10%ヲ要ス

最低限度 5%

2. 各種公園割合

- 各平方哩内 = 20エーカーノ1公園
- 1エーカーノ1.9%ヲ運動場及廣場トス

17 ペーラー氏説

1. 200—2,50人當り1エーカー 附1エーカー當り40人密度ニテ200人當り1エーカー公園ノ時ハ全市面積對公園面積 = 100 : 20外ニ自由野地ヲ必要トス

2. 各意見參照ノ結果次ヲ適當トス (1)児童公園半哩誘致園内2エーカル遊戯場

假定及前提 1. 各兒童當り5042フキート 2. 誘致半哩 $\frac{1}{4}$ 哩

3. 14才兒童數全人口ノ $\frac{1}{4}$ 4. 1エーカー當り12軒1住密度

イ 戶數割人口 42人

ロ 1エーカー當り 50人

ハ $\frac{1}{4}$ 哩誘致園内兒童數 1560人

2. 運動場人口1000人當り3エーカー運動場

3

18 プロシヤ一般區畫整理地區内綠地保存標準

- 區畫整理地 7% 遊 戲 場
- " 4% 小兒遊戲場
- " 54% 近隣公園
- " 14% 遊 通 路
- 附 5. " 21% 道 路 蔽 地

19 英國ノ一般區畫整理地區内綠地保存標準
[註] 蔽地ノ10%自由空地

特 = 兒童公園 及ビ 近隣公園 並 = 運動場 = 就テ

1. ハーバード氏 1エーカー = 300人同時遊戯ノ飽和狀態ト稱ス

2. ツツドグラムブン氏紐育教育局體育教授

1. 各兒童當り最少限度30Sq. フィート

2. フ 合計面積中 $\frac{1}{4}$ パークシ機械的照明ヲ必要トシ

ロ " 60%ハ學校ニ直接セシメ近接公園ノ用ニモ供ス

ハ " 運動場ノ公園ニシ利用ス

3. 人口10,000ノ中心ニハ都ノトモ運動場トシテ400×600ft1個ヲ必要トシ50000人ニナルトノニ

倍フ必要トス

3. 英國社會學會

1. 遊戲ニ必要トスル設備アル遊戲場

イ 200人兒童ニ對シ單ニ廣場ヲナス遊戲場(區畫割ナキ)

1. 各上級兒童ニ對シ 1人當リ 20Sqフキート

2. 下級兒童ニ對シ

ロ 200人以下兒童ノ單ニ廣場遊戲場ニハ合計2000Sqフキート

1. 各上級兒童ニ對シ 1人當リ 10Sqフキート

2. 下級 " 6 "

2. 遊戲ノ設備ナル遊戲場

イ 200人以上兒童アル所ハ單ニ廣場遊戲場

1. 各上級兒童ニ對シ 1人當リ 30Sqフキート

2. 下級 " 16 "

ロ 200人以下兒童アル所ヘノ單ニ廣場遊戲場

1. 各上級兒童ニ對シ 1人當リ 20Sqフキート

2. 下級 " 6 "

4. ツロント兒童遊戲協會

150人兒童 1エーグル遊戲場最小限度

2 " 月約 \$25家賃ノ並ブ地區ニ於テ 1 周歲致半經ノ場合ニ於ケル最小限度トス

3 " 尚可ナリ

5. ミネアポリスノ意見

各15,000市民當リ兒童遊園 1エーグル必要トス

5,000市民當リ近隣公園 1 "

10,000市民當リ運動場(野球蹴球トラック) 1 "

6. 英國ジュベニールオルガニゼーションコソミフチ一

運動場ハ人口1,000人當リ2.5エーカ

假定及前提

1. 14才以下ノ兒童ハ(男女)小學校在學ニ付土曜以外ノ日青年遊戲場ヲ使用スルコトヲ得

2. 25才以上ハ運動場設備不要 但シ將來ハ多少必要アルベシ

3. 14才—25才間人口ノ $\frac{1}{10}$ ハ土曜日以外ニ遊戲スルコトヲ得

4. 1週間三日以上ハ疲勞ノ爲メ使用セズ

5. 現在青年及處女數ノ $\frac{1}{3}$ ノミ競技可能ナル運動場ノ要ナシ

7. アーバーフロービー教授(リヴァーナル大學都市計劃科教授)

兒童1人當リ50Sqフキート

特 = 學校園或ハ運動場 = 就テ

1 ヘンリ一、エス、カーチス氏 (北米合衆國教育局出版機能的學校園ヨリ)

1. 郊外學校園 2エーケル
2. 郊外學校園土曜日及夜間年長者ニ開放スルモノ 3エーケル
3. 附 震外運動場ニシテ遠足ニモ利用出来ルモノ 10エーケル
4. 市内中學校 女子ニモ特別施設ヲスル 10エーケル
5. 市内小學校園最小限度 40Sqフキート 各兒童1人當リ

2 ベイリ一組織ノ學校

1. 最初ノモノ 2エーケル 第2番目設立4エーケル
2. 最近ノモノハ断シテ20エーケルニシテ標準ト考ヘラル

3 プロシヤ政府ノ命令

1. 義務教育者ノ學校運動場 各兒童當リ 2qm最小限度
2. フランス國規定 各兒童當リ 5qm

5 ロンドン

最近新設サルルモノノ標準各兒童當リ空地 3.8—4.47qm

6 ドイツ體育增進中央委員會案 最小限度各兒童當リ 3.qm

- 7 亞米利加遊戲協會 (プレイグランドドクターレショノ アツソシエーション)
兒童1人當リ 50×70Sqフキートラ最小限度トス

各種公園一個當リ最小限面積ニ關スル諸説

1. ハンバー氏説

4. 幼兒公園最小限 2.00Sqフキート

附最大限 假定 1. 誘致半經1哩

2. 1エーケル當リ人口200人 人口ハ $\frac{1}{2}$ 以下トス

3. 該幼兒同時來園全幼兒ノ $\frac{1}{4}$ トス

結論 11.000Sqフキート乃至1エーケル

□. 兒童公園

最小限 3.000Sqフキート 備考 假定 1. 誘致半經1哩

2. 1エーケル當リ200人密度

該人口ノ $\frac{1}{2}$ 12才以下六才以上ノ兒童トス

3. 該兒童ノ同時兒童公園來遊

結論 最大限 7エーケル

△. 男女子戶外體操場 200人兒童ニ對スル最小限 20.00000Sqフキート

理想的ニシテ500人乃至600人當リ兒童ニハ70.0000Sqフキート

□. 運動場 最小限 (各種設備ヲ施設セルモノ) 4エーケル

備考 假定 1. 誘致半經1哩

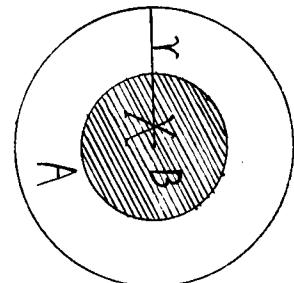
2. 10.000人當リ 1エーケル運動場

3. 1 ゼータル當り人口 100人
結論 適當ノ1個當り運動場大サ 6 ゼータル
2. ミネアポリスノ意見 1個當り兒童公園最小限度 1 ゼータル
" 近隣公園 " 2—4 ゼータル
3. 獨逸國民體育增進中央委員會 " 運動公園 " 2—10 ゼータル
- 最低設備 1. 投球 必要面積60m×25m各人ノ同時運動5—10m²トス
運動場最低限度 4ヘタダ
2. 蹴球 必要面積10m×65—75m即チ120m×140 (約15ヘタダ—) 2組蹴球乃至8組投球
4. オリンピック運動獨逸中央委員會 最低限度1個當り運動場 2.06ヘタダ
(110m×65 蹴球場 400mトラック運動設備可能)
5. 獨逸ニテハ10ヘタダ未満ハ一般公園ノ觀念ニ入レズ
6. ネルソンレビース氏 (総務ニ土地評價局長都市計劃技術師)
- 50エーカー以上ニアザレバ都市公園ト認ヌラレズ
7. 獨逸ニ於テ公園新設ニ當リ面積決定ニ關スル計差ノ根據
假定前提 1. B公園面積 A添致半徑トノ住居地
2. A中=70%小住宅 22%中流住宅 8%上流住宅

3. 建築階級ニヨル總敷地必要自由空地%
O 階 級 36.4%
I及A " 29.3%
B " 19.2%
C及D " 15.3%
E及F " 10.6%
4. 即チO階級ニヨル $\frac{A+B}{B} = \frac{110}{36.10}$
5. A+B=(r+X)²π B=X²π
63.6×2—72. 8r×—36.4r²=0
6. r=16K_mトスルトキ公園ノ大サ
 $\times = \frac{116.5 = \frac{13570 + 23650}{1273}}{1273} = 2.43K_m$
- 即チ公園2. 43K_m半徑圓ト同様面積ヲ必要トス

各種公園説致半徑ニ關スル諸説

1. ハーバード氏説 兒童公園 1哩(3町41間強)
運動公園 $\frac{1}{2}$ 哩(7町22間5)
近隣公園 $\frac{1}{2}$ 哩(")



特別運動公園 (野球・蹴球・トラック用) 1哩徒步距離 = 加フル = 5 セント以内電車

貨支拂距離

2. ジョガースリー氏説

未ダ歩マザル幼兒 1哩

6歳以下 = テ步行スル幼兒 1/4哩 (但シ軌道ヲ横断セザル場合)

6歳以上12歳未満兒童 1/2哩

12歳以上17歳以下 3/4哩

野球等運動場 1哩 = 加フル = 5セント電車貨支拂距離

3. ペーラー氏説

兒童公園 1哩

運動場 1/2哩

4. ジョージアーベラミー氏説 幼兒公園 2街廓長サ 兒童公園3—4街廓長サ

10エーケル以上 運動公園 1哩

10エーケル以上100乃至500エーケル公園 全市

5. アーサーユミー氏説

$$\text{誘致半径} = \frac{1}{5} \sqrt{\text{エーケル面積}} \text{哩}$$

公園面積	誘致半径	公園種別
2エーケル	0.3	兒童公園
25	1.0	近隣公園

公園道路ノ誘致半径ハ道路中公園化帶ノ巾員10倍ノ兩側沿道地トス

6. マルチルワグネル氏説

1. 児童公園 0.8Km或ハ 10分—15分以内

2. 運動公園 20分—30分以内

3. 都市公園 1週二度訪問可能必要 20分以内

4. 森林公園 30分以内

但シ森林公園ノ交通機關利用止ムヲ得ズ

7. 獨逸ニ於ケル公園現在 多キサニヨル誘致半径算定大體標準

假定及前提 1 B公園50ヘクターダサ $r = \text{公園面積} = \text{相当}$

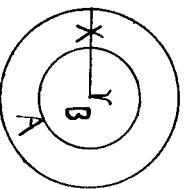
約半径即チ398m 約400m

A 誘致サルベキ居住面積半径

2. 住居地中70%小住宅 22%中住宅 80上流住宅

3. O 建築階級ニヨリ

$$\frac{A+B}{B} = \frac{100}{36.4} \text{ リ 比例生ズ}$$



(各種公園1個當り最低面積ノ項参照)

$$A + B = (X + r)^2 \pi \quad B = r^2 \pi$$

$$X = \frac{-2 \times 36.4r}{2 \times 36.4} = 26.3_m$$

即手50ヘタタ一而積ノ公園ニテハ説教引經トシテハ263mヲ認ムルモノトス

日本獨逸英國米國各都市公園面積統計

一
線欄八不詳トス

日本都市公園統計

日本都市公園統計ハ主トシテ大正十年末都市計劃局衛生局發各府縣ニ紹介シタル臺帳ニ基クモ震災ノ爲メ臺帳燒失謄寫聚集セル統計原稿ニ依リ符合スル事ヲ得ズ從テ精確ナルモノニ非ズ

万正士全集卷之三

市面積ノ同様ナ體ナ正十年未現在面積ニ依リ其後ノ異動ヲ加算セス
市面積ノ六大城市ノ都市計画局調査ニ依レ

面積アルヲ以テ人口トノ比例公園面積其他比例等ニ付テ異動ヲ生ジタル處アルコト勿論ナルベキモ調査材料不備ノ爲メ完璧ヲ得ズ

市面積ニ付テハ震災前ハ平方哩若クハ平方里ニテ表セル都市多ク各方面ノ調査ニ常ニ相違アリ從テ平方哩若クハ平方里ノ換算方法ヲ異ニスル或ハ其他ノ測定方法ノ相違ヨリ甚ダ精確ヲ期シ難ク甚シキニ至リテハ八百坪級ノ相違アリ材料不備ノ爲メ符合スルヲ得ズ今最纏レル市勢要覽ヲ参考トシタリ千坪以下四捨五入

人口對市坪比例前述ノ如ク市坪ノ精確ヲ期シ難ク從テ大體ノ概念ヲ得ル爲メ坪以下切捨
音里或經音費、歸音費、ノ合ノノノモノノリヨ、母系文ヘモ日本ニノノリ唯ナノン

四捨五入

一、北米合衆國都市公園統計

合衆國都市中特ニ著名ノモノ及人口ニ基ク各級ヲ擇擇セリ

一九一六年商業統計課發行各都市公園其他娛樂機關統計ニヨル北米合衆國ニテハ隣接郡等ニ於テ隣接市ノ爲メニ
廣大ナル森林保存地等ノ計劃ヲナスモノアリ例之「シカゴ」ノ如キ隣接郡「クック」ハ廣大ナル森林保存地計劃ヲ有
シ「シカゴ」市ノ公園ト相關聯シ完全ナル系統ヲ樹テ今ヤ其一部一六、〇〇〇、〇〇〇坪ノ買收ヲ終リ主トシテ「
シカゴ」市民ノ利用ニ便セリ此ノ類ノ公園系統ハ合衆國都市ニ多ク見ル處ナルモノ各都市ニ關シ此等効用公園面積
ノ統計見當ラズ本統計ハ主トシテ市所有公園ニ關スルモノノミナルヲ以テ市民利用公園ニ關スル全公園系統々計
ノ概念ヲ表ハセルモノニ非ズ

人口千人以下四捨五入

市面積ハ一九一五年六月一日現在ヨーグルヲ一一一四坪ニ換算千以下四捨五入公園敷地外ノ運動場ヲ除ク

公園面積水面ヲ含ム換算前同様

人口及面積管理費等ノ比例ハ記載數字以下一位四捨五入セリ

管理費一弗ヲ一圓トシ換算千圓以下四捨五入

公園管理街路並木費等モ含ム從テ正確ノモノニ非ズ

公園評價額換算前同様千圓以下四捨五入 但シ博物館美術館溫室動物園ノ評價額ヲ除ク

一、獨逸都市公園統計

獨逸都市中特ニ著名ノモノ及入口ニ基ク各級ヲ選擇セリ一六一六年度獨逸都市ニ依レリ

人口ハ公園面積統計ト對照上特ニ一九一三年四月一日現在ヲ採レリ

市面積水面ヲ含ム一ヘクタール 100m^2 五坪ニ採算千坪以下四捨五入

公園面積ハ市土地臺帳中 OHertliche Park-andGartenanlagen ニ屬スルモノヲ前同様ノ換算ニテ記載セリ

人口及面積ノ管理費比例ハ記載數字以下一位四捨五入セリ

管理費ハ一マークハ四十八錢ノ換算千圓以下切捨タリ街路並木費苗圃費ヲ含ム故精確ニ非ズシユレーベルガルテン費ヲ包含スルヤ否ヤ不詳トス 參考市内公有地面積二アール以上市有綠地市内所有森林面積換算ハ前同様年度ハ一九二二年度トス

一、英國都市公園

獨逸書Familengästen and andere Kleingästen=Bestrebung in ihrer Bedeutung fur Stadt und Land
中ヨリ一九一〇年

28 Annual Report of Metropolitan Public Gardens Association ニヨルモノヲ抜萃セリ

市面積水面積モ々々 Statesmans Year-book (1924) 中ヨリ一九二二年現在ヲ抜萃セリ、大英百科字典ト照合スルニ市面積ハ一九〇一年ト殆シド相違ナキガ如シ

人口對照ノ便ノ爲メ特ニ一九〇一年度統計ヲ掲ゲタリ

參考人口ハ Statesmans Year-book (1924) 中ヨリ一九二二年統計ヲ抜萃セリ
×印市面積ノ大英百科辭典(一九二四)ニ依ル

換算方法前同様

都市名	人口 千人(約)	面積 千坪(約)	都市面積 公園面積 百分比	都市面積 公園面積 百分比	人口 人/付坪	人口 人/付坪	市千坪 當り人	公園千 坪當り人	大 正 十年度 人口 千圓(約)	正 當 費	人口 一人 管理 費(約)
東京	2,173.	24,738.	612.	2.5	11.	0.3	91.	3.33.	130.4	6.4	
大阪	1,252.	17,683.	81.	0.5	14.	0.1	71.	10.90.	7.86	6.3	
大神	603.	11,427.	54.	0.5	18.	0.1	56.	10.90.	3.20	5.3	
名古屋	439.	12,318.	84.	0.7	28.	0.2	16.	5.00.	7.41	16.9	
京	591.	9,799.	60.	0.6	16.	0.1	62.	10.00.	—	—	
横濱	422.	11,464.	24.	0.2	27.	0.1	37.	10.00.	18.1	4.3	
崎島	176.	12,410.	17.	0.1	70.	0.1	14.	10.00.	7.5	4.3	
長崎	160.	8,258.	51.	0.6	51.	0.3	20.	8.33.	1.3	1.1	
吳	144.	4,174.	41.	1.0	29.	0.3	34.	8.33.	9.7	6.7	
瀬戸	133.	6,765.	29.	0.4	52.	0.2	19.	5.90.	2.9	3.0	
瀬戸	129.	3,924.	118.	3.7	23.	0.9	48.	11.10.	18.6	10.5	
澤	118.	5,225.	37.	0.7	44.	0.3	28.	8.33.	1.3	1.1	
金	103.	17,305.	126.	0.7	160.	1.2	6.	.88.	4.0	3.7	
仙	108.	4,199.	46.	1.1	40.	0.4	25.	2.50.	2.9	2.8	
小鹿	102.	6,612.	26.	1.8	66.	1.5	55.	9.6	9.4		
兒島											
札幌											

八幡	100.	6,205.	24.	0.4	62.	0.2	16.	5.00.	—	—	
岡山	95.	4,379.	52.	1.2	46.	0.5	22.	2.00.	—	—	
福岡	94.	7,115.	111.	1.6	75.	1.2	18.	3.3.	15.3	16.3	
新潟	92.	6,031.	11.	0.2	65.	0.1	15.	10.00.	3.9	4.2	
横須賀	89.	3,761.	10.	0.3	42.	0.1	24.	10.00.	1.4	1.0	
佐世保	87.	3,499.	—	—	40.	—	25.	—	—	—	
堺	84.	2,566.	56.	2.2	30.	0.7	33.	1.43.	10.2	12.1	
和歌山	83.	1,990.	62.	3.1	24.	0.7	42.	1.43.	11.6	14.0	
静岡	74.	1,983.	8.	0.4	26.	0.1	38.	10.00.	2.1	2.8	
下關	72.	4,740.	24.	0.5	65.	0.3	15.	8.33.	—	—	
門司	70.	3,425.	22.	0.6	47.	0.3	21.	3.33.	1.4	1.9	
熊本	68.	1,728.	4.	0.2	24.	0.1	42.	10.00.	1.0	1.4	
大橋	65.	3,266.	59.	1.9	48.	0.9	21.	1.10.	3.0	4.4	
豊橋	64.	3,933.	5.	0.1	100.	—	10.	—	—	—	
濱松	64.	2,589.	2.	0.1	40.	0.0	25.	0.00.	—	0.2	
大牟田	63.	4,806.	45.	0.9	76.	0.7	18.	1.43.	—	—	
宇都宮	62.	3,097.	2.2	500.	1.1	20.	0.70.	5.4	8.7		

前富	橋山	62.	.592.	13.	0.4	57.	0.2	18.	5.00.	2.4	3.8
富旭	山川	61.	2.039.	8.	0.1	38.	0.0	31.	2.00.	1.4	1.8
旭川	井	61.	5.211.	55.	1.1	85.	0.9	12.	1.10.	2.0	1.6
川井	府	56.	7.092.	21.	0.3	124.	0.4	8.	2.50.	2.4	4.2
井府	甲	2.456.	2.491.	36.	1.4	44.	0.6	28.	1.67.	3.1	5.5
府甲	宝	56.	23.557.	28.	0.1	420.	0.5	2.	2.00.	0.5	0.9
甲宝	松	51.	1.218.	13.	1.1	23.	0.3	48.	3.00.	3.8	7.5
宝松	松	49.	3.359.	18.	0.4	68.	0.3	15.	3.33.	0.4	0.8
松松	若	49.	3.706.	20.	0.5	75.	0.4	13.	2.50.	—	—
若高	高	49.	1.717.	43.	2.5	35.	0.9	29.	1.10.	2.1	4.3
高青	山	48.	2.239.	37.	1.7	45.	0.8	22.	1.25.	0.4	0.3
青山	津	48.	5.557.	22.	0.4	115.	0.4	9.	2.50.	0.9	3.9
津青	津	47.	3.406.	24.	0.5	72.	0.5	14.	2.00.	1.7	3.6
津津	高	46.	2.968.	166.	5.6	64.	3.6	16.	28.	13.2	23.7
高高	姫	45.	1.726.	21.	1.2	38.	0.5	26.	2.00.	18.7	41.5
高姫	路	43.	3.146.	—	—	72.	—	14.	—	—	—
路久	留米	43.	5.319.	1.	0.0	123.	0.0	8.	0.03.	—	—
留米	分澤	43.	5.365.	12.	0.2	124.	0.3	8.	3.33.	0.3	0.7
分澤	小倉	33.	7.36.	—	—	—	—	—	—	—	—

足利	33.	2.729.	9.	0.3	82.	0.3	12.	3.33.	2.1	6.4
佐賀	33.	2.606.	9.	0.3	78.	0.3	13.	3.33.	—	—
千葉	33.	3.826.	9.	0.1	115.	0.1	9.	10.00.	—	—
石川	33.	2.152.	30.	1.4	64.	0.9	16.	1.10.	1.9	6.3
明弘	32.	1.510.	87.	5.7	48.	2.7	21.	37.	2.9	9.1
前川	31.	4.012.	28.	0.7	129.	0.9	34.	1.10.	0.6	1.9
津	30.	5.959.	—	—	177.	—	56.	—	—	—
治山	29.	2.184.	4.	0.2	75.	0.1	13.	10.00.	—	—
鳥高	29.	2.553.	12.	0.5	80.	0.4	13.	2.50.	—	—
鳥取	28.	2.145.	—	—	76.	—	13.	—	—	—
大山	27.	1.353.	8.	0.2	43.	0.1	21.	10.00.	2.3	8.2
一尾	27.	2.759.	4.	0.2	101.	0.1	10.	10.00.	2.5	9.3
上丸	26.	1.425.	2.	0.1	54.	0.1	19.	10.00.	0.8	8.1
守和	26.	5.550.	10.	0.2	215.	0.4	5.	2.50.	0.2	0.8
松江	24.	3.047.	3.	0.3	129.	0.3	8.	3.33.	2.0	8.8
	21.	9.854.	33.	0.4	469.	1.6	2.	62.	—	—
	37.	1.455.	15.	1.0	39.	0.4	26.	2.50.	—	—

アメリカ合衆國都市公園之統計

市 名	人 口 (十五年 度中期) 約千人	市面積 (但シ水面 ヲ含ム) 約千坪	市所有市内外公園		都市面積 對市内公 園面積 百分比	人 口			面 積		公園管理費		公 園 備 考
			總面積 千坪(約)	市内公園 面積 千坪(約)		人口一人 ニ付市坪 (約)	人口一人 ニ付公園 面積 坪	人口一人 ニ付 市坪 (約)	市面積 千坪當り 人(約)	市内公園 面積 千坪當り 人(約)	管理費 千圓(約)	市民一 人當り 管理費 圓	
						面 積	面 積	面 積	面 積	面 積	面 積	面 積	
ニユーヨーク	5,468.	×224,671.	9,440.	全	4.2	41.	1.7	全	24.3	590.	8,380.	1.53	1,298,441.
シカゴ	2,448.	153,627.	4,669.	4,630.	3.0	63.	1.9	1.8	15.9	553.	5,064.	2.07	113,391.
フィラデルフィア	1,684.	103,958.	6,732.	全	6.5	62.	3.9	〃	16.1	255.	3,551.	2.11	61,228.
セントルイ	749.	48,075.	3,031.	全	6.3	64.	4.0	〃	15.6	250.	926.	1.24	27,196.
ボストン	746.	× 33,797.	3,301.	△3,259.	9.5	45.	4.4	4.3	22.2	232.	2,250.	3.02	138,420.
クリーブランド	657.	41,270.	2,644.	2,064.	5.0	63.	4.0	2.1	15.9	322.	834.	1.27	57,945.
バルチモア	585.	24,792.	2,768.	全	11.2	42.	4.7	〃	23.8	213.	946.	1.62	14,468.
ピッツブルー	572.	32,689.	1,617.	全	5.0	57.	2.8	〃	17.5	357.	884.	1.55	36,380.
デトロイト	563.	33,288.	1,141.	△ 969.	2.9	59.	2.0	1.7	16.9	590.	814.	1.45	58,625.
ロサンゼルス	490.	225,775.	5,052.	全	2.3	461.	10.3	〃	2.1	97.	520.	1.06	21,238.
バツフアロ	465.	33,087.	1,197.	1,007.	3.0	71.	2.5	2.1	14.0	458.	657.	1.41	25,063.
サンフランシスコ	460.	36,426.	2,566.	2,076.	5.7	79.	5.4	4.5	12.7	222.	743.	1.62	68,290.
ミルウォウキ	428.	20,254.	1,165.	846.	4.2	47.	2.7	1.9	21.2	523.	1,891.	4.25	10,312.
シンシナチ	406.	55,413.	3,060.	全	5.5	136.	7.5	〃	7.4	133.	633.	1.56	14,787.
ニューウーク	399.	18,331.	40.	全	0.2	46.	0.1	〃	21.7	10,000.	955.	2.39	28,154.
ニューオルレアン	366.	153,539.	720.	全	0.5	419.	1.9	〃	2.4	523.	371.	1.01	12,595.
ワシントン	361.	47,012.	3,754.	全△	8.0	130.	10.3	〃	7.7	97.	1,177.	3.26	8,891.
ミネアポリス	353.	41,518.	3,719.	3,136.	7.4	118.	10.5	8.8	8.5	114.	1,013.	2.87	15,997.
シヤトル	331.	74,010.	1,769.	全	2.3	223.	5.3	〃	4.7	189.	441.	1.33	18,914.
ジャーシーシチー	300.	15,041.	66.	全	0.4	50.	0.2	〃	20.0	5,000.	205.	0.68	2,282.
キャンサスシチー (ミズーリ州)	292.	46,886.	2,435.	全	5.2	160.	8.3	〃	6.2	120.	550.	1.88	30,037.
ポートランド	272.	41,878.	1,368.	878.	2.1	154.	5.0	3.2	6.5	330.	324.	1.19	7,847.
インチアナボリス	266.	27,523.	2,094.	2,040.	7.5	103.	7.8	7.6	9.7	132.	1,055.	3.97	6,072.
デインヴア	253.	46,022.	4,552.	1,542.	3.3	182.	19.3	6.0	5.5	167.	701.	2.77	12,604.
ロツチエスター	251.	18,790.	1,962.	全	10.5	75.	7.8	〃	18.3	132.	396.	1.58	6,712.
コロムバス	210.	17,512.	342.	全	2.0	83.	1.6	〃	12.1	620.	195.	0.93	932.
オークランド	195.	47,159.	476.	全	1.1	242.	2.4	〃	4.2	417.	479.	2.45	13,061.
ウォーチエスター	160.	30,152.	1,337.	1,198.	4.0	188.	8.4	7.5	5.3	135.	163.	1.02	3,659.
ニューヘブン	147.	17,552.	1,360.	×1,087.	6.2	119.	9.2	7.4	8.4	137.	244.	1.65	2,310.
メンフィス	146.	15,568.	1,539.	1,474.	9.5	107.	10.5	10.2	9.3	100.	177.	1.21	12,694.
スポーツカン	143.	30,747.	2,367.	1,590.	5.3	215.	16.5	11.2	4.6	90.	161.	1.13	2,866.
ペターソン	137.	6,557.	199.	全	3.1	48.	1.4	〃	20.8	714.	148.	1.08	1,111.
デイトン	126.	13,020.	98.	46.	0.4	103.	0.7	0.3	9.7	3,330.	58.	0.46	1,399.
ブリツヂポート	119.	13,985.	424.	414.	3.0	117.	3.5	3.4	8.5	259.	151.	1.27	3,461.
ソートレーキシチー	114.	39,013.	206.	全	0.5	342.	1.8	〃	2.9	553.	99.	0.87	1,446.
ケムブリツヂ	112.	5,117.	200.	全△	3.9	46.	1.7	〃	21.7	590.	254.	2.27	11,466.
ハートフォルド	109.	13,551.	1,566.	全△	11.6	124.	14.3	〃	8.1	70.	197.	1.81	4,364.
タコマ	108.	34,174.	× 1,355.	159.	0.5	316.	12.5	1.4	3.2	714.	178.	1.65	3,248.
カムデン	104.	6,157.	148.	全	2.4	59.	1.4	〃	14.9	714.	298.	2.87	1,045.
スプリングフィールド (オハイオ州)	103.	25,924.	742.	全	2.9	252.	7.2	〃	3.9	139.	182.	1.77	7,045.
キャンサスシチー (カンザス州)	97.	12,893.	367.	全	2.6	133.	3.7	〃	7.5	257.	126.	1.30	1,913.
ノーフォーク	89.	7,303.	174.	全	2.4	82.	1.9	〃	12.2	523.	72.	0.81	1,694.
エリザベス	86.	7,626.	30.	全	0.4	89.	0.3	〃	11.2	3,330.	17.	0.20	431.
エークロン	83.	8,993.	214.	全	2.4	108.	2.5	〃	9.3	400.	13.	0.16	1,360.
ハリスブルー	71.	6,781.	1,067.	全	15.8	96.	15.0	〃	10.4	67.	164.	2.31	2,010.
サクランメント	65.	10,906.	1,125.	112.	1.1	168.	17.3	1.7	5.9	588.	261.	4.02	4,762.
アルトーナ	58.	2,687.	28.	7.	0.3	46.	0.4	0.1	21.7	8,275.	2.	0.03	82.
アトランチックシチー	56.	3,573.	28.	全	0.8	64.	0.5	〃	15.6	2,000.	53.	0.95	2,309.
サンデアヨ	51.	57,933.	2,430.	全	4.2	1,136.	47.6	〃	0.8	21.	313.	6.14	22,803.
オーガスタ	50.	7,584.	61.	全	0.8	152.	1.2	〃	6.5	832.	22.	0.44	299.
パサデナ	45.	10,356.	171.	79.	0.8	230.	3.8	1.7	4.3	588.	266.	5.91	1,000.
バタタモン	43.	4,053.	95.	ナシ	—	94.	2.2	無	1.05	455.	4.	0.09	6.
スプリングフィールド (ミズーリ州)	41.	6,168.	92.	43.	0.7	150.	2.2	1.0	6.7	1,000.	22.	0.54	171.
デカツウール	39.	5,249.	224.	118.	2.2	125.	5.7	3.0	7.4	333.	45.	1.15	404.
ナイアガラフォール	36.	8,531.	5.	全	0.05	236.	0.1	〃	4.25</				

獨逸都市公園之統計

都 市 名	人 口 (一九一 三年四 月現在 千人(約))	市面積 千坪(約)	市内公 園面積 千坪(約)	參 考 市内市所 有 森 林 千坪(約)	參 考 2ar 以上 市所有 綠 地 千坪(約)	參 考 公有地 但市外 (ヲ除ク) 千坪(約)	市面積 對市内公 園面積 百分比	人 口		面 積		管 理 費 (1912年度)	
								人 口 一 人 市坪 千坪 =付市坪	人 口 一 人 市坪 千坪 =付公園 坪	市坪 千坪當 リ人口 人	市 公 園 面 積 市坪 千坪當 リ人口 人	支 出 人 口 一 人 合 計 千圓(約)	人 口 一 人 當 理 費 圓
ペルリン	2,088.	19,216.	1,118.	—	523.	1,976.	5.8	9.2	0.5	108.7	2,000.	—	—
ハムブルヒ	1,015.	37,270.	836.	590.	1,478.	—	2.2	36.7	0.8	27.2	1,220.	291.	0.29.
ミュンヘン	631.	28,943.	2,339.	—	27.	5,118.	8.1	45.8	3.7	21.8	270.	225.	0.36.
ライプチヒ	613.	22,275.	760.	2,350.	1,431.	7,661.	3.4	36.3	1.2	27.6	831.	341.	0.56.
ドレスデン	558.	21,131.	—	471.	309.	1,531.	—	37.8	—	26.5	—	175.	0.31.
ケルンアムライン	541.	35,518.	914.	555.	405.	5,642.	2.6	65.6	1.7	15.3	588.	317.	0.59.
ブレスラウ	537.	14,855.	946.	102.	710.	3,790.	6.4	27.6	1.8	36.2	555.	259.	0.48.
フランクフルトアムマイン	436.	40,768.	429.	10,344.	493.	16,048.	1.1	93.5	1.0	10.7	1,000.	290.	0.67.
デュッセルドルフ	397.	33,744.	1,723.	—	—	5,794.	5.2	84.9	4.3	11.8	232.	—	—
ニュルンベルヒ	359.	19,893.	608.	—	—	2,862.	3.1	55.4	1.5	18.1	666.	112.	0.31.
シャーレロッテンブルヒ	324.	7,091.	757.	559.	405.	1,411.	10.6	21.8	2.3	45.8	435.	379.	1.17.
ハンノヴァー	311.	30,169.	298.	2,808.	—	7,216.	1.0	97.0	1.0	10.3	1,000.	192.	0.62.
ヘムニッツ	308.	18,321.	401.	1,033.	2,477.	3,032.	3.0	43.2	1.3	23.2	770.	121.	0.39.
スツットガルト	303.	19,733.	314.	2,834.	169.	4,925.	1.6	65.1	1.0	15.7	1,000.	92.	0.30.
マグデブルヒ	287.	32,688.	—	—	—	5,818.	—	113.6	—	8.8	—	—	—
ブレーメン	259.	16,132.	—	—	—	—	—	62.2	—	16.2	—	54.	0.21.
ケュニヒベルヒ	258.	13,363.	363.	—	145.	2,541.	2.7	51.7	1.4	19.3	714.	133.	0.52.
プロイセン													
ステツチン	244.	24,350.	136.	3,890.	3,382.	13,023.	0.6	99.7	0.6	10.0	1,665.	62.	0.25.
ドルトムント	240.	9,312.	360.	2,754.	1,688.	1,650.	3.8	38.8	1.5	25.8	666.	770.	0.32.
マンハイム	219.	22,349.	674.	2,609.	—	8,422.	3.0	102.0	3.1	9.8	325.	188.	0.86.
キル	217.	18,356.	—	480.	51.	3,409.	—	61.5	—	16.3	—	61.	0.28.
ハツレアムザーレ	189.	12,247.	260.	—	—	2,084.	2.1	64.7	1.4	15.5	714.	71.	0.38.
シュトラースブルヒ	184.	23,544.	245.	5,419.	6,334.	8,377.	1.0	127.9	1.3	7.8	768.	57.	0.31.
シエーネブルヒ	182.	2,865.	—	—	—	258.	—	15.7	—	63.8	—	66.	0.36.
アルトナ	181.	6,596.	158.	330.	—	1,652.	2.4	36.4	0.9	27.5	1,110.	89.	0.49.
ダンツヒ	177.	11,100.	438.	153.	1,739.	1,106.	3.9	62.7	2.5	15.9	400.	38.	0.21.
エルベルフエルド	172.	9,481.	704.	661.	121.	1,079.	7.4	55.1	4.1	18.2	244.	62.	0.36.
バルメン	171.	6,567.	826.	—	—	1,220.	12.6	38.4	4.8	26.2	208.	—	—
ボーゼン	162.	10,261.	119.	—	260.	1,077.	1.2	63.3	0.7	15.8	1,430.	91.	0.56.
アツヘン	160.	15,317.	—	3,668.	—	4,376.	—	95.7	—	10.4	—	84.	0.53.
キヤツセル	155.	11,855.	533.	51.	48.	1,285.	4.5	76.4	3.4	13.1	294.	56.	0.36.
カールスルーエ	138.	13,408.	236.	1,834.	—	4,677.	1.8	97.1	1.7	10.3	588.	113.	0.82.
クレフェルド	132.	14,376.	180.	453.	157.	1,984.	1.2	108.9	1.4	9.2	714.	73.	0.55.
ウイルヘルムスドルフ	132.	2,521.	92.	—	—	155.	3.7	19.0	0.7	52.6	1,430.	93.	0.70.
エルフルト	127.	14,713.	144.	—	—	1,510.	1.0	115.8	1.1	8.6	908.	73.	0.57.
プロウエン	126.	9,491.	—	1,226.	3,808.	2,287.	—	75.3	—	13.3	—	29.	0.23.
マイント	122.	12,261.	—	67.	—	794.	—	100.5	—	10.0	—	57.	0.47.
ウイスバー	106.	10,911.	128.	2,863.	—	3,764.	1.2	102.9	1.2	9.7	882.	98.	0.92.
ミュールハウゼン	96.	3,718.	177.	80.	209.	440.	4.8	38.7	1.8	25.8	556.	23.	0.24.
ハーゲンイン	94.	9,938.	54.	556.	765.	—	0.6	105.7	0.6	9.4	1,665.	12.	0.13.
ボーデン	91.	9,440.	—	364.	6.	904.	—	103.7	—	9.6	—	61.	0.47.
ウェルツブルヒ	87.	9,728.	359.	—	61.	—	3.6	111.8	4.1	9.8	244.	39.	0.45.
ダルムシュタット	86.	17,426.	122.	4,520.	5,097.	5,845.	0.7	202.6	1.4	4.9	712.	7.	0.08.
ゲルリツツ	85.	5,820.	438.	22.	306.	1,212.	7.5	68.4	5.2	14.6	192.	60.	0.79.
ビーレフェルド	81.	5,665.	43.	428.	690.	1,195.	0.8	62.5	0.5	16.0	2,000.	48.	0.59.
ツウイカウ	75.	8,506.	102.	715.	354.	1,255.	1.2	113.4	1.4	8.8	712.	22.	0.29.
トイテン	71.	6,833.	82.	—	—	—	1.2	96.2	1.2	10.4	834.	—	—
オベルシュレデ	70.	18,301.	26.	1,221.	1,457.	3,842.	0.1	261.4	0.4	3.8	2,500.	11.	0.16.
アムオーテル	62.	3,958.	419.	—	—	307.	10.6	63.8	6.8	13.7	147.	16.	0.26.
ビルデスハイム	57.	7,324.	143.	425.	—	2,539.	1.9	128.4	2.5	7.8	400.	19.	0.33.
レーベンスブルヒ	54.	6,042.	51.	—	—	392.	0.8	111.8	0.9	6.9	1,111.	—	—
ブロムベルヒ	22.	2,518.	28.	—	—	353.	1.1	114.4	1.3	9.0	770.	18.	0.82.

英 國 都 市 公 園 之 統 計

都 市 名	人 口 (1901) 千人	參 考 人 口 (1921) 千人	市 面 積 千坪(約)	市 內 公 園 面 積 千坪(約)	都 市 面 積 百分比	人 口		面 積	
						人 口 一 人 = 付 市	人 口 一 人 = 付 公 園	面 千 坪	公 園 千 坪
ロ ン ド ン	4,536.	4,928.	91,616.	7,299.	8.0	20.2	1.6	49.5	625.
グ ラ ス ゴ ー	760.	—	14,518.	1,268.	8.7	19.1	1.7	52.4	588.
リ ヴ ア プ ー ル	686.	803.	20,342.	923.	4.5	29.7	1.3	33.7	769.
マ ン チ ェ ス タ ー	543.	730.	26,549.	1,197.	4.5	48.9	2.2	20.5	455.
バ ー ミ ン ガ ム	522.	919.	53,368.	463.	0.9	102.2	0.8	9.8	1,250.
リ ー ズ	429.	458.	34,382.	903.	2.6	80.1	2.1	12.5	476.
シ ェ フ イ ル ド	380.	490.	30,514.	399.	1.3	80.3	1.1	12.5	908.
ダ ブ リ ン	373.	—	—	1,736.	—	—	4.7	—	213.
ペ ル フ ア ス 特	349.	—	20,311.	316.	1.6	58.2	0.9	17.2	1,111.
ブ リ ス ト ー ル	329.	377.	22,566.	819.	3.6	68.6	2.5	14.6	400.
エ デ ン バ ラ ー	316.	—	12,971.	1,568.	12.1	40.0	5.0	25.0	200.
ブ ラ ツ ド フ オ ル ド	280.	285.	28,006.	382.	1.3	100.0	1.4	10.0	714.
ハ ル	240.	287.	11,067.	198.	1.8	46.1	0.8	21.7	1,250.
ノ ツ チ ン グ ア ム	239.	262.	13,384.	386.	2.9	56.0	1.6	17.9	625.
セ ー ル フ オ ー ル ド	221.	234.	6,367.	183.	2.9	28.8	0.8	34.7	1,250.
ニ ュ ー カ ツ ス ル ア ン ダ ー タ イ ス	214.	274.	10,345.	288.	2.8	43.3	1.3	20.7	769.
レ イ ツ エ ス タ ー	211.	234.	10,509.	394.	3.7	49.8	1.9	20.1	523.
ボ ス ト ン	168.	178.	18,703.	41.	0.2	111.3	0.2	9.0	5,000.
ア ン ダ ー ラ ン ド	146.	159.	4,109.	75.	1.8	28.1	0.5	35.6	2,000.
ア バ ー デ イ ー ン	153.	—	8,081.	88.	1.1	52.8	0.6	18.9	1,665.
ク ロ イ ド ン	133.	190.	11,031.	394.	3.6	82.9	3.0	12.1	333.
オ ル ド ハ ム	137.	145.	5,797.	102.	1.8	42.3	0.7	23.6	1,430.
ブ ラ イ ト ン	123.	142.	3,115.	495.	15.9	25.3	4.0	39.5	250.
ウ イ レ ス デ ン	114.	—	—	191.	—	—	1.7	—	588.
ノ ル ウ イ ウ デ	111.	120.	9,667.	247.	2.6	87.1	2.2	11.5	455.
ブ リ マ ウ ズ	107.	209.	6,990.	201.	2.9	65.3	1.1	15.3	523.
ブ レ ス ト ン	106.	117.	4,852.	260.	5.4	45.8	2.5	21.8	400.

◎自由空地

法學博士 關

一

只今から三年前に和蘭の「アムステルダム」に國際都市計畫會議が開かれたのであります。此の會議は今日専ら問題になつて居ります地方計畫又は公園綠地の問題を論じて種々なる討議があつたのであります。其の報告者の中では「ハンブルグ」の建築局長であります「シューマーハー」氏が都市の綠地政策と云ふことを述べて居ります。其の中に斯う云ふことが書いてあります。土地は「ミダス」——日本で言へば大黒天の様に魔力を持つて居る——が小槌を振ひますれば總ての物が黄金化する様に大都市の膨張は今迄農耕地であつたものを悉く宅地化して之を黄金として了ふのである。併し人間は黄金の中では餓死する外はない。今日の大都市の市民は萬金を積んで食物に餓えて居る百萬長者の様なものである。若し今日の儘で捨てゝ置いたらば滋養物を供給する空地は全く消滅するであらう。斯う申して居るのであります。只今折下氏から既に御報告がありました。が我々から見れば非常に羨むべき獨乙の都市に於て尙且つ公園綠地等の施設に就て拮据經營致して居るのであります。顧みて日本の都市を見まするに維新以前多少有りました所の空地と云ふ空地は悉く建築地化したと言つても過言でない状態になつて居るのであります。大正十二年の關東大震災に於て東京市民を救つたものは何であります。芝公園と云ひ上野公園と云ひ皆徳川時代の遺物であります。明治の時代に出來た施設に依つて東京市民は救はれなかつたのであります。明治以後に於きました

ては色々な方面に於て文物の進歩は眞に燐然たるものがありましたがれども東京市末會有の大災厄の救助に絶大の効果の有つた空地の如きは全く之を閑却し否寧ろ之を破壊することしか行つて居らなかつたであらうと思ふのであります。斯う云ふ次第でありますから今日迄我々の觀念上に於て都市は建築物を以て覆はれた所であると云ふ様に考へられて居つたのであります。市が膨脹すれば市域の全體に建築物が設置されるべきものである。斯うした思想に基いて總ての計畫が樹てられて居た様に思ふのであります。斯うした考へ方は必ずしも日本許りでは無く最近に至る迄歐米に於ても同様な考へであつた様に思ひます。輓近田園都市の運動が起つて參りまして以來空地の問題が都市計畫の中心問題の地位を占めて居ると云つても差支ない程然く重要な問題として取扱はれる様になつたのであらうと思ひます。斯う云ふ譯でありますから此の土地を地域的に分けましてどうしても建築地域と永久に建築してはならぬと云ふ地域との二つに分けなければならぬと思ひます。此の思想は決して私の獨創と云ふ譯では有りません。一昨年に「普西亞」の都市計畫法の草案として發表されましたものゝ中に此の事が規定してあります。即ち地域を分けるのに空地から定めて行くのであります。建築地域は後廻しにするのであります。此の考へは實行上に於きましては困難に遭遇するのであります。併しそが只今の歐羅巴の都市計畫家の目指して居る所ではないかと思ふのであります。日本の都市計畫法に於きましては商業地域、工業地域、住居地域と云ふので何れも建築の種類に應じて建てる所を指定して居りますが空地の地域と云ふ様なことは一向現はれて居りませぬ。而も只今お話を種々なる空地を存置しようと云ふことは一般的の輿論となつて居ります。併し從來の關係から一概に空地を決めて掛ると云ふことも出來難い事情があり旁順次進めて行くより他に方法がない實情であります。とは云へさう云ふ様なことを

して居ると空地にはどしどへ建物が出來一旦出來た家は之を撤去することは容易でないであります。それでありますから法律上相當な空地を認めることが必要を主張して見たいのであります。然らば之等の都市に於て實際上どの位の空地一空地と申します中には公園も無論は入つて居ります一を必要とするか。獨逸あたりの専門家の中には色々説がある様で御座いますが實例として見ますと最近に獨逸に於て接續町村の編入を行つた大きな都市が二つあります。其の一は大柏林他の一つは大「ケルン」であります。此の兩都市に於きましては空地を永久に設置すると云ふことを實行もし又計畫も樹てたのであります。即ち柏林に於きまして千九百二十四年一一昨々年十二月一日から愈々實施しました建築條例に於きまして建築し得べきは地域六割、後の四割は家を建てゝはならぬ地域と云ふことを決めて居ります。又「ケルン」でありますが此の市に就ては「シユーマーハー」氏の計畫があります。「シユーマーハー」氏の計畫に依りますと約五割を建築すべからざる土地即ち運動の爲であるとか或は墓地であるとか農耕の目的であるとか或は遊場所に使ふものとかに振向けると云ふ意見を發表して色々の理由を擧げて居ります。要するに四割乃至五割の土地は建築してはならぬと云ふ様な我々から見れば隨分極端なる計畫が實行されると云ふ次第であります。「ケルン」は實行されたかどうか知りませぬが右様な次第でありますから今後我が日本の都市に於きましても空地を永久に維持する計畫を樹てなければならぬと思ふのであります。此の空地は前述の様な大きな面積と致しますと云ふと市内に於て之迄の様な先程來段々公園の種類のお話が御座いましたが此の空地を總て満すと云ふことは色々の點からして實行の出來ないことであります。従つて他の目的と合せて此の空地を維持して行くと云ふことが必要であらうと思ひます。或は空地を公園化することも御座いません。其れから動植物園と云ふ様な教化機

關と云ふ様なものを設けて空地を維持する方法もあらうと思ひます。即ち他の目的と合せて行る……一口に申しますれば實用的利用の目的で空地を維持する必要があると思ふのであります。之れは大體二つに分けることが出来ると思ひます其の一つは「スポーツ」の問題であります。運動本位の廣場、運動本位の各種の空地を維持が必要であると思ひます。他の一つは都市生活に最も必要である所の農耕勞働の爲の土地を維持する必要があります。大阪市の中に農産物が出来るのは甚だ奇妙であると云ふ御意見を屢々伺ふことが有りますが私共はさうした御意見を伺ふことを異様に感する次第であります。歐羅巴に於ける都市問題の運動の中には市内に農耕地を維持して行ふことを法律の規定を以て強制しようと云ふ様なことが盛に論議せられて居るのであります。市内の農耕地で米を作ると云ふことは經濟的に引合はないことであります。果樹栽培であるとか蔬菜栽培であるとか又は草花の栽培であるとか斯う云ふ方面のことをやりますれば一相當資本は要しますが一普通の園藝上の智識を以て努力致しすれば相應の利益が舉ると私は確信して居ります。上述の如き空地若は農耕地を永久に市域の中に維持していくと云ふことは是非共必要なことであると云ふことを主張致したいのであります。それから之等の空地維持を法律で強制し又實際に於て維持して行つて或程度迄は經濟上引合ふ様にすると云ふことは中々困難な問題であります。之に就ては如何なる實行方法を講すべきか皆様の御教へを仰ぎたいのであります。乍併大體論と致しましては市域内に市民に必要な綠地を維持すると云ふことは餘程六ヶ敷ことであります。於茲市域外適當の距離の個所に於て相當の計畫を樹て、行く必要が起るのであります。之は獨り市の力許りでは出来るものではありません。即ち地方計畫と云ふものが實際問題となつて來なければならぬと考へるのであります。二階の陳列室を見ますと英國の有名な

「ドンキヤスター」の地方計畫が發表されて居ります。大阪に於ても京都神戸と連絡した所の地方計畫を定めると云ふことをそろそろ始めて宜いではないかと思ふのであります。東京横濱間に於ても兩都市を包含した區域に相當の計畫を樹立する必要があらうと思ひます。尤も東京の都市計畫区域は非常に廣くなつて居りますから宜しいかも知れませぬが關西方面に於きましては京都大阪神戸を連絡致しまして綠地保存に就て相當なる計畫をそろそろ立て、宜いと思ふのであります。之を以て私の報告を終ります。

討 議

●都市の綠化に就て

江 崎 政 忠

只今折下さん並に關さんから段々公園及綠地の問題に就てお話を御座いましたが私は其の公園をどうすると云ふ様な大きな問題に就てお話を致しませぬ。若しさう云ふものが有つたならば之を如何にするかと云ふことを私の専門の見地から少しく申上げたいと思ひます。先刻御話がありました通り現在此の都市なり又其の周囲には樹木と云ふもの一獨り樹木に限らず其の他色々の青いもの一の保存を要すべきものが多々あります。併し此の頃では天然記念物として保存されて居るものも御座いますが其れ以外にも保護を必要とするものが少くないであります。而して餘程注意致しませぬと愛護の積りで行つて居ることが却つて害になつて遂には枯らしてしまふと云ふ様なことが

少くないであります。愛護の方法に就て一々詳しく申上げる餘裕を持ちませぬが斯う云ふものを保存するに就ては夫々専門の見地から其の途があるのであります。出来るだけの保護を加へて頂けば壽命を相當延ばすことの出来る場合に往々にして其の手當を誤つて居ると云ふ様なことは屢見聞する所であります。それから色々の空地や種類の異なる公園やを綠化すると申しましても唯綠化すると云ふだけでは意味を爲さない。小さなものは小さなものゝ様に經營して行かなければならぬのであります。さうして中位のものは其の様に大きなものは又其の様に各適當に綠化して行かなければなりません。殊に先刻も御話がありました通り公園には各其の目的に従つて種類があります。従つて綠化の方法も其の目的種類に適應する様にしなければなりません。單に綠化と云へば唯樹木さへ植えれば宜しきやに取られる惧も有りますが其れは間違つて居ります。無論樹木が中心になるのでは有りますが併し狭い所に大木を植えれば却つて邪魔になつて其の目的を達することは出來ない。其れから運動本位の廣場公園等でありますと樹木の配置にも其れ相當の注意が入りますが芝生等の注意も必要なことになります。御承知の通り歐羅巴の公園或は庭園と云ふ様なものは一口に申せば樹と芝の配置であると云つても差支ないのであります。日本の庭園と云ふものは芝も勿論用ひますけれども木と水と石が主になつて居ります。此の配置の如何に依つて其の趣が色々變つて参ります。其處で一例を申しますと奈良の如き春日山は天然林であります。一彼の森林は我々専門家の方で主張して天然記念物として保存されましたが一彼れは處女林として珍らしいから全部を天然記念物として保存して貰はねばならぬと云ふことになりました。春日山の方は千古の森林であるに不拘其の左の方の若草山はどうであります。あれが草山になつて居るには歴史上色々の理由がありませうけれどもそんなことは止めまして彼の草山

と云ふものを昔から習慣で眺望其の他の事から云つて彼れに残らず樹を植えて了ふと云ふ事にしたら如何なものでせう。其れは甚だ心なき業と思ひます。矢張草原として保存するのが一番宜しいと思ひます。即ち一方は處女森林他方は草山斯う云ふ風に配列すると云ふことは大きな景色に於ては甚だ面白いと思ひます。土地綠化に芝を植えるに致しましても其の植方には周到の考慮がなければならぬと思ひます。現に大阪邊で植えて居るものは間違つて居るのが少くないのであります。芝でさへあれば善いと思ふのは餘り無造作であります。普通の芝にも善いのもあります。鬼芝高麗芝もあります。公園等に高麗芝を植えて居りますが高麗芝はあゝ云ふ場所に使ふべきものではあります。枯れてしまひます。歐羅巴では日本と同じ芝は用ひて居りませぬ。多くは牧草を十分に刈込んで隨分寒い期節でも青々として居ります。日本の様に秋になれば枯れてしまふと云ふことはありませぬ。之は日本でも多少行はれ居ることは居りますが一般に行はれる迄には進んで居りませぬ。同じ芝を植えるに致しましても其の土地柄を研究して掛らなければなりません。例へば東京でも大阪でも或は東北でも北海道でも何處の都市でも構はず或る不結果に終るのは當然であります。暖地には其れに適したもの寒地には又其れに適した草木がなければなりません。植物には各適地と云ふものがあります。其の適地を外れた樹木を育成しようとしても徒に勞費多くして植えれば宜しいであります。其れから茲に一言御注意を喚起致したいことは外國産の植物に就てであります。

之は無差別に採用すべからざると共に無批判に排斥すべきものではないと思ひます。種類の善惡と我國殊に其の地方の氣候風土に適するや否やを充分吟味する必要があると思ひます。並樹に致しましても「プラタナス」に限ると云ふことは絶対ないのであります。此の樹は佛蘭西から來たもので寒い所には適しますが熱帶に持つて行けば虫が附いていけませぬ。獨逸産の「リンデン」は善いけれども大阪や東京には餘り適して居らない様です。仙臺や北海道地方には適する様です。日本の菩提樹は少しは違ひますが此の種類に屬するものであります。前申上げました通日本には多種多様の種類がありますが其れ等に就て一々詳しく申述べる時間を有ちませぬ。乍併芝で申上げたと同様各自其の土地に適する種類を御研究になつて御採用あらむことを希望致す次第であります。大阪ではどうかと申しますと高臺の方と低地とは自ら適種を異にして居ります。お城附近から上本町へかけて南に延びて居る高臺に於ては粘土が厚い層を爲して居りますから立派な樹を植えましても中々育成致しませぬ。之に就ては相當對策を考へねばならぬことゝ思つて居ります松の如きは到底駄目であります。以上の例の如くでありますから色々御研究になつて土地に適する種類を御選擇になり公園とか廣場とか各其の目的に適ふ様にお作りになることは何處迄も必要ではないかと思ふのであります。

それから公園と公園とを繋ぐ道路の綠化即ち並樹のことであります。が一日本は市街地の並樹に就て問題が出て居りませぬけれども一之は念の爲に此の場合に於て一言御許しを願ひたいのであります。此の並樹は西洋建築の昨今出來た様な市街地の店舗連擔の道路の兩側に植えると云ふことは研究すべき問題であらうと思ふのであります。悪いとは申しませぬ考ふべきことだと申すのであります。と申しますのは若し只今の様な歩道の狭い所にあゝ云ふも

のを植えて其の樹が何時迄も小さくて居て呉れゝば宜しいが太くなつて來たならば寧ろ邪魔になりはしないか若し樹が育ち難い所で枯れてしまつたらどうするか。枯れたものゝ補給として同様のものを持つて來ることは出来ない。「プラタナス」の如きは佛蘭西から來たものであるが大木になつて邪魔と云ふよりは枯れて了ふだらうと思ひます。阪神國道に「プラタナス」が植えてある様ですがあゝ云ふ郊外地は市街地と趣を異に致しますから相當成育を見るであらうと思ひます。それから梅田大江橋間の新規に出來た二十四間道路の車道の真中にもお植えになつてありますがあゝ云ふ廣い道路は例外として堺筋に植えると云ふことは如何であらうかと思ひます。東京では馬場先門の所に公孫樹を植えてありますが如何にも現在の建築物に適當するだけに生育して太さも釣合つて居ります。併し公孫樹と云ふ樹は非常に大きくなり一抱も二抱もある様になります。あの調子で大きくなつたら彼處の歩道はどうなるか。歩道は持上げられ非常な邪魔をするでせう。而已ならず一朝風の爲に其の街路樹が倒れでもしたらそれは非常な危険であるのみならず交通を杜絶して了ひます。並樹の種類は餘程考へなければならぬことゝ思ひます。東京帝國大學の構内に並樹として植えてありますがあゝ云ふ個所には適當の様であります。郊外に出るとか先刻お話になりました公園を繋ぐ道路とか云ふ様な所になると並樹が大きく立派になつて多少歩道の邪魔をする位のことは忍び得ると思ひます。

餘り長くなりますがもう一言申上げたいと思ひます。我國では往時市街地に竪樹を植えたか懲かに判りませぬが『見渡せば柳櫻をこきませて都ぞ春の錦なりける』と云ふ古歌から見ますと家の圍りには植えた様であります。京阪電車の如きは兩側に櫻と柳とを植えて景色を添へて居りますが將來竪樹が大きくなると邪魔になりはしないかと思ひます。

ひます。昔の様に交通機關の障礙がない時代には宜しうございますが今日の施設としては餘程考へて行らなければならぬと思ひます。それから東海道筋の竝樹は皆針葉樹を植えて居りますがあれは間違つて居ります。餘り詳しいことは申しませぬが要するに竝樹は葉の落ちるものでなければなりません。公園其の他にお植えになるものも葉の落ちるものと落ちないものを考へなければなりません。葉の落ちるものの中にも針葉樹と闊葉樹があります。随分種類に富んで居りますから取合せを能く考へることが一番よくはないかと思ふのであります。要するに私の申上げたことを簡単に申しますれば土地々々に依つて各相應したものを選擇すると云ふことが必要であると云ふことが其の趣旨であります。

◎小公園問題

都市計畫大阪地方委員會技師 大屋靈城

都市の公園問題中各都市で差當り困つて居る問題は小公園の問題であります。特に都市の児童を遊ばせる爲の遊場の計畫であります。先月の内務省の都市計畫主任官會議に於きまして區別整理を行ふ場合には少くとも其の地域内の總面積の三パーセント以上の公園を保有しなければならぬと云ふ打合がありました。從つて今後は追々と各都市の周圍に公園が出来る機運が醸釀されるだらうと思ひますが然らば其の配置分布は如何、面積の程度は如何、施設の内容は如何斯う云ふ問題に就きましては今日迄何等本邦特有のものを發表したものは無い様に思ひます。昨日も毎日新聞社長本山氏が小公園の報告を聽きたいと云ふ御希望であります。私はさうした御希望に副ひたいと思ひます。

つて出ましたが速も僅十分間では充分なことは申上げられないと思ひます。大急ぎに極く大體を申上げようと思ひます。

都市計畫として小公園を計畫します上に最も我々が考へなければならぬ問題は次の様な十四五の問題であると思ひます。

- (一) 小公園が利用され得る範囲如何、
- (二) 一人の児童に必要な公園の面積
- (三) 小公園の單位面積は如何、
- (四) 小公園の運動機具は如何なるものを選ぶべきか、
- (五) 小公園以外適當の児童の遊場はないか、
- (六) 小公園の使命は何にあるか、
- (七) 地域別に依り小公園の計畫に差異を生ぜしむる必要なきか、
- (八) 小公園計畫に際し児童一人當りの標準面積を幾らにしたらよいか、
- (九) 運動遊戯機具の規畫標準を何う云ふ風に定めたらよいか、
- (十) 小公園の築造費はどの程度を標準にしたらよろしいか、
- (十一) 區割整理に際し小公園を強制的に取る可否如何、
- (十二) 小公園の受益者に負擔金を課せられるか、

(十三) 小公園の管理の方法は如何にするか、

(十四) 「ネバーフードセンター」が日本の都市に必要ありや、

(十五) 小公園以外の児童の遊場は如何にして取るか、

右十五の問題に就きまして約七年間に亘り大阪市内を基本として各都市に就いて調査研究致しました其の一端を發表致したいと思ひます。以下各項に付順次概要を申上げて時間不足の爲申上げられない部分は何れ他の機會に申上げたいと思ひます。

第一の小公園は一體どの位の範囲に利用されるか。一つの小公園がどの位の誘致距離を持つて居るかと云ふ問題であります。亞米利加其の他の國に於ても學者が説を爲して居りますが數字を擧げた細かい研究は餘りない様であります。私共地方委員會に於きましては大阪の二つの小公園に就きまして大正十四年一月、六月、九月同十三年の十月此の四回に亘りまして小公園がどれ程の距離に利用されて居るかと云ふことを調査致しました。其の結果から見ますと公園利用の距離は三町以内最も有効で五町位迄は多少利用されるが其の以外には及んで居りませぬ。此の結果は外國と餘り變りが無い様であります。此の事實から小公園は可成近距離に出来るだけ多く造ることが必要であります。即ち子供を小公園に引張り出すよりも公園を子供に近付ける方が必要であると云ふ結論を得た次第であります。

第二以下十四の問題は時間がありませぬから何れ他の機會に於て申上げたいと思ひます

●景勝地を風致地區に

京都植物園技師 野間守人

吾人が餘り労力を費さずして自山に享受し得るものに日光と空氣とが有ります。此の二つは吾人の日常生活には缺くことの出來難い必要なもので一般の食物や水等と共に最も重要視せられなければならないものであります。而して此の日光と空氣とは清新なるものが望ましいものであります。反射光の強烈なるものや常に陰鬱なる光線は何れも皮膚の健康を害するもので又汚濁せる空氣は呼吸器を刺激して疾病的因を爲すものであります。然るに都市に於ては理想的な清新なる日光と空氣とを享受すると云ふ事が段々と困難になつて行く傾向があります。誠に都市の發達するに従ひ平面的膨脹と共に立體的擴築の盛んに行はるゝに至れば著しく其の感を深くするものがあります。

又區割整理は交通の利便、保安衛生其の他の經濟上の諸點を考慮して計畫實施せらるゝものであるが特に區割の或部分に夫々相當の綠地を割愛して、保安、衛生の爲を圖り充分に日光と空氣とを都市民が享受し得る様な方法を講ずることは計畫者として都市民に對して行ふ可き親切なる施設と思ふのであります。

綠地が都市民將來の利益の爲に衛生上は勿論のこと交通の複雑から来る混亂を緩和する爲に設けられ尙ほ公園的の利用殊に小公園として附近の児童の唯一の樂園となり都市愛郷の根本義を涵養するに極めて効果のあることは茲に改めて述ぶる迄もないことであるが更に都市内若くは都市附近に在る社寺苑地や靈域地等は最も保護を要するも

のであると思ひます。唯單に法律上の見解からは敷地を犯さねば宜敷いことでありませうが尙ほ都市全體からの考へを以てすれば綠地の保護の爲に其の周圍をして更に幾分の餘地あらしめ之を保護して置く必要があります。

本邦立國の精神を維持し思想安靜の保持の爲に將又隣保共榮、都市愛護の念慮を高調せしむる爲には何うしまして都市中心の頼るべきものあらしめ時に應じ相携へて靈場地に身神の淨化を圖る事が大切であると思ふのであります。天勝地美の恵から段々と離れ行かんとする都市に在りてはせめても靈場地を綠化して保存し常に建物を残すに留めず苑地の周圍には都市に於て相當の自由空地を設定し都市民の思想善導と體育増進とを企圖することも亦必要のことゝ信ずるのであります。

都市建設、都市改造に當り交通系統の樹立、建築物の規格制限、工場敷地の指定等將に行はれんとするのであります。が更に進んでは景勝地を保存して風致地區たらしめ且つ苑地の擴張を行ふは都市將來の爲に大に望む所であります。

◎綠化問題の解決は綜合都市計畫の立案にある

北 村 德 太 郎

内務技師として紹介されましたが私人として話をさせて戴きます。近代都市計畫は保存と開發の平衡關係を整備するのを第一着手と致しますのは先程來先輩の御高説でも明かであります。が其の計畫を樹てるには即ち綜合都市計畫を必要とすることは私が今此處で資言を費す迄もないと此處に問題となるのは我國都市計畫技術

者に關することあります。建築技師、土木技師、造園技師が鼎立し得る大都市では多少欠陥を除く事が出來ますが一人の技師のみの中小都市では得て一方に偏し易く其の結果は前述の目的を有する計畫立案を困難とする。即ち都市計畫専門技師養成機關のない今日當然豫測せらるゝ次第であります。

之を一二外國の例に見ますに英國の近代都市計畫學の創始者とも云ふべき「パトリック、ゲッジ」(Patrick Geddes) 氏の如きは植物學者、生物學者として出發し心理學者社會學者の路を踏んで遂に都市計畫學者としてをさまで居ります。又同國都市計畫權威者「パトリック・アーバークロムビー」(P. Abercrombie) 教授の如きは建築學者として出發しながら近頃は盛に森林問題に就て見識を發表して居ります。其の他獨逸の近代都市計畫法住居問題の權威者であつた故「エベルシュタット」博士(Eberstadt) の如きは商業家として出發點を切つて居ります。彼等の懶め徑路を辿つたあげくは遂に何れも都市計畫技術者養成機關の充實者となり一面専門の大學なり或は學會の設立なりを見るに至りました。

我國では此の點は搖藍時代で妙ながら遺憾の節があります。今後時勢の要求に應する綜合計畫立案の爲には急遽此の種の施設をするのが計畫を樹立する第一の健鑑であると信じます。其れから計畫の豫備にばかりで無く實行の上に特に密接の關係ある住宅問題及土地政策が都市計畫觀念の比較的普遍化せると相履行しないではいかと思はれます。が此の點も亦都市計畫技術者の大きな悩みであります。一九一〇年の獨逸帝國家庭法(Reichsheimstättengesetz.)に謂ふ「獨逸各民は庭を有する家を有せざるべからず。若し家庭園を有し得ざる場合には少くとも一個の共同小庭園を有すべし」の如きは獨逸住宅問題の將來の傾向を物語るもので且又都市計畫者に重要な影響を及ぼ

すものであります。最近我國でも社會局が不良住宅改善に手を染めましたが更に住宅の供給進んでは家と庭即ち本來の家庭への觀念向上を目的とするものなるや否や土地政策に於ても或は經濟學上より或は公益上より權利に對する義務の追求の程度、工業分散、田園移聚、可及的公有地維持及より自由なる増加方法之に關連する科學的土地位評價方法等の將來の歸趣乃至其の一端に就ても今日發表せられた研究は寧々たる感があり一々研究の餘暇なき技術者にとり心細い次第であります。此の事實は一面都市計畫時機尙早を裏書する様でも有るが他而鼎立すべき住宅及土地の問題が餘りに幼稚であることを否むことを得ない様に考へられます。要するに今日の處計畫の妥當は認むるも實行の爲に要する費用の關係から折角妥當と認められた案も开が實現を見ず遂に「理想なり」の一言で葬り去られ結局は將來又行ふ餘地なきに至るを恐れるであります。

◎綠地維持に就ての所感

楠原一郎

私は此の討議に參加さして戴く目的を完全に遂行致す爲に朗讀を許して頂きたいと思ひます。本案は極めて重要な問題であります故に一言苦言を提出したいと存じます。都市の優美的觀念を養成せむが爲には其の都市内に適當の自由空地の必要なることは敢て呶々を要せざる所であります。然るに坊間此の自由空地に對して甚だ遺憾乍ら誤解が伴うて居るのであります。即ち近く新設せられんとする所の土地増價税なり間地税なりに關するものがそれであります。都市に於ける多くの土地所有者の中には土地の自然的暴騰期を目的として居る所の所謂投機的空氣

の存在する反面に如斯空地に賦課せらるゝ所の間地税を免れんとする一種の採算的見地に基いて徒に住家を建設せむとする者があります。若し彼等の如き者にのみ委せんか都市は忽にして不自然なる環境を形成し而して其の中に於て社會惡釀成の不幸を生ずるのであります。我々は如何に社會の基礎的行動が (Laissez-faire) 自由放任に依つて故障せらるゝとは云へ此の事業に對して適當ふる社會矯正的拘束が作用せらるべきであらうと考へるのであります。故に私は結論として之に對する著名なる一例を申上げたいと存じます。それは諸君に於て既に御承知であらう如く一九一一年「プロシヤ」に於て一獨逸に於て一大都市の綠地並に其の他の自由空地の獲得の爲に法律の力を以て伯林「ノイルツロビン」「ウイルマード」「ベル」其の他二三の獨逸の共和團體が其の利害を共通するが爲に、利害を共通する市の事務を統一的に處理せんが爲に公園、原野、湖沼、景勝地及遊戯場等の空地を得んが爲に事務上の各行政團體を組織する事務的の一行政團體を組織し其の公共的組織に市町村の権限を遂行せしめ其の結果として現在の如き市の内部に向つて幾多の景勝地を所有するに至つたのであります。我國の如きは此の事例に従ひ一の法律的拘束力に依りまして事情を一にする土地の人口に依り之等の綠地が適當に最低標準が維持せられることを私は希望する次第であります。尙ほ市當局の土地の綠地運動に對しては無論一致協力して之に當らむことを希望するのであります。

視察

會議第三日日の二十一日は、會員を三班に分つて、神戸、京都、大阪の三方面を視察することとなつて居り、何れも視察地側の案内と歓待を得て十二分に視察の目的を達することが出来たのは、主催者の感謝措く能はざるところである。

第一班 (神戸方面)

午前九時二十五分、一行九十九名は大阪市役所前に集合、兵庫縣の岸田、井口兩技師の案内自動車を先頭に、西宮公營所の自動車その他二十八臺を連ねて阪神國道起點海老江で勢揃ひし、九時十分春光和やかな新國道を一路西走、武庫川で兵庫縣土木部長田邊良忠氏及び溝口西宮公營所長の出迎を受けて記念の撮影をなし、新緑滴る堤防のテント張でビールの饗應を受け、田邊部長より約三十分間國道工事の説明を聽き十時四十分武庫川を出發西宮神社に參拜、十一時五十分阪神國道の終點よりケーブルカーによつて摩耶山上へ登り、頂上に於て黒瀬神戸市長の歓迎宴に臨んだ撤宴後希望者四十九名は神戸市提供の特別電車によつて榮町一丁目に出て、午後二時五十分メリケン波止場より内務省神戸土木出張所の仕立のランチに乗船、所長坂本助太郎氏の説明を受けつゝ港内を隈なく巡覽した。

第二班 (京都方面)

京都方面午前十時天満橋京阪停留所に集合、京阪電氣鐵道株式會社特別仕立の電車によつて七條停留所に着す。松原京都市助役、永田同電氣局長、安田同土木局長其の他の出迎を受け、同市差廻しの自動車十三臺に分乗して七條通を西へ丹波口中央市場に到着、當局の説明を聞きつゝ場内を一巡の上、再び自動車に投じ出町橋御山電車停留所着、同會社特別仕立の電車により八瀬を経てケーブルカーに乘かへ御山上に到着、脚下に展開せる京都全市を俯瞰しつゝ晝食の饗應を受く。この間同市の都市計畫並に區劃整理の説明あり、松原助役の挨拶に對して牧東京市土木局長一行を代表して謝辭を述べ。歸途は出町橋より再び自動車にて植物園及び區劃整理地區の實狀を視察し、北野御室を経て新緑の風憲る嵐山に赴き、勝景を賞して午後五時同所を發し圓山公園に到着、一行は多大の満足を表し謝辭を述べて解散した。

第三班 (大阪方面)

午前九時三十分、勝東京市助役外一行十九名は九輛の自動車に分乗して市役所前を發し、九時五十分市岡抽水所に到着、鈴木下水課長の説明を聞き十時五十分築港住友倉庫に到り同支店長の案内にて第一突堤上に近く完成せんとする同倉庫の設備を視、十一時四十分第三みさき丸に搭乗して先づ東突堤に沿ひ進行しつゝ、船上にて午餐の饗應を受け、河内港灣部庶務課長の説明を聽き、關門を出で、島屋町沖合に於ける工事中の状況を視、更に港内櫻島に桟橋工事を視察して午後一時大棧橋より上陸、午後一時二十五分北扇町青年宿舎、衛生試験所、工業研究所等につきそれべく詳細なる説明を聽きつゝ視察を遂げ、次で柴島水源地に到り森脇淨水所長の案内にて構内唧筒場、貯水池、淨水

池等を視察の上、同所庭園に於て茶菓の饗應を受け、午後四時五十五分同所を發し午後五時二十五分市役前に於て解散した。

都市問題資料展覽會

全國都市問題會議の期間中、會場たる中央公會堂別室に於て、都市問題に關係ある資料の展覽會を開催することとなり、各方面の出品を求めた。資料は之を會議の問題に従つて區分し、第一「防火と建築」第二「不良住宅地區改善」第三「土地區割整理」第四「自由空地並に公園」とし、別に交通關係及雜部門を設けることとした。

出品目録は別記の通りであるが、今その概要を記載すると『防火と建築』には横濱市の出品に係る震災直後の廢墟の如き焼跡と復興途上にある大正十五年末の同市の現狀とを對比した大寫真や、大阪府消防課の大坂大火の跡を偲ばしめる大地圖や、之と關聯して消防機關の連絡網を示した圖表等は觀る人の眼を惹くに充分なものであり、又防火地區や商業地域の建築を模型によつて現はした市民博物館の出品、特殊建築物耐火構造の規定を圖解にした大阪府警察部の出品等は何れも注目に値するものであつた。

『不良住宅』の部では近く大阪市社會部の手によつて改善せられることとなつて居る下寺町の現狀寫真と鐵筋コンクリート二階建のアパートメントの豫想圖、同北島、姫島の月賦住宅の寫真と設計は、東京同潤會のアパートメント、ハウスと東西の對照をなし、大阪市立衛生試驗所の衛生上より觀たる不良住宅の現狀は衆目を惹いて居た。

『自由空地と公園』の部では中興都市が圓形式都市計畫を以て發達した結果、空地の保存が都市の發展に伴はず過密

生活に陥つた弊害を出發點として、空地、公園、廣場、田園都市の問題が高唱され、歐米に於ては都市計畫等の技術方面から立派に之が完成されて居る實例を第一室に於て示し、第二室では日本の現在の空地や公園を歐米のそれに比較して甚だ貧弱であることを痛感せしめて居り、又大阪市保健部設計の墓地の公園化、市公園課の大坂自由空地地理想計畫圖も頗る有意義のものであつた。

『土地區割整理』の出品の範圍は内務省、復興局、六大都市であつて、内務省の出品は工業、商業、住居の各地域別街廓敷地割標準圖表と建築間取圖を示したものであり、復興局よりの出品は町名町界整理圖、區割整理地の現形と換地決定圖等で好資料たることは云ふまでもなく、横濱市は都市計畫土地區割整理前後の對照圖外數點、名古屋市は同上十數點、愛知地方委員會からは名古屋市、岡崎市、一ノ宮市、豊橋市等の土地整理進捗圖、兵庫地方委員會からも同じく土地整理の進捗圖が出品された。京都市出品の都市計畫街路網並に土地區割整理區域の敷地割設計圖は他の都市に例を見ないところであり、大阪市の出品中飛行機上から寫した十數葉の寫真と街路配列の圖面等は多大の注意を惹いた。

交通關係及雜の部では、大阪市の高速度鐵道の設計圖や、市河川課が目下工事中の可動堰の模型、東京市出品の伊能忠敬の江戸實測圖、復興局出品の東京横濱の復興事業の概略、大阪朝日新聞社出品の大坂市廣路鳥瞰寫真等都市研究家の参考となるべきものが頗る多かつた。

八事耕地整理區十二間道路植樹帶設計圖

惟信町土地區割整理設計附圖

名古屋市土地區割整理及耕地整理進捗圖

岡崎市都市計畫區域內區畫及耕地整理進捗圖

一ノ宮市 同 上

豊橋市都市計畫區域內區畫及耕地整理進捗圖

名古屋市都市計畫街路及運河網圖並に公園配置圖

港東地區劃整理組合地區現形圖

京都市西北部發展狀況圖

阿山知耕地整理第一區豫定圖

八事耕地整理組合地區現形圖

同 確定圖

四、第四議題の分

農園設計圖

大大阪自由空地計畫圖

運動本位の小公園設計圖

大阪市公園並街路樹分布圖

大阪市上本町六丁目街園鳥瞰圖

綠樹帶比較表

同 調查圖

四枚(一組)一

古屋市

名知縣都市計畫課

同愛知縣都市計畫課

同同京都市

同同同同同同

- 大阪府公園分布圖
臺北公園平面圖
兒童遊戲に關する調査結果圖表
(1) どこで遊ぶか
(2) 遊園には何處から来るか
本邦著名公園面積比較園 (市内、郊外)
縣下諸都市面積と公園面積比較圖表
明石公園平面圖
同 寫真
京都植物園平面圖
名古屋市内小學校兒童遊場調查表
エバーシュタット圓圈式圖型 (說明付)
同 放射式圖型 (同)
同 扇形式圖型 (モウソン) (同)
伯林計畫綠地圖 (說明付)
ワシントン公園系統圖 (說明付)
エツセン市綠地計畫圖 (同)
ホワート田園都市圖型
同 上 詳細圖
未來の都市(説明付)

京都市人口千に對する毎時間乗車人員比例

大正十五年六月七日(月曜、晴午後曇、小時雨あり)調査

京都市電車運轉事故の原因別(男女別)比較圖(大正十四年度)

六大都市一人平均一ヶ年電車の乗車回數比較圖(大正十四年度)

時間別期別乗車人員

大正十五年六月七日(月曜晴午後曇小時雨あり)調査

電車乗客人員累年比較(自大正元年至大正十四年)

各都市の面積及人口に對する交通の狀態

京都市電氣軌道軌條磨滅狀態

京都市營新電車線路工事施行豫定順序圖

世界都市の乗客比較表(軌道延長百哩に對する乗客數)

世界大都市の乗客比較表(面積十平方哩に對する乗客數)

同 (人口十萬人に對する乗客數)

京都市疏水運河貨客統計表

京都市電氣軌道運轉貨重表(大正十五年度)

横濱市復興計畫電車線路圖

電氣軌道構造圖

電氣軌道安全島構造圖

復興後電氣軌道營業狀況豫想圖

電氣軌道關係(安全島、電氣信號等)寫真

最近十ヶ年間電氣軌道用電氣運輸狀況一覽表

京都市電氣局

同 同 同 同 橫 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

京都市電氣局

六、雜の分

名古屋都市計畫の平面街路及運河圖

上下水道模型

下水道淨化裝置模型

ブツクアンドペリオヂカルス

邦文圖書目錄

都市教育の研究

帝都制度に關する調査資料

都市問題

自治及修身教育批判

東京市政論(ビヤード博士)

東京市療養所寫真

東京市諸橋寫真

帝都の制度に關する意見

東京の工學的地質研究

都市庶民の金融改善に關する意見

公益質舗に關する参考法律案

東京市中央卸賣市場に關する意見

都市教育改善に關する意見

大建築物燃房資料

東京市純歲出事業別圖

同 財政の膨脹圖

東京市人口分布圖 (大正九年)

同 同 (同十三年)

同 同 (同十四年)

六一組〇一一八一一二

興局

京市政調査會

同同同東同同同同同同同同同同同同同同同復

京

東京市政調査會

興

局

都市計畫大阪地方委員會

興

局

東京河川及港灣工事實施額年次表
ザサニトリーアラーデメント
東京市衛生施設の概要
同衛生試驗所報告
東京市内及近接町村内社會事業施設の要覽
東京市療養所年報
葬儀施設位置
鐵筋混凝土に就て
新市街建築美に就て
町界町各地番整理案輯覽
セントルイズ地域圖
フランクフルト・アムマイン市地域圖
歐米の著名廣路と大阪の廣路
北米各都市に於ける地域制
大阪都市計畫區域内人口增加表
娛樂中心地調查圖
新世界に於ける用途別建物一覽
内外主要都市各種地域面積表
大阪に於ける風向及風速度圖
都市計畫法適用都市一覽表

附錄

第一回全國都市問題會議出席者氏名

(順序不同)

大坂市長 大姫路市長 大津市技師
尼崎市長 同 清水市長 技師
同 吳市助役 技師
同 大連市助役 技師
横濱市長
明石市長代理
岐阜市長
八王寺市長
同岡山市技手
同山市技手
福山市助役
八幡市主事

星菊神紅松鈴武松外有小山末蟠山小上原滋三
野田戸野田木藤尾村吉數本永口田川村田岡宅
謙元賀勝英長
次次次太慶文文國靜忠政徳長四次盛三長光
郎郎郎郎久藏吾松助一市松通濤郎郎治郎彦一治

池福五人相稻三松大天大稻三松相人五福池
見十村田良見十村田良見十村田良見十村田良
里本原田原原尾俣野島葉浦江良見十村田良見十村田良見十村田良見十村田良見十村田良
彦正兵權英仲勝信嵐外信嵐外信嵐外信嵐外
常種岩靖三四謙寬吉廣太太慶甚之吉信茂
弘七憲吉藏一郎郎次二郎吉郎郎次吉步助三一幸

平津吉南菊小伊平今折武吉大北菱内平潮
井田村 池濱東山 井下部田岡村田山田
孝、復 德 新 惠
三敏哲 慎淨正二 吉六 大太厚之紀之
郎雄三夫三鑛一郎哲延藏茂三郎介助一輔

木今永兒谷山井田坂關村小加松中玉岡
村井井玉田崎上邊田谷山島藤澤井置本
芳貫孝英新良靜新一和一之末茂
人一繁顯實二二忠夫造郎浩夫郎助吉郎樹

後高志藤堺近椎園波福高伊石大西武岡宮片矢山
藤岡賀原居藤原部江留木東原柴川森崎川桐柴口
虎志九左裔太早富
之那十五博兵文梯並貞俊孫次三武太次由匡
助齊人郎郎夫市雄夫喬治雄市郎郎市郎郎雄雄正

大	阪	市	此	花	區	長
同	東	區	長			
同	西	區	長			
同	港	區	長			
同	天	王	寺	區	長	
同	南	區	長			
同	浪	速	區	長		
同	西	淀	川	區	長	
東	淀	川	區	長		
東	成	區	長			
西	成	區	長			
都市	計	畫	岡	山	地	方
計	畫	委	員	會	技	師
新	潟	地	方	委	員	會
潟	方	委	員	會	幹	事
兵	庫	地	方	委	員	會
庫	方	委	員	會	幹	事
和	歌	山	地	方	委	員
歌	山	委	員	會	幹	事
嘱	託	技	師			
技	師					
委	員					
員						

勝中前松杉片速石吉木武神野長増木川光辰伊小
賀條川尾山村水塚住下岡冬尾尾田村口島馬藤野
熊野源大信宇太元太充爲守悌即政楠作治保榮
鹿次德太信宇大元太充爲守悌即政楠作治保榮
衛一郎義一郎茂藏藏茂一郎忠忠郎吉次定司司
雄夫郎平作作

名古屋市長	同	同	同	同
調査課長兼秘書課長	土木部長	道路課長	同	同
技手兼書記	高知市長代理	奈良市助役	主事	同
高崎市嘱託	函館市技手	和田市長	衛生課長	同
奈良市助役	土木課長	長野市助役	長崎市技師長	長崎市技師長
函館市技手	長野市助役	前橋市長	高崎市助役	高崎市助役
和田市長	衛生課長	長崎市技師長	高崎市助役	同役
主事	土木課長	高崎市助役	高崎市助役	同役
技師	長野市助役	前橋市長	高崎市助役	同役
所	長崎市技師長	長崎市技師長	高崎市助役	同役
助役	高崎市助役	高崎市助役	高崎市助役	同役
市	高崎市助役	高崎市助役	高崎市助役	同役
島	高崎市助役	高崎市助役	高崎市助役	同役
廣島	高崎市助役	高崎市助役	高崎市助役	同役
市	高崎市助役	高崎市助役	高崎市助役	同役
助役	高崎市助役	高崎市助役	高崎市助役	同役
所	高崎市助役	高崎市助役	高崎市助役	同役

奈黑伊三星小竹羽森羽舟本兼岡三山大久鶴黑田
良河藤浦野池内田場木島田浦口塚保飼谷阪
崎房重義多二田了平五貞貞幸慎勝一治三正一和磐博正賢太
助郎次次衛三藏郎三郎二輔男厚雄宇利實一郎

大垣市技師 下ノ關市技師 津市書記 神戸市長
同都市計畫部長 臺中市協議會員
大阪市助役 同 同 同 同 同 同 同
電氣局長 收入役 理事

灌小安池島雨橫清岩坂角北加木有森黑後荒竹
山烟達川崎宮山水田岡々南田口垣瀬藤木原
大德源八美龜
良富將次孝春太成鳴矢武正邦義一弘忠
一記總郎彥雄郎熙實海泉雄夫宣敬章郎志福義寅

野逢舖津玉大林森朝小松中青小桧田一小鎌森自
村阪松熊置楓田出本井木林谷中松西田下川
源倉恭增英善善唯藤松
吾彌郎藏郎平郎助義衛輔助治郎吉郎吉郎七一吉

中吉川村吉寅吉兵吉衛 橋岩間吉繁吉衛 橋村尚吉次一吉藏郎
中大間吉尚吉藏郎大浦音九郎大治郎大郎大郎
石川川川房政市正助郎郎郎郎
北島武政正茂郎郎郎郎
田田郵政治市正治郎郎郎郎
本西安兵兵兵兵
北岡安藤兵兵兵兵
宮林民兵兵兵兵
小岡藤兵兵兵兵
中西次兵兵兵兵
吉藤榮兵兵兵兵
澤藤榮兵兵兵兵
名藤榮兵兵兵兵
加藤榮兵兵兵兵
澤藤榮兵兵兵兵
川藤榮兵兵兵兵

同 靜岡地方委員會幹事
同 廣島地方委員會技師
同 熊本地方委員會幹事
同 大阪地方委員會委員
同 同 委員
同 同 委員
同 同 技師
同 同 技師
同 富山地方委員會技師
同 岐阜地方委員會技師
同 愛知地方委員會技師
同 同 技師
同 同 技師
同 京都地方委員會技師
同 技師

谷大狩永石石安赤宮小大辻堀澤吉伊宮浮黒上山
木野田川谷藤司本田屋本畑田田藤本須岩野極
外次榮貫長鱗三三留次久政節二
堅郎九實耀顯頃一治林城郎吉郎松生實隆夫郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
大 阪 市 會 議 員 事 委 委 務
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

海古上村辻豊細中中土杉廣増山上神伊關仲川田
老畠村井本島谷野井野瀬田野田戸丹口本中
友銀松郁間乙萬又元
次次重基次久辰三菊芳次徳種平孝太榮次三
郎郎助一郎七藏郎雄雄郎藏松一吉郎助勳郎郎

大阪毎日新聞記者 同
大阪時事新報記者 同
大阪朝報記者 同
關西日報記者 同
大阪日日新聞記者 同
新日報記者 同
大阪電報通信記者 同
今日新聞記者 同
大阪毎夕新聞記者 同
夕刊大阪新聞記者 同
昭和日日新聞記者 同
大阪朝日新聞社 同
大阪毎日新聞社 同
電氣協會關西支部 同
日本建築協會副會長 同

宗上高高紀梶筒廣爛前阪宮吉田福西高西奥森香
田石内山江隆山西田飼田中井村木村本川
原眞朝慶仁恒賢
兵令五武義次義兵陸三威俊三良健治太
藏吉操郎夫三保郎茂輔輝郎夫一郎一德吉郎郎孝

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
京都下鴨植物園									
大阪ロータリークラブ會長									
大阪有恒俱樂部理事代理									
評議員									
大坂市政調査會理事	都市創作會幹事	東京市政調査會理事	日本社會學會員	兵庫縣都市研究會長	日本社會學會員	東京市政調査會理事	都市創作會幹事	大坂土地協會	名古屋園藝會代表者
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	參事	同	同	同	同

池横佐蒲中早瀬藤田濱谷久
野長吉坂野丹舟有勝楠弓鬼渡木野井中
谷川田野田間下阪田原家邊島村上西
眞鍵五孝成守太忠次一七忠鐵太太濟
一郎一一人郎平郎郎郎一藏郎郎美海衛郎勉吉

大坂市會書記長 同
京都市會議員 同
岸和田市會議員 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 廣島市會議員

堀加原松中岸辻中鹽松東覺榮岡中小光永富和木
江藤浪村上村原原野木部島林明尾田田野
秀俊靜市利一伊治太三十三兵正正正四相正
一夫村吉夫郎平郎助郎郎郎一郎庫二道三郎也俊

堺商業會議所書記長	福井商業會議所書記長	廣島商業會議所會頭
同	同	同
京都帝國大學教授	助教授	
大阪外國語學校長		
大阪醫科大學長		
神戶高等商船學校長		
神戶高等工業學校教授		
大阪每日新聞社長		
大阪朝日新聞社專務取締役		
大阪時事新報社長		
大阪朝報社長		
大阪日日新聞社長代理		
夕刊大阪新聞社長		
大阪電報通信社長		
帝國通信社大阪支局長		

西能前猪岡堀下本高小楠中武武大德高勝兒坪肥
川島田野島村山木關本居田藤永松盛島川塚
政久太次勘彦太三三四五高升之幸信君
義進吉郎郎一宏一作平郎覺郎一彦初吉助吉一藏

大坂有恒俱樂部會員	同
株式會社大林組取締役技師	同
株式會社大林組	同
大阪農工銀行頭取	同
三菱倉庫大坂支店長	同
日本石油株式會社	同
關西信託株式會社専務取締	同
株式會社住友倉庫常務取締	同
王子製紙株式會社	同
阪神急行電鐵株式會社	同
専務取締役	同
日本ボートランド	同
セメント同業會理事	同
住友合資會社工作部	同
城東土地株式會社	同
住吉溫泉土地株式會社社長	同
泉尾土地株式會社	同
長谷川倉庫	同
大阪電氣軌道株式會社社長	同

同	關西土地株式會社
同	大阪北港株式會社代表者
同	城北土地株式會社
同	大阪住宅經營株式會社取締役
同	建築設計業
同	京都市上京區下鴨森本町
同	大阪市北區大融寺町
同	大阪市都島土地區劃整理組合
同	西淀川土地區劃整理組合
名古屋市八事耕地 整理組合副組長	
同	組合員
同	同中京土地區劃整理組合副組長
事務員	同中京土地區劃整理組合副組長
同	京阪電氣鐵道株式會社社長
同	安治川土地株式會社監查役

長加秋莉笠元吉渡松野安池堀井黒田高北太
尾藤田谷原田野邊室村井田狩田島木田村田久
四郎帝辰作龜作重一武宗歸之太三次光
左衛門重源三太二三忠重一進郎輝郎熙

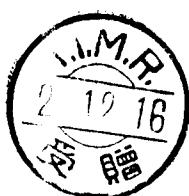
同 同
大阪都市協會

同 同
評議員

坂 田 幹 太
森 真 田 秀 吉
平 兵 衛

(以 上)

第一回全國都市問題會議錄 (終)



昭和二年十一月十五日印刷
昭和二年十一月二十日發行

奥付
定價金貳圓

大阪市北區中ノ島大阪市廳內
發行兼編纂者

大阪市南區鰻谷中ノ町三十九番地
大阪都市協會

印 刷 者 岡 本 省

大阪市南區鰻谷中ノ町三十九番地

印 刷 所 中 村 盛 文 堂

大阪市北區振替大阪三一九七二番地

大賣捌所

曾根崎上三 (振替大阪三一九七二番地)
電話北一六五五二三番

大 同 書 院

三